

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 23 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

送信済みアイテム

[Redacted]

13:58

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

[Redacted]

13:56

メモ

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

[Redacted]

13:53

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

[Redacted]

13:51

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

[Redacted]

13:49

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)及び質問に対する回答について

内調職員061(内閣情報調査)

アクション

宛先:

添付ファイル:

警察庁.ZIP (50 KB)

ル:

2012年1月13日 13:32

警察庁警備局警備企画課 藤原様、[Redacted]様

いつもお世話になります。標記の件につきまして、

1 法制局持込み予定資料

- ・ 条文素案
- ・ 論点ペーパー「合議制の行政機関における特別秘密の指定及び管理について(案)」
- ・ 論点ペーパー「適性評価の代替措置について([Redacted]) (案)」

2 12月27日付け貴庁からの意見に対する回答

を送付いたしますので、よろしくご査収ください。

なお、資料の取り扱いには、十分ご注意をお願いします。条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。

メール

ご多忙のおり、恐縮ですが、どうぞよろしくお願いします。

予定表

連絡先

内閣官房 内閣情報調査室

タスク

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 23 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査)

日付のスレド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

送信済みアイテム

13:58

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

メモ

13:56

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:53

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:51

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:49

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: [Redacted]

添付ファイル: 外務省.ZIP (37 KB)

ル:

2012年1月13日 13:38

外務省 大臣官房総務課 [Redacted]様、[Redacted]様

いつもお世話になります。標記の件について法制局持込み資料(予定)を送付いたしますので、よろしくご査収ください。

ご質問等ございましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取り扱いには、十分ご注意ください。条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。

ご多忙のおり、恐縮ですが、どうぞよろしくお願い致します。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

[Redacted]
〒100-8968
東京都千代田区永田町1-6-1
TEL: 03-5253-2111(内線: [Redacted])
E-Mail: [Redacted]
.....

メール

予定表

連絡先

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 23 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

送信済みアイテム

[Redacted]

13:58

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

メモ

[Redacted]

13:56

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

[Redacted]

13:53

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

[Redacted]

13:51

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

[Redacted]

13:49

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危.ZIP (37 KB)

ル:

2012年1月13日 13:45

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつもお世話になります。標記の件について法制局持込み資料(予定)を送付いたしますので、よろしくご査収ください。

ご質問等ございましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取り扱いには、十分ご注意ください。条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。

ご多忙のおり、恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

[Redacted]

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

メール

TEL: 03-5253-2111(内線: [Redacted])

予定表

E-Mail: [Redacted]

連絡先

.....

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 23 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

受信トレイ

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

下書き

送信済みアイテム

削除済みアイテム

メモ

迷惑メール

今日

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:58

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:56

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:53

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:51

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:49

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル: 内政.ZIP (37 KB)

ル:

2012年1月13日 13:42

内閣官房副長官補室(内政) 高岩様、岩浅様

いつもお世話になります。標記の件について法制局持込み資料(予定)を送付いたしますので、よろしくご査収ください。

ご質問等ございましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取り扱いには、十分ご注意ください。条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。

ご多忙のおり、恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111 (内線:)

E-Mail:

メール

予定表

連絡先

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 23 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

送信済みアイテム

[Redacted]

13:58

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

[Redacted]

13:56

メモ

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

[Redacted]

13:53

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

[Redacted]

13:51

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

[Redacted]

13:49

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政.ZIP (37 KB)

ル:

2012年1月13日 13:44

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつもお世話になります。標記の件について法制局持込み資料(予定)を送付いたしますので、よろしくご査収ください。

ご質問等ございましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取り扱いには、十分ご注意ください。条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。

ご多忙のおり、恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

[Redacted]
〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線: [Redacted])

E-Mail: [Redacted]
.....

メール

予定表

連絡先

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 23 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査)

日付のスレド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

送信済みアイテム

13:58

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

メモ

13:56

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:53

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:51

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:49

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル

法務省.ZIP (37 KB)

ル:

2012年1月13日 13:47

法務省 刑事局公安課 角田様、伊勢様

いつもお世話になります。標記の件について法制局持込み資料(予定)を送付いたしますので、よろしくご査収ください。

ご質問等ございましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取り扱いには、十分ご注意ください。条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。

ご多忙のおり、恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111 (内線:)

E-Mail:

メール

予定表

連絡先

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 23 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

受信トレイ

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

下書き

送信済みアイテム

削除済みアイテム

メモ

迷惑メール

今日

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:58

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:56

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:53

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:51

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:49

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル 公安庁.ZIP (37 KB)

ル:

2012年1月13日 13:49

公安調査庁 総務部総務課審理室

いつもお世話になります。標記の件について法制局持込み資料(予定)を送付いたしますので、よろしくご査収ください。

ご質問等ございましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取り扱いには、十分ご注意ください。条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。

ご多忙のおり、恐縮ですが、どうぞよろしくお願い致します。

内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

メール

予定表

連絡先

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 23 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

受信トレイ

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

下書き

送信済みアイテム

削除済みアイテム

メモ

迷惑メール

今日

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:58

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:56

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:53

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:51

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:49

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

CC:

添付ファイル 防衛省.ZIP (37 KB)

ル:

2012年1月13日 13:53

防衛省 防衛政策局調査課 様、様(CC 様)

いつもお世話になります。標記の件について法制局持込み資料(予定)を送付いたしますので、よろしくご査収ください。

ご質問等ございましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取り扱いには、十分ご注意をお願いします。条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。

ご多忙のおり、恐縮ですが、どうぞよろしくお願い致します。

内閣官房 内閣情報調査室

メール

予定表

連絡先

〒100-8968
東京都千代田区永田町1-6-1
TEL:03-5253-2111(内線)
E-Mail:

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 23 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

送信済みアイテム

[Redacted]

13:58

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

メモ

[Redacted]

13:56

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

[Redacted]

13:53

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

[Redacted]

13:51

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

[Redacted]

13:49

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル

海保庁.LZH (39 KB)

ル:

2012年1月13日 13:51

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつもお世話になります。標記の件について法制局持込み資料(予定)を送付いたしますので、よろしくご査収ください。

ご質問等ございましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取り扱いには、十分ご注意ください。条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。

ご多忙のおり、恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

[Redacted]
〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線: [Redacted])

E-Mail: [Redacted]
.....

メール

予定表

連絡先

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 23 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

||

送信済みアイテム

[Redacted]

13:58

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:56

メモ

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:53

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:51

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:49

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル:

経産省.ZIP (37 KB)

ル:

2012年1月13日 13:58

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 斉藤様

いつもお世話になります。標記の件について法制局持込み資料(予定)を送付いたしますので、よろしくご査収ください。

ご質問等ございましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取り扱いには、十分ご注意をお願いします。条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。

ご多忙のおり、恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線: [Redacted])

E-Mail: [Redacted]
.....

メール

予定表

連絡先

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 23 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

送信済みアイテム

[Redacted]

13:58

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

[Icon]

メモ

[Redacted]

13:56

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

[Redacted]

13:53

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

[Redacted]

13:51

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

[Redacted]

13:49

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル

経産省.ZIP (37 KB)

ル:

2012年1月13日 13:56

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様

いつもお世話になります。標記の件について法制局持込み資料(予定)を送付いたしますので、よろしくご査収ください。

ご質問等ございましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取り扱いには、十分ご注意ください。条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。

ご多忙のおり、恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

[Redacted]
〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線: [Redacted])

E-Mail: [Redacted]
.....

メール

予定表

連絡先

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

（※傍線部は今後特に検討を要する部分）

（目的）

第一条 この法律は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものについて、その保護に関し必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、併せて我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に資する国際的な情報共有を促進し、もって国及び国民の安全その他の利益の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定め

る機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 この法律において、「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一 政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二 外国の利益を図る目的で行われる活動であつて、次に掲げるもの

イ 我が国の利益の維持のために秘匿を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ 大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であつて、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

3 この法律において、「安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一 安全保障

二 国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保全について外国政府（これに準ずるものを含む。以下同じ。）との間で生じている問題の解決

（特別秘密の指定）

第三条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関をいい、前条第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての別表各号に該当する事項であつて、公になっていないものうち、我が国の防衛上、外交上又は公共の安全と秩序の維持上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を

化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

(指定の有効期間及び解除)

第四条 行政機関の長は、前条第一項の指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、前条第一項の指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了するときにおいて、当該指定に係る事項が同項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内でその有効期間を延長するものとする。

3 行政機関の長は、特別秘密として指定した事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

(指定の調整等)

第五条 行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項（以下この条において「共有事項」という。）

を特別秘密として指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（以下この条において「特定行政機関」という。）の長の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

2 行政機関の長は、前項の規定により意見を聴取した結果、なお当該共有事項を特別秘密として指定する必要があると認めるときは、指定を行うべき時期について、特定行政機関の長と協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が調ったときは、行政機関の長は、当該協議の結果に従って当該共有事項を特別秘密として指定するとともに、その旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

4 警察庁長官は、行政機関と都道府県警察との共有に係る事項（以下この条において「警察共有事項」という。）を特別秘密として指定するとき、第一項の規定により他の行政機関の長に警察共有事項に係る意見を述べるとき、又は第二項の規定により他の行政機関の長と警察共有事項に係る協議をするときは、当該都道府県警察（次項において「特定都道府県警察」という。）における当該警察共有事項の取扱いの状況を踏まえて行うものとする。

5 警察庁長官は、警察共有事項を特別秘密として指定したとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る第三項の通知を受けたときは、直ちにその旨を特定都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長

(以下「警察本部長」という。)に通知しなければならない。

6 第三項の通知を受けた特定行政機関の長又は前項の通知を受けた警察本部長は、その職員に当該通知に係る共有事項又は警察共有事項を特別秘密として取り扱わせるための措置として政令で定める措置を講じなければならない。

(他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務)

第六条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の長及び職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の警察本部長及び都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者(当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする

者をいう。次項及び第十条において同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 行政機関の長は、前三項の規定により他の行政機関の長及び職員、都道府県警察の警察本部長及び都道府県警察の職員又は契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせようとする場合において、当該特別秘密が他の行政機関の長の指定に係るものであるときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならぬ。

(特別秘密の提供を受けることができる場合)

第七条 行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特別秘密の提供を受け、その職員に当該特別秘密を取り扱わせることができる。

一 前条第一項の規定に基づきその職員が特別秘密の取扱いの業務を行うため、他の行政機関から当該特別秘密の提供を受ける必要がある場合

二 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）の規定に基づき検察官が司法警察員から特別秘密に係る犯罪の捜査に係る書類及び証拠物の送致を受けるため、都道府県警察から当該特別秘密の提供を受ける必要がある場合

三 前二号の場合を除くほか、当該行政機関の所掌事務の遂行のため他の行政機関又は都道府県警察から特別秘密の提供を受ける必要がある場合

2 都道府県警察の警察本部長は、次に掲げる場合に限り、特別秘密の提供を受け、その職員に当該特別秘密を取り扱わせることができる。

一 前条第二項の規定に基づきその職員が特別秘密の取扱いの業務を行うため、警察庁から当該特別秘密の提供を受ける必要がある場合

二 特別秘密に係る犯罪の捜査のため行政機関又は他の都道府県警察から当該特別秘密の提供を受ける必要がある場合

(行政機関の職員の適性評価)

第八条 行政機関の長は、当該行政機関における特別秘密の取扱いについては、適性評価（次項から第十二項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた職員にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が、次に掲げる職を占める者である場合

イ 国務大臣

ロ 内閣官房副長官

ハ 副大臣

ニ 大臣政務官

ホ イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職

二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であつて、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。

2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

3 行政機関の長が、適性評価により適性を有すると認められた職員について、特別秘密を取り扱わせることができる期間は、第八項の規定による通知をした日から起算して五年を経過するまでの間とする。

- 4 適性評価は、対象職員について、次に掲げる事項を調査し、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価することにより行う。
 - 一 特定有害活動との関係に関する事項
 - 二 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
 - 三 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
 - 四 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
 - 五 薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）
 - 六 精神作用物質の依存症その他の精神疾患に関する事項
 - 七 飲酒についての節度に関する事項
- 5 行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものを調査するものとする。
- 6 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が前二項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求める

ことがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならない。

7 行政機関の長は、第四項及び第五項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

8 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。

9 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認めたと旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めたと理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

10 行政機関の長は、次に掲げる場合は、適性評価により適性を有すると認められた職員に対して再度適性評価を実施するものとする。

一 第三項の期間の満了後引き続き行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとする場合

二 行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認める場合

11 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかったとき又はその職員が適性を有しないと行政機関の長が認めるときは、第三項の期間内であっても、当該行政機関の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせないものとする。

12 第一項から前項までの規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

(都道府県警察の職員の適性評価)

第九条 前条の規定は、~~都道府県警察の警察本部長が、都道府県警察~~の職員に特別秘密を取り扱わせるときについて準用する。この場合において、前条第一項中「行政機関の長は、当該行政機関における」とあるのは「~~都道府県警察の警察本部長は、当該都道府県警察における~~」と、同項第二号中「当該行政機関の事務」とあるのは「特別秘密に係る犯罪の捜査」と、同号、同条第二項、第三項及び同条第五項から第十項までの規定中「行政機関の長」とあるのは「~~都道府県警察の警察本部長~~」とそれぞれ読み替えるものとする。

(契約業者の役員及び職員の適性評価)

第十条 行政機関の長は、第六条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該契約業者に、その役員及び職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるようにするものとする。

2 第八条第二項から第十二項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち」とあるのは「契約業者の役員及び職員のうち当該契約業者が」と、同項、同条第四項、第六項、第七項及び第九項の規定中「対象職員」とあるのは「対象役職員」と、同条第三項中「職員について、」とあるのは「契約業者の役員又は職員について、契約業者が」と、「通知した日」とあるのは「行政機関の長が通知した日」と、同条第八項中「対象職員」とあるのは「契約業者及び対象役職員」と、同条第十項中「職員に対して」とあるのは「契約業者の役員又は職員に対して」と、同項第一号中「行政機関の長がその職員」とあるのは「契約業者がその役員又は職員」と、同条第十一項中「その職員」とあるのは「その役員若しくは職員」と、「当該行政機関の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせない」とあるのは「当該行政機関の長は、契約業者に当該役員又は職員に特別秘密を取り扱わせないようにする」とそれぞれ読み替えるものとする。

(適性評価の実施に当たって取得する個人情報利用及び提供の制限)

第十一条 行政機関の長及び都道府県警察の警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を利用し、又は提供してはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第十二条 行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五号に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることのないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2 契約業者は、その職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(その他の保護措置)

第十三条 行政機関の長及び都道府県警察の警察本部長は、第三条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十五条 特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2 前項に掲げる場合を除き、行政機関の長若しくは職員又は都道府県警察の警察本部長若しくは都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

一 特別秘密を業務により知得した者を欺き、特別秘密を業務により知得した者に暴行を加え、又は特別秘密を業務により知得した者を脅迫する行為

二 特別秘密に係る文書、図画又は物件の窃取、特別秘密に係る文書、図画又は物件を保管する施設への侵入、特別秘密を記録した電磁的記録に係る不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特別秘密の管理を害する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第十七条 第十五条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2 第十五条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第十八条 第十五条第三項若しくは第十六条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十五条第一項、第二項若しくは第十六条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

2 前三条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

別表（第三条関係）

- 一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの
 - イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
 - ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
 - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- 二 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

- ト 防衛の用に供する暗号その他口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）
- 二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの
- イ 我が国の主権の維持及び安全保障等に係る外交の構想
- ロ 我が国の主権の維持及び安全保障等に係る外国政府（これに準ずるものを含む。）又は国際機関との交渉の方針又は内容
- ハ 外交に関し収集した我が国の主権の維持及び安全保障等に関する重要な情報
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

- 三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの
 - イ 第二条第二項第一号に規定する行為その他の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研究
 - ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報
 - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

平成24年1月 日
内閣情報調査室

合議制の行政機関における特別秘密の指定及び管理について（案）

1 問題の所在

国の各行政機関が法令の定める任務・所掌事務に従って行政事務を分担管理し、それぞれ独自に情報の作成・取得を行っている現状を踏まえ、本法制では、特別秘密の指定及び管理の責任を各行政機関の長に負わせることとしている。

この点、行政機関の中には委員会のように合議制をとるものも存在するところ、このような機関においては、特別秘密の指定及び管理の責任を自然人たる当該機関の長に負わせるべきか、当該機関自体に負わせるべきかが論点となる。

【別紙】国の行政機関のうち合議制をとるもの

2 検討

(1) 合議制をとる行政機関は、その任務・所掌事務の内容に鑑み、その意思決定を構成員の全会一致又は多数決にかからしめ、その判断の適正化を図るものと考えられる。したがって、当該行政機関の任務・所掌事務に係る意思決定は、原則として当該行政機関自体が行うことが望ましいと考えられる。このような考え方は、現行法上、構造改革特別区域法第4条第8項のように、「行政機関の長」を定義するに当たり、「行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。）」などと規定して、合議制の行政機関については長ではなく当該行政機関自体が意思決定を行うことを明確化している例^{*1}があることからもうかがわれる。

(2) 他方で、現行法の中には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）第3条のように、行政文書の開示を行う「行政機関の長」を定義するに当たり、構造改革特別区域法第4条第8項のような規定を置かず、合議制の行政機関についてもその長が意思決定主体である旨定める例^{*2}もある。

これは、合議制の行政機関の長に当該行政機関の事務の総理、統括等の権限が法令上認められており^{*3}、それらの権限に基づき長が掌理すべき事務に係る意思決定については、合議体ではなくその長に行わせることに合理性が認められるためと考えられ

*1 同様の例として、災害救助法第23条の2、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第13条第1項などが挙げられる。

*2 同様の例として、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第5条などが挙げられる。

*3 このような権限を規定する例として、「人事院総裁は、院務を総理し」（国家公務員法第11条第2項）、「各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について、これを統督する。」（国家行政組織法第10条、内閣府設置法第58条第1項）などが挙げられる。

る*。

(3) 以上を踏まえ、特別秘密の指定及び管理に係る意思決定を、合議制の行政機関自体とその長のいずれに行わせるべきかについて検討すると、

○ 特別秘密の指定は、適切にその権限が行使されなければ国の存立の維持や国民の知る権利に悪影響を与える可能性があり、また、特別秘密の漏えい等に重罰を科す根拠となる行為であるため、適正な判断が求められる度合いが高いこと

○ 特別秘密の管理のうち、適性評価については、対象職員のプライバシーを深く調査する制度であるが、このような権限を、事務の総理、統括等の権限しか有しない合議制の行政機関の長に認めることには、その職員、特に当該機関の他の構成員との関係で問題があると考えられること

といったことを踏まえ、合議制の行政機関自体に行わせることが適当と考えられる。

*4 情報公開法制定当時の旧総務庁作成に係る内閣法制局説明資料によると、「行政機関の長」の意義につき「行政機関が合議制機関である場合であっても、当該合議体ではなく、当該合議制機関の長を意味する。」とした上で、その理由について「合議体が決定すべき事務に係る文書については、合議体に開示・不開示の判断をさせることに合理性が認められるが、合議制機関の保有する文書としては合議制機関の長が掌理すべき事務に係る文書も少なくなく、このようなものについてまで合議体で開示・不開示を決する必要はない。そこで、合議体が決すべき文書については、必要に応じ、内部的な手続を取ることとし、合議制機関の長を開示・不開示の決定権者とする」と説明している。

【別紙】国の行政機関のうち合議制をとるもの

国の行政機関のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年五月一四日法律第四二号）第二条第一項に規定する各行政機関の単位において、合議¹制をとるものは以下のとおり。

1 安全保障会議

○ 安全保障会議設置法（昭和六十一年五月二十七日法律第七十一号）

（組織）

第三条 会議は、議長及び第五条第一項各号に掲げる議員（同条第二項の規定により臨時に会議に参加する議員を含む。）で組織する。

（議長）

第四条 議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 （略）

（議事）

第九条 会議の議事に関し必要な事項は、議長が会議の議を経て定める。

2 人事院

○ 国家公務員法（昭和二十二年十月二十一日法律第二百十号）

（職員）

第四条 人事院は、人事官三人をもつて、これを組織する。

2～4 （略）

（総裁）

第十一条 人事院総裁は、人事官の中から、内閣が、これを命ずる。

2 人事院総裁は、院務を総理し、人事院を代表する。

3 （略）

○ 人事院規則二一一（人事院会議及びその手続）（昭和二十四年一月十五日人事院規則二一一）

人事院は、国家公務員法に基き、人事院会議及びその手続に関し次の人事院規則を制定する。

*1 合議体とは、複数（少なくとも3人以上）の人員をもつて組織し、その構成員の全会一致又は多数決により、その意思を決定する組織体をいう。合議体は、国、地方公共団体その他の法人の機関に多くの例がある。国の機関についていえば、国会を始めとして、内閣、裁判所（裁判官会議）、人事院、会計検査院、各種の委員会、審議会等があり、地方公共団体についても、議会、選挙管理委員会、教育委員会、人事委員会等多くの例がある。合議体の機関に対するものは、独任制の機関であって、1人をもつて機関を構成するものであり、国についていえば、各省大臣、各庁の長官等、地方公共団体についていえば、都道府県知事、市町村長等である。（「法令用語辞典 第9次改訂版」学陽書房）

1～4 (略)

5 会議は、人事官の過半数をもつて定足数とする。議決又は動議の採決は、人事官の多数決を必要とする。

6～8 (略)

3 公正取引委員会

- 昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）
（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）

第二十九条 公正取引委員会は、委員長及び委員四人を以て、これを組織する。

2～4 (略)

第三十三条 委員長は、公正取引委員会の会務を総理し、公正取引委員会を代表する。

2 (略)

第三十四条 公正取引委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 公正取引委員会の議事は、出席者の過半数を以て、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3・4 (略)

4 国家公安委員会

- 警察法（昭和二十九年六月八日法律第百六十二号）
（設置及び組織）

第四条 内閣総理大臣の所轄の下に、国家公安委員会を置く。

2 国家公安委員会は、委員長及び五人の委員をもつて組織する。

（委員長）

第六条 委員長は、国務大臣をもつて充てる。

2 委員長は、会務を総理し、国家公安委員会を代表する。

3 (略)

（会議）

第十一条 国家公安委員会は、委員長が招集する。国家公安委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。

2 国家公安委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 (略)

5 公害等調整委員会

- 公害等調整委員会設置法（昭和四十七年六月三日法律第五十二号）
（組織）

第六条 委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

2 (略)

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 (略)

(会議)

第十二条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4・5 (略)

6 公安審査委員会

○ 公安審査委員会設置法(昭和二十七年七月二十一日法律第二百四十二号)

(組織)

第四条 委員会は、委員長及び委員六人をもって組織する。

(委員長)

第十条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 (略)

(会議)

第十一条 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 (略)

7 中央労働委員会

○ 労働組合法(昭和二十四年六月一日法律第七十四号)

(中央労働委員会の委員の任命等)

第十九条の三 中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十五人をもって組織する。

2～6 (略)

(中央労働委員会の会長)

第十九条の九 中央労働委員会に会長を置く。

2 会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。

3 会長は、中央労働委員会の会務を総理し、中央労働委員会を代表する。

4 (略)

(会議)

第二十一条 (略)

2 労働委員会の会議は、会長が招集する。

3 労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各一人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによ

る。

8 運輸安全委員会

○ 運輸安全委員会設置法（昭和四十八年十月十二日法律第百十三号）

（組織）

第七条 委員会は、委員長及び委員十二人をもって組織する。

2 （略）

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 （略）

（会議）

第十一条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び六人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 （略）

9 会計検査院

○ 会計検査院法（昭和二十二年四月十九日法律第七十三号）

第二条 会計検査院は、三人の検査官を以て構成する検査官会議と事務総局を以てこれを組織する。

第三条 会計検査院の長は、検査官のうちから互選した者について、内閣においてこれを命ずる。

第十条 検査官会議の議長は、院長を以て、これに充てる。

○ 会計検査院法施行規則（昭和二十二年五月三日会計検査院規則第四号）

第七条 次の事項は、院長の職権に属する。

一 会計検査院を代表すること

二 職員の栄典授与に関すること

三 検査官会議の議決又は検査官の合議を経た事項につき、その名を以て文書を発すること

四 顧問を委嘱すること

適性評価の代替措置について（法第8条第1項第2号関係）（案）

1 通常の適性評価によらないで特別秘密を取り扱わせることができる制度を設ける必要性

特別秘密の保護を徹底するためには、あらかじめ適性評価を実施し、適性を有すると認められた者のみに特別秘密を取り扱わせることが原則である。

一方で、通常、一連の適性評価のプロセスを完了するには1～2ヶ月程度の期間を要することが見込まれるため、特に、特別秘密を実際に取り扱うことを予測することが困難な事務を所掌する行政機関又はその内部の特定の部局において、その職員に直ちに特別秘密を取り扱わせなければ事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるような場合にまでこの原則を適用することは現実的でない。

このため、このような場合には、例外的に、必要最小の期間に限り通常適性評価を経ずに特別秘密を取り扱わせることができることとする必要がある。

2 適性の有無が明確でない者に特別秘密を取り扱わせる場合に講ずる代替的な措置とその限界

特別秘密を取り扱うことを予想していなかった者に直ちに特別秘密を取り扱わせる場合においては通常適性評価を経ずに特別秘密を取り扱わせる期間を必要最小限度に限ることを前提とすると、外部から漏えいの働きかけを受ける事態は想定しにくいいため、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らす主な背景・理由としては、自発的なもの及び意図しないものが考えられる。したがって、通常適性評価を経ておらず適性の有無が明確でない者の漏えいのおそれを低減させるための代替的な措置は、まず、この2点に関し、通常適性評価を経て特別秘密を取り扱わせる場合の各種の保護措置を強化することが考えられる。

具体的には、以下の措置を執ることが検討の対象となり得る。

(1) 複数の者による取扱い

特別秘密の保護に係る措置を適切に講じているかを取扱者各員が相互に確認しあうことで、取扱者が単独で特別秘密を取り扱うよりもこれを漏らすおそれを低減することができると考えられる。こうした効果に着目し、取扱いに係る全ての場面で複数の者で取り扱うこととすることが考えられる。

(2) 研修

特別秘密を恒常的に取り扱っている行政機関やその内部の特定の部局であれば、特別秘密の取扱いに係る各種の規範に従った手続が日々運用されることで職員が特別秘密の取扱いに習熟しており、漏えいのおそれに対する職員の意識が総じて高いことが想定されることから、仮に特別秘密の保護に係る措置が十分に講じられておらず漏えいに繋がり得る事態が生じた場合であっても組織的に対処することや、OJTにより個々の職員が取扱いに習熟することが期待できる。他方、特別秘密の取扱いを予測することが困難な行政機関やその内部の特定の部局にあってはこうした基盤が十分とはいえないことから、特に当該規範の未習熟に起因する漏えいのおそれを低減するため、取扱いに先立ち特別秘密の取扱いに係る必要最低限度の研修を行うことを必須とする

ことが考えられる。

(3) 宣誓

特別秘密の取扱いに係る各種の規範を理解している旨や、漏えいした場合には重罰に処せられることを認識している旨を宣誓させることは、特別秘密の保護に係る措置を実施する意識や特別秘密を取り扱う上での注意力を向上させたり、漏らそうとする思いを抑止したりする効果があり、漏えいの防止に資することから、特別秘密の取扱いに先立ち、こうした宣誓を行わせることが考えられる。

(4) 保護の状況の検査

特別秘密を取り扱うことを想定していなかった者が、直ちに取扱いをしなければならないような場面で特別秘密を取り扱う場合には、本来の事務処理に注力する余り、特別秘密の保護に係る各種の措置の実践がなおざりになることも考えられる。このため、特別秘密の保護に係る状況について毎日検査することとすることが考えられる。

一方で、およそ特別秘密を取り扱う場合には一定の保護措置が講じられることが想定されることから¹⁾、(1)～(4)の措置を追加的に講じたとしても、これらの措置によって得られる保護水準の向上には限界があり、通常の適性評価を実施しないことに伴って高まる漏えいのおそれを低減させる措置としては十分ではないと考えられる。

3 適性の一定の評価と他の措置との組合せによる代替措置

2記載の措置だけでは、適性の有無が明確でないまま取り扱わせることに伴って高まる漏えいのおそれを低減させる措置としては十分でないことを踏まえると、適性の評価を全く行わないまま特別秘密を取り扱わせる制度設計は適当ではないと考えられる。このことと通常の適性評価を行うことが現実的でないことを併せ考えると、通常の適性評価に代替する措置としては、簡易な方法による適性の評価²⁾と2(1)～(4)の措置を組み合わせる方法が考えられる。

そして、直ちに特別秘密を取り扱わせなければならない事情は一様ではないことや、適性の調査が深く実施できればできるほど漏えいのおそれを的確に評価でき、適性の評価以外の措置を追加する必要性が低くなることを考慮すると、この方法を採用した場合、別紙のとおり、複数の選択肢を設け、行政機関の長の判断によって代替措置を選択できることとすることが考えられる。

*1 ~~例えば、特別管理秘密制度においても、「複数取扱い」については、廃業に当たっては補助管理責任者等が立ち会うこととされ、「研修」については、管理責任者は取扱者には年1回これを実施することとされ、「検査」については、管理責任者が年2回実施することとされている。~~

*2 諸外国の例を見ると、通常の適性評価の一連のプロセスが完了していない者に特に秘匿を要する情報を取り扱わせる場合には、犯歴の確認等何らかの経路を経ている。

代替措置（案）

	A型	B型
想定される場合 (例)	A型かB型かは行政機関の長が状況に応じて選択	
	特別秘密を実際に取り扱うことを予測することが困難な事務を所掌する行政機関又はその部の特定の部局において、その職員に直ちに特別秘密を取り扱わせなければ事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるような場合（捜査等）	急な人事異動等により特別秘密を取り扱わせることとなった場合
簡易な適性評価	<p>○調査事項 第4項の7項目</p> <p>○調査方法 以下の方法で調査した限りにおいて適性を疑うべき特段の事情がなければ適性を有すると認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の適性評価の調査票を使用する（第5項の3項目は記入不要）。 ・調査票を担当者がチェックし、必要に応じ、口頭で補足質問する。 ・対象職員の所属機関の各種記録との照合は行わない。 ・関係者への質問や公私の団体への照会を行わない。 <p>○その他の手続は通常の適性評価と同様。</p>	<p>○調査事項 第4項の7項目と第5項の3項目</p> <p>○調査方法 以下の方法で調査した限りにおいて適性を疑うべき特段の事情がなければ適性を有すると認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の適性評価の調査票を使用する（全て記入）。 ・特定有害活動、犯罪・懲戒の経歴、情報の取扱いの非違の3項目関係については、必要に応じ、対象職員の所属機関の各種記録との照合、関係者への質問や公私の団体への照会を行う。 ・経済状況、薬物の濫用・影響、精神疾患、飲酒の4項目については、調査票を担当者がチェックし、必要に応じ、口頭で補足質問を行う。 <p>○その他の手続は通常の適性評価と同様。</p>
	○複数の者による取扱い（特別秘密の作成、廃棄以外の取扱い（保管、運搬等）についても複数の者で取	

物的管理の強化等	り扱う。) <ul style="list-style-type: none"> ○研修（物的管理を中心とした各種の規範について） ○宣誓（特別秘密の保護に係る各種の規範を理解している旨及び漏らした場合に重罰に処せられることを承知している旨） ○検査（取扱状況について毎日検査を行う。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○研修（物的管理を中心とした各種の規範について） ○宣誓（特別秘密の保護に係る各種の規範を理解している旨及び漏らした場合に重罰に処せられることを承知している旨）
期間	2ヶ月以内	2ヶ月以内
通常の適性評価との関係	移行しない。上記期間を経過後も特別秘密を取り扱わせる場合には、別途通常の適性評価手続を要する。	行政機関の長が、通常の適性評価と同様の方法により更に調査を進めることで、移行することができる。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○ B型は従前よりいわゆる「暫定措置」として検討してきたものである。 ○ 適用できる条件を真に必要な場合に限定しなければ、特別秘密を取り扱わせるまでに通常の適性評価を完了しようとはせず、安易に暫定措置によって特別秘密を取り扱わせることが常態化するおそれがある。 ○ 新制度では適性評価は発令前の早い段階から着手できるようになることを踏まえると、人事慣行の見直しによって暫定措置を設けなくとも発令前に適性評価を完了することが可能になると考えられるため、暫定措置を設ける必要性を検討する余地がある。 ○ 照会権限を行使することを前提とするならば、政令のみでは規定しきれないため、法律において規定を工夫する必要がある。 	

「秘密保全法制条文素案（12月16日付け）に係る論点」について（回答）

貴庁からの平成23年12月27日付け標記意見に対し、下記のとおり回答しますので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 第3条関係

第3条 行政機関の長（行政機関が国家公安委員会である場合にあっては、国家公安委員会を、前条第4号及び第5号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての別表各号に該当する事項であって、公になっていないもののうち、我が国の防衛上、外交上又は公共の安全と秩序の維持上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

2 （略）

- ・ 「行政機関」が国家公安委員会である場合に、「行政機関の長」は国家公安委員会とする修文を求める。

（理由）

- ・ 仮に行政機関の長を国家公安委員会の委員長とした場合、本法制上は、委員長が、国家公安委員会の委員に特別秘密を取り扱わせることができることとなる（第7条）。他方、警察法上、委員長は会務を総理し、国家公安委員会を代表する権限のみしか与えられておらず（同法第6条第2項）、委員長は委員の上位者ではなく、あくまでも国家公安委員会の議決に従って外部に対し国家公安委員会を代表するに過ぎないとされていることに鑑みると、行政機関の長を委員長とすることは警察法の体系とは馴染まない。

（回答）

貴見を踏まえ修文することとした。詳細は論点ペーパー「合議制の行政機関における特別秘密の指定及び管理について（案）」を参照されたい。

2 第5条関係

第5条 行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項（以下この条において「共有事項」という。）を特別秘密として指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（以下この条において「特定行政機関」という。）の長の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

2 （略）

3 前項の規定による協議が調ったときは、行政機関の長は、当該協議の結果に従って当該共有事項を特別秘密として指定するとともに、その旨を特定行政機関の長に通知しなければな

らない。

~~4 警察庁長官は、行政機関と都道府県警察との共有に係る事項（以下この条において「警察共有事項」という。）を特別秘密として指定するとき、第1項の規定により他の行政機関の長に警察共有事項に係る意見を述べるとき、又は第2項の規定により他の行政機関の長と警察共有事項に係る協議をすることは、当該都道府県警察（次項において「都道府県警察」という。）における当該警察共有事項の取扱いの状況を踏まえて行うものとする。~~

4 警察庁長官は、警察庁と都道府県警察との共有に係る事項警察共有事項を特別秘密として指定したとき、又は行政機関の長から当該警察共有事項に係る第3項の通知を受けたときは、~~直ちに~~その旨を当該特定都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定は、警察庁長官が警察庁と国家公安委員会との共有に係る事項を特別秘密として指定しようとする場合については、適用しない。この場合において、警察庁長官は、当該事項を特別秘密として指定した旨を国家公安委員会に通知するものとする。

- ・ 国家公安委員会と警察庁との関係を念頭に置いた規定となるよう修文を求める。

(理由)

- ・ 本条の意見聴取や協議等の規定は、分担管理の原則の下で異なる所掌事務を遂行する行政機関間では、特別秘密の指定の可否の判断や指定の時期についての意見が異なる可能性があるために、それを調整すべく置かれたものと考えられるところ、警察庁は、国家公安委員会の管理を受け、また、国家公安委員会を補佐する機関であるため、国家公安委員会との間で、特別秘密の指定の可否等の判断について意見が異なることは想定され得ず、国家公安委員会と警察庁との間で調整規定を適用する必要性は認められない。→ (新) 第5項を新設

- ・ 「当該都道府県警察における…取扱いの状況を踏まえて行うものとする」との規定は、当該事項については都道府県警察を主体的な立場として尊重するよう取えて求める趣旨とも解し得るが、対象となる情報はもともと警察庁が自らの所掌事務の遂行のために（例えば、テロリズムに係る事案への対処。警察法第5条第2項第4号参照。）取得したものであり、警察庁長官が都道府県警察と情報を共有するのも、警察庁の所掌事務の遂行のために必要であるからであること、また、警察庁長官は都道府県警察への情報提供に際して、その取扱いの方法について指示ができるのであり、自ら取扱いの方法を指示しておきながら、その取扱いの状況を踏まえる必要性は乏しいことから、これを法律上の義務とする必要はない。→

(旧) 第4項を削除

(回答)

- 第4項の削除について

指定の対象となる情報をまずは都道府県警察が取得し、その後警察庁と共有するに至る場合も想定し得るところ、それでもなお同項を削除すべきと考える理由を明らかにされたい。

- 第5項の新設について

原案どおりとさせていただきたい。

∴ 指定に当たり、上位にある国家公安委員会が警察庁に意見聴取等することについては、必要性が認められないとする意見を否定するものではないものの、逆に、下位にある警察庁が国家公安委員会に意見聴取等することについては、必要性が認められないとは言い難いと考えため。

3 第6条関係（詳細は別途説明）

第6条 (略)

2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合には~~限り~~、都道府県警察に対し、警察庁長官の定めるところにより、当該都道府県警察の警察本部長及び職員のうち別表第3号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることを指示することができる。

3 (略)

4 行政機関の長は、~~前3項第1項及び第3項~~の規定により他の行政機関の長及び職員~~、都道府県警察の警察本部長及び職員~~又は契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせようとする場合において、当該特別秘密が他の行政機関の長の指定に係るものであるときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。

5 前項の規定は、第2項の規定により警察庁長官が都道府県警察に対し特別秘密の取扱いの業務を行わせることを指示しようとする場合に準用する。

- ・ 警察法上の警察庁・都道府県警察間の関係を踏まえた規定振りとなるよう修文を求める。
- ・ 警察庁長官の指示の名宛人が都道府県警察の職員ではなく都道府県警察(又は警察本部長)となるよう修文を求める。

(理由)

- ・ 特別秘密の取扱いに関し、通常の行政機関間の関係と警察庁・都道府県警察の関係は大きく異なる。警察庁から都道府県警察への機密情報の提供は警察庁の所掌事務の遂行のために当然に必要な行為として制度的に予定されており、他の法律による特段の規定がなくても可能である。
- ・ 警察庁長官が都道府県警察の警察職員に何らかの行為を直接指示することはできず、指示の名宛人は都道府県公安委員会又は警察本部長である。

(回答)

当室としては、本条の「行わせる」という文言は、自衛隊法第96条の2第3項と同様、使役ではなく許容の意味で用いており、本条第2項は警察庁長官の都道府県警察に対する指揮監督権限を規定した警察法第16条第2項に抵触するものではないと考えている。

しかしながら、貴庁において、同条項との親和性をより高めるために本条第2項の修文の必要性を認め、資料も調べた上で内閣法制局に説明されるというのであれば、当室としてそれを拒むものではない。その場合、同局から従前指摘されていた以下の点に留意される必要があると考える。

- 行政機関間の垣根を越えた指揮監督権限を規定する法律は、警察法第16条第2項のみならず、自衛隊法第80条等複数存在するところ、警察庁・都道府県警察間の関係のみ特出しで規定することの整理。

4 第7条関係

第7条 行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特別秘密の提供を受け、その職員(行政機関が国家公安委員会である場合には、国家公安委員会の委員長及び委員をいう。以下この条、第8条及び第15条において同じ。)に特別秘密を取り扱わせることができる。

- 一 前条第一項の規定に基づきその職員が特別秘密の取扱いの業務を行うため、他の行政機関から当該特別秘密の提供を受ける必要がある場合

二 前号の場合を除くほか、当該行政機関の所掌事務の遂行のため他の行政機関又は都道府県警察から特別秘密の提供を受ける必要がある場合

~~三 都道府県警察の警察本部長は、次に掲げる場合に限り、特別秘密の提供を受け、その職員に当該特別秘密を取り扱わせることができる。~~

~~前条第2項の規定に基づきその職員が特別秘密の取扱いの業務を行うため、警察庁から当該特別秘密の提供を受ける必要がある場合~~

~~三 特別秘密に係る犯罪捜査のため行政機関又は他の都道府県警察から当該特別秘密の提供を受ける必要がある場合~~

- ・ 都道府県警察が他の都道府県警察に特別秘密の提供を行う場合に、警察庁の十分な関与を確保し、あわせて、必要性の認められない規定について削除を求める。
- ・ 7条に基づき国家公安委員会の委員が特別秘密の取り扱うことは想定されるどころ、文理上「その職員」に国家公安委員会の委員が含まれないと解される余地があることから、修文を求める。

(理由)

- ・ 7条においては、警察庁を介さずに、①他の行政機関が都道府県警察から特別秘密の提供を受けること、②都道府県警察が他の行政機関から特別秘密の提供を受けること、③都道府県警察間で特別秘密の提供を行うことが可能と解される規定となっている。

- ・ このうち、①は特別秘密の漏えい罪の捜査に関して検察庁が都道府県警察から特別秘密の提供を受ける場合、②は特別秘密の漏えい事件について、都道府県警察が他の行政機関から直接告発を受ける場合が想定されるが、これらの場合は、刑事訴訟法上の規定に基づいた秘密の提供が許容され、他の法律による根拠規定は不要と解される。

また、③は、事案の性質上、いずれの都道府県警察に特別秘密を提供するかを捜査を行っている都道府県警察の判断に全面的に委ねることは適当ではなく、警察庁の調整の下、警察庁又は提供元の行政機関が関係都道府県警察に対して特別秘密を提供する法制とすべきである。したがって、①から③までの規定はいずれも不要となる。

(回答)

- 第1項柱書きの修文について

原案どおりとさせていただきたい。

∵ 合議制の機関である国家公安委員会においては、同委員会自体が特別秘密を取り扱わせる主体となるどころ、委員長及び委員は同委員会の構成員である以上、特別秘密を取り扱わせる客体とはなり得ないため。

- 第1項第2号の修文について

貴見を踏まえ修文することとした。

- 第2項の削除について

原案どおりとさせていただきたい。

∵ 上記①及び②の場合、刑事訴訟法上の規定に基づいた秘密の提供が許容されることは貴見のとおりであるものの、そのことが第2項を削除しなければならない理由とはなり難いと考えられるため。また、上記③の場合、警察庁による調整が必要だとしても、同調整下で都道府県警察同士が特別秘密の提供を行うことを禁じる必要はないと考えられるため。

5 第9条、第11条、第13条関係

第9条 前条の規定は、~~都道府県警察の~~警察本部長が、~~都道府県警察の~~その職員に特別秘密を取り扱わせるときについて準用する。この場合において、前条第1項中「行政機関の長は、当該行政機関における」とあるのは「~~都道府県警察の~~警察本部長は、当該都道府県警察における」と、同項第2号中「当該行政機関の事務」とあるのは「特別秘密に係る犯罪の捜査」と、同号、同条第2項、第3項及び同条第5項から第11項までの規定中「行政機関の長」とあるのは「~~都道府県警察の~~警察本部長」とそれぞれ読み替えるものとする。

第11条 行政機関の長及び~~都道府県警察の~~警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第13条 行政機関の長及び~~都道府県警察の~~警察本部長は、第3条から第10条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第3条第1項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

- ・ 「警察本部長」は「警視總監又は都道府県警察本部長」の略称として規定されており（第5条第5項）、「都道府県警察の警察本部長」は同義反復であるので「都道府県警察の」を削除する。

（回答）

貴見のとおり修文することとした。

6 第15条関係

第15条 （略）

2 前項に掲げる場合を除き、行政機関の長若しくは職員又は~~都道府県警察の~~警察本部長若しくは~~都道府県警察の~~職員若しくは都道府県公安委員会の委員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、5年以下の懲役に処し、又は情状により5年以下の懲役及び100万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3～5 （略）

- ・ 都道府県公安委員会委員は、特別秘密の提供を受けることが想定されるが、罰則の対象となっていないことから、対象とするよう修文を求める。

（回答）

以下の2点につき明らかにされたい。

- 国家公安委員会が自ら指定権を有するとともに下位者である警察庁長官による指定権行使を管理する立場にあるのに対し、都道府県公安委員会はそのような立場にはなく、同委員が特別秘密に触れるのはごくまれと考えられるところ、それでも罰則の対象とする必要性があるか否かに関する貴庁の見解如何。
- 都道府県公安委員会の委員を罰則の対象とした場合、同委員を適性評価の対象とすべきとの指摘が考えられるところ、その点に関する貴庁の見解如何。

【機2】規制の新設審査について

金原 明彦(総務官室・本室)

送信日時: 2012年1月13日 15:59

宛先: 内調職員113(内閣情報調査室)

添付ファイル: [別冊]新設審査関係資料集.pdf (1 MB); 02-2(別添1)案件表.doc (56 KB); 02-4(別添3)整理表(記入例入り).doc (52 KB); 02-5(様式AB)指定法人、見直し条項.doc (44 KB)

内閣情報調査室 様

お世話になっております。内閣官房内閣総務官室の金原です。

法律を制定し規制を新設する場合及び指定法人を創設する場合は、
総務省に対し、各省協議の開催前に規制の新設審査を依頼する必要があります。

特別秘密の保護に関する法律については、当方に頂いた法案を拝見する限り、
行政機関における特別秘密の取扱について定めるものですので、
該当法令ではないと考えておりますが、
契約業者の役員等に対する検査に関する規定等が該当しないか、念のため、御検討下さい。

なお、規制の新設審査の対象として内閣官房より総務省に審査を依頼しているものとしては、

・一定の要件に当てはまる企業を行政機関の助言、勧告及び命令、報告、立入検査等の対象とする例

などがあります。規制を新設する場合は、

通常、5年以内に見直しをする条項を設けることとされています。(別添PDF資料5)

指定法人の創設については、具体的には、

行政事務の執行に際し、主務大臣等が個別の法令等(告示、通達等を含む。)に基づき、

法人や事業を指定(法令等では、指定、認定、登録等の用例がある。)し、

- ① 特定の法人に事務の委託を行ったり、
- ② 法人が行う特定の事業を行政上必須の要件として位置づけたり、
- ③ 特定の公共的事務を行うことに法律上の権威を与えたり、

最近内閣官房より総務省に審査を依頼しているものとしては、

- ・ 特定の金融機関を指定し、利子補給の対象とする場合
- ・ 一定の要件を満たした法人に対し、法律上に規定された業務を行わせる例

があります。こちらの審査基準については、別添PDF資料9を御参考ください。

総務省に規制の新設審査を依頼する場合は、まず「案件表」を御提出いただき、登録の上、

「整理表」と、指定法人を創設する場合は様式Aを、規制に見直し条項を設けない場合は様式Bを御提出いただくこととなります。

該当法案となる場合には、取り急ぎ「案件表」を1月18日（水）までに御提出下さい。

【別冊】新設審査関係資料集

資料 1	今後の行政改革の方針（抄）	1
資料 2	行政改革の重要方針（抄）	2
資料 3	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（第 64 案）	4
資料 4	規制改革推進のための第 1 次答申（平成 19 年 5 月 30 日規制改革会議）	5
資料 5	規制改革推進のための 3 か年計画（再改定）（抄）	11
資料 6	規制の新設を内容として含む法律案の取扱いについて（内閣法制局）	13
資料 7	行政代行人等について ・ 今後の行政改革の方針（抄） ・ 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（抄）	17
資料 8	公益法人に対する行政の関与の在り方の改革における登録制の導入について（論文）	27
資料 9	国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準	38
資料 10	規制緩和和白書（抜粋）	42
資料 11	許認可等の実態の統一的把握基準（行政評価局）	46
資料 12	政策評価に関する基本方針	47
資料 13	行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則	59
資料 14	規制の事前評価の実施に関するガイドライン	63

今後の行政改革の方針（抄）

平成 16 年 12 月 24 日
閣 議 決 定

4 規制改革の推進等

- (1) 規制改革の推進
規制改革については、民間主体の「規制改革・民間開放推進会議」と閣僚で構成する「規制改革・民間開放推進本部」の緊密な連携の下、
- ・ 事前規制型行政から事後監視型行政への転換を図るべく推進する。また、規制の新設を必要最小限にするとの基本方針の下、規制の新設審査等を厳格に行う。
 - ・ 国の専務専業について、官で行わなければならないかという視点に立って根拠から検証し、市場化テストの導入も図りつつ、民間開放を強力に推進する。
 - ・ 地方公共団体の業務の民間開放について、その阻害要因になっている国の法令等に基づき規制について、必要に応じ検討・見直しを行う。

行政改革の重要方針（抄）

平成 17 年 12 月 24 日
閣 議 決 定

「小さく効率的な政府」を実現し、財政の健全化を図るとともに、行政に対する信頼性の確保を図ることは、政府にとって喫緊かつ最重要課題の一つである。

このため、政府はこれまで「行政改革大綱」（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定。以下「12 年行革大綱」という。）及び「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定。以下「16 年行革方針」という。）等に基づき、「官から民へ」、「国から地方へ」等の観点から行政改革を推進してきた。

今後、「小さく効率的な政府」への道筋を確かなものとするためには、与党の議論を踏まえこれまで以上に専業の仕分け・見直しなどを行いつつ、行政のスリム化、効率化を一層徹底することが必要である。この観点から、以下のとおり、更に推進すべき行政改革の重要課題について、現段階で新たに政府として具体的な方針を策定するものを一括して取りまとめ、既往の行革方針等と示された事項と併せ、これらを更に推進し改革を続行する。

また、本重要方針で定める改革の今後における着実な実施のため、基本的な改革の方針、推進方策等を盛り込んだ「行政改革推進法案（仮称）」を策定し、平成 18 年通常国会に提出する。

(略)

7 規制改革・民間開放の推進

規制改革・民間開放は、我が国の経済活性化や国民生活の安定・向上を図っていく上で極めて重要であり、民間有識者からなる規制改革・民間開放推進会議と全閣僚により構成される規制改革・民間開放推進本部との連携の下、官製市場や国民生活、産業活動に対する国の関与等に関する規制改革・民間開放を推進する。

(略)

(2) 官業の民間開放の推進

「民間でできることは民間に」という原則を基本として、国が直接実施している専務・専業、独立行政法人、特殊法人、認可法人、公益法人（国からの指定等に基づき特定の専務・専業を実施する法人等）が実施している専務・専業、地方公共団体の専務・専業について、民間委譲（民営化、譲渡）、民間への包括的業務委託又は民間参入に向けた環境整備を積極的に

推進する。

(3) 主要分野の規制改革の推進

「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、計画の実施状況の監視やフォローアップ、個別要望や新たな課題への対応など、検討を進める。

特に、規制改革・民間開放推進会議が「構造的重点検討分野」として掲げる、少子化への対応、生活・ビジネスインフラの競争促進、外国人の移入・在留、「個別重点検討分野」として掲げる医療、教育、農業・土地住宅分野について、同会議の第2次答申の具体的施策を踏まえ、規制改革・民間開放推進本部とも連携を図りつつ、速やかに必要な規制改革を推進する。

(4) 規制の評価・見直しの推進

ア RIA(規制影響分析)の導入を積極的に推進する。このため、各府省は引き続きRIAの試行を積極的に実施するとともに、総務省は平成18年度中に行政機関が行う政策の評価に関する法律の枠組みの下で、規制について事前評価を義務付けるために必要な措置を講ずる。

イ 通知・通達等法令以外の規定に基づく規制について、規制改革・民間開放推進会議の第2次答申の具体的施策を踏まえ、必要な見直しを推進する。また、制度創設以来一定の年限が経過した規定に基づく規制について、平成18年度中に見直し基準を策定し、見直しを推進する。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(抜粋)
(平成十八年六月二日法律第四十七号)

(規制改革)

第六十四条 政府は、この法律に基づき簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の実現には、民間活動に係る規制の削減又は緩和が欠くことのできないものであることにかんがみ、金融、情報通信技術、出入国の管理、社会福祉、社会保障、労働、土地の測量その他の分野における規制の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

資料 4

規制改革推進のための第1次答申(抄)
一 規制の集中改革プログラム一

平成 19 年 5 月 30 日
規制改革会議

(略)

7 基本ルール

【問題意識】

(1) 規制の横断的評価・見直し

① 規制の周期的見直し等の推進規制改革を一層進展させるためには、個別分野・事項に着目した「規制改革」という手法に加え、規制そのものの性質・制形式などに着目して分野横断的に見直しをすすめる基準(以下「見直し基準」という。)を策定して、これに基づいた見直しを推進していくことが必要であるとの観点から、前身の規制改革・民間開放推進会議に引き継ぎ当会議では、規制の横断的な見直しに取り組んできている。

規制は、その導入時の社会的ニーズを背景とし、相応の検討を経た上で設けられるものであるが、その後の社会経済情勢の変化に成じた見直しを実施しない場合、多くの問題・弊害を引き起こすことがあると考えられるため、規制が適時的に更新されているか、定期的にチェックを行うことが必要である。

また、通知・通達等法令以外の規定は、一般的には私人を法的に規律する効力を有しないものと理解されているが、法令に類似する効果を間接的に有するもの、法令の趣旨、内容を超えた過剰な規制となるものが存在することもありえ、規制の透明性確保の観点からも問題がある。

以上を踏まえ、平成 18 年度においては、規制の一定期間経過後見直し基準による見直しの推進、及び、通知・通達等の見直し基準による見直しの推進に関する取組を行った。引き続き平成 19 年度においても、これらの見直し基準に基づく見直しを推進していくことが必要である。さらに、通知・通達等の見直し基準に基づく見直しに関しては、法令による通知・通達等の整理の在り方についても適宜検討を進めていく必要がある。

② 規制影響分析(RIA)の充実

規制影響分析(RIA: Regulatory Impact Analysis)については、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成 16 年 3 月 19 日閣議決定)において、その導入を推進することとされている。前身の規制改革・民間開放推進会議に引き継ぎ当会議は、総務省と連携して RIA の手法の活用を推進しており、「規制影響分析(RIA)の抜行的実施に関する実施要領」に基づき、平成 16 年 10 月に始められた R I A の試行件数は、平成 19 年 3 月末現在、190 件超に上っている。また、「規制改革・民間

開放推進3か年計画(再改定)」(平成 18 年 3 月 31 日閣議決定)(以下「3か年計画(再改定)」という。)に基づき、規制について事前評価を義務付けるため、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成 13 年政令第 323 号)が改正され、本年 10 月から施行されるなどの取組が行われている。

我が国の RIA 制度は、現時点においては規制については行うこととされているが、諸外国では RIA の手法が規制以外の行政分野においても政策の分析手段として通用されていることから、我が国においても更なる活用の余地があると考えられる。

現時点においては、基本的に規制のうち法律又は政令に基づくものが義務付けの対象とされているが、RIA 制度の趣旨を踏まえれば、基本的な方向性として、一義的には法令の形式にかかわらず規制全般を RIA の手法の対象とすることが望ましい。さらに、RIA の手法を規制以外の行政分野にも利用していくことにより、客観性と透明性の向上に資するものと考えられる。

したがって我が国の RIA 制度については、制度の実施状況や諸外国の制度の状況等を勘案しつつ、将来的には、その義務付けの範囲や対象分野についても拡大する方向で検討を行っていくべきである。

RIA の実施に当たっては、定量的な分析、分析結果の金錢価値化等、その質的向上を図っていくことが重要である。また、その前提となる情報・データを蓄積するためには、規制についての事前評価を行うに当たって、諸外国における取組を参考にしながら、有識者・利害関係者等との間において諸外国で実施されている情報提供・情報収集活動(コンサルテーション等)を前広に実施するなどの取組も重要である。

規制に関しては、その新設又は改廃によって、事業者間の競争の状況に影響を与えるものが存在する。諸外国においても、規制の新設又は改廃に当たって、競争に対する影響の評価の基準を取り入れる動きが広がっており、我が国においても規制が競争への影響を及ぼすことが明らかなる場合は、規制の新設又は改廃の際に規制の競争への影響を考慮事項とすることについて検討が必要である。

また規制の新設又は改廃に当たり、RIA による事前評価を実施した規制については、社会経済情勢の変化等を踏まえ、適時的に規制の見直しを行うことができよう。また、規制についての評価の質の向上に資するよう、当該規制によって発生した影響の突極把握(モニタリング)や RIA の事後検証を必要に応じて行うことが必要である。

(略)

【具体的施策】

(1) 規制の横断的評価・見直し

る通知・通達等 ①行政手続法に定める審査基準・処分基準、②①以外に本省等
が定める基準のうち、企業・国民に影響を与える（関与・介入する）もの全て）
について、私人に対する「外部効果」を有するかどうかの観点から、各府省庁に
おいて分類を行ったものである。

平成 19 年 3 月 30 日の時点で、その件数（平成 18 年 3 月 31 日基準）につい
て当会議は以下のとおり報告を受けた。

- ・ 行政手続法に定める審査基準・処分基準：計 1,009 件
- ・ 上記以外で外部効果を有する通知・通達等：計 947 件
- ・ 企業・国民に影響を与える（関与・介入する）ものとして各府省庁が発出して
いる規制にかかわる通知・通達等のうち、私人に対する「外部効果」を有するも
のは上記のカテゴリに分類されているものであり、これら以外の規制にかかわ
る通知・通達等については、各府省庁が、私人に対し「外部効果」を生じさせる
ような適用をするべきでないかと判断しており、したがって、国民がその内容に従
うか否かは任意であると考えられる。

この規制にかかわる通知・通達等の分類については、各府省庁において、毎年
12 月末日までに、新規のもの追加、既存のもの見直し等を行い更新し、その
結果を見直し推進機関に報告すべきである。見直し推進機関は、この過程におい
て、分類が適切であるか、府省庁間で横断的な統一が図られているか等の観点か
ら、必要に応じ、報告された分類結果を審査し、所管府省庁に対し必要な再検討
を要請すべきである。

イ 結果の公表について

「外部効果」を有すると分類された規制にかかわる通知・通達等の名称等を各
府省庁のホームページ等に公表し、これ以外の規制にかかわる通知・通達等につ
いては「外部効果」を有しないと各府省庁が考えていることを明示する等の方法
により、個々の規制にかかわる通知・通達等が「外部効果」を有するか否かが国
民に明らかになることは、規制の透明性確保の観点から国民にとって有益である
と考えられる。

このため、毎年度末までに、上記の分類の見直し結果等を公表すべきである。

平成 18 年 3 月 31 日基準の分類の状況については、見直し推進機関において調
査のうえ平成 18 年度末に当会議のホームページにおいて公表を行った。平成 19
年度以降の見直し結果・分類結果等の状況の公表の方法等については、規制にか
かわる通知・通達等のうち、行政手続法に定める審査基準・処分基準、及び、こ
れら審査基準・処分基準以外で外部効果を有するものを、国民にわかりやすい形
で公表する方向で平成 19 年未だに検討を行い、結論を得るべきである。

③ 見直しの推進【平成 19 年度以降逐次実施】

一定期間経過後の規制の見直し基準に基づく見直し、及び、規制にかかわる通知・

① 規制の周期的な見直し【平成 19 年度以降逐次実施】
当会議及び各府省庁は、一定期間が経過した規制の見直しを推進するため、当会
議の前身である規制改革・民間開放推進会議による「規制改革・民間開放の推進に
関する第 3 次答申」（平成 18 年 12 月 25 日）（以下「第 3 次答申」という。）におけ
る一定期間経過後見直し基準（「第 3 次答申」のⅢ、各分野における具体的な規制改
革一 1 横断的制度改革分野（1）規制の横断的評価・見直し一①一定期間経過後見直し
基準による見直しの推進の項参照）にしたがい見直しを推進するものとする。

このため、以下の必要な措置を講ずるべきである。

ア 法律、法規命令、通知・通達等の一定期間経過後見直し【平成 19 年度以降逐
次実施】

平成 18 年度において、各府省庁は、「規制にかかわる法律ごとに設定する見直
し年度等一覧」（平成 18 年 3 月 31 日基準）の作成に取り組み、各府省庁のホーム
ページにおいて公表を行った。

この一覧は、各府省庁が所管する法律のうち、各府省庁において規制にかかわ
ると判断した法律（その趣旨・目的等に照らして一定期間経過後見直し基準によ
る見直しを適当としないものは除く）について、「次の見直し年度」及び「見直
しの周期」を記載したものである。各府省庁は、この一覧において設定された「次
回の見直し年度」を踏まえ、本年度以降、一定期間経過後見直し基準に基づき、
所管する法律の見直しを進めるべきである。また、法律本体の見直しと併せて、
これに関連する法規命令、通知・通達等の見直しを進めるべきである。

イ 見直し作業のフォローアップ【平成 19 年度以降逐次実施】

当会議は、各府省庁において作成された「規制にかかわる法律ごとに設定する
見直し年度等一覧」を通じ、本年度の見直し対象とされている法律の件数（平成
18 年度基準）について、各府省庁の合計で 50 件（平成 19 年 4 月 11 日現在、見
直し対象法律全体の 11%）と報告を受けている。

見直し推進機関は、法律が規制にかかわるものか否かの判断が適切になされて
いるか、或いは、規制にかかわる法律について一定期間経過後見直しを行うべき
か否かの判断が適切になされているか等の観点から、各府省庁より報告された「規
制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧」の内容の妥当性を検証のう
え適宜意見を述べるとともに、各府省庁が行う具体的な見直し作業について規制
改革の観点からフォローアップを行うべきである。

② 規制にかかわる通知・通達等の見直し【平成 19 年度以降逐次実施】

ア 規制にかかわる通知・通達等の分類

平成 18 年度において、各府省庁は、「3 か年計画（再改定）」における、私人に
対する「外部効果」の有無に着目した分類にしたがい、規制にかかわる個々の通
知・通達等の分類を進めた。これは、現時点において効力を有する規制にかかわ

通達等の見直しを強力に推進するため、以下に基づき、必要な措置を講ずべきである。

ア 一定期間経過後の規制の見直し基準に基づき見直しについては、以下に基づき、必要な措置を講ずべきである。

(7) 各府省庁は、規制にかかわる法律（その趣旨・目的等に照らして適当としな
いものを除く。以下同じ。）の新設・改正に当たり、法律案を作成する際には、
「第3次審判」における一定期間経過後の規制の見直し基準に基づき、一定期
間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項を盛り込む。

(4) 各府省庁はこの規制にかかわる法律一覽において設定した見直し年度にお
いて、「第3次審判」における一定期間経過後見直し基準にしたがい、関連する
規制（法規命令、通知・通達等を含む）の見直しを行う。

(4) 見直し推進機関は、総務省の協力を得て、前述の見直し一覽作成や一定期間
経過後の規制の見直し基準に基づく見直しの実施状況をフォローアップすると
ともに、通時報告の徴収、意見表明を行う。

イ 規制にかかわる通知・通達等については、「3か年計画（再改定）」に
おける見直し基準にしたがい、以下の要領で、見直しを推進すべきである。また、
各府省庁は、新たに規制にかかわる通知・通達等を制定・発出しようとする場合、
同見直し基準を勧告のうえ、制定・発出を行うべきである。

(7) 各府省庁は、「3か年計画（再改定）」における見直し基準に基づく通知・通
達等の見直しを、根拠となる法律が見直し中である等通知・通達等の見直しに
特段の支障がある場合を除き平成23年度末までに完了するものとし、平成18
年度に引き続き平成19年度以降、毎年度末までに、翌年度における見直しの対
象となる通知・通達等について、見直し推進機関の意見を踏まえつつ、選定す
る。

(4) 各府省庁は、平成19年度以降、毎年12月末日までに、見直しの対象とし
て選定された通知・通達等の見直し結果、その他各府省庁が追加的に行った通
知・通達等の見直し結果、及び、最新の通知・通達等の分類結果を見直し推進
機関に報告する。

(4) 見直し推進機関は、報告された見直し結果を審査し、必要に応じ所管府省庁
に対し再検討を要請する。見直し結果については、平成19年度以降、毎年度末
までに精定し、見直し推進機関により公表する。

ウ 平成19年度から平成21年度までは、当面当会議が見直し推進機関の機能を担
うものとする。なお、その後の見直し推進機関の在り方等については、見直しの
推進状況を踏まえつつ平成22年度末までに検討し、決定すべきである。

(4) 規制影響分析（RIA）の幅広い実施

ア 総務省は、「3か年計画（再改定）」に基づき、「行政機関が行う政策の評価に関

する法律」の枠組みの下で、RIAの義務付けの範囲等、規制について事前評価を義務
付けるため必要な措置を講じたところである。（行政機関が行う政策の評価に関
する法律施行令（平成13年政令第323号）の一部改正（本年10月施行予定））。

今回の行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令の一部改正の施行後、
その実施状況や諸外国の制度の現状等を踏まえ、将来の義務付け対象範囲の拡大
を検討し入れつつ、更なる規制制定過程の客観性と透明性の向上に向けた検討を
進めるべきである。【平成20年度以降継続的に実施】

イ 各府省庁は、義務付け後においても、分析の質的向上に努めるとともに、引き続
き、意見公募手続において、義務付けの対象となっていない規制を含め可能な限り
当該案に係るRIAを付し規制制定過程の客観性と透明性の向上に向けた取組を進め
るべきである。【逐次実施】

総務省は、各府省庁の取組を支援するため、毎年度、規制についての事前評価の
実施状況の把握・分析を行うとともに、調査研究、各府省庁に対する情報提供や必
要な研修等の取組を進めていくべきである。【平成19年度以降継続的に実施】

ウ RIAの実施に当たっては、評価手法等RIAの実施に際して必要な事項を定めたガイ
ドラインの役割は重要である。

RIAの実施に当たっては、その質を向上させ、事後的な検証可能性を高めるため、
可能な限り定量化、金銭価値化して示すことが望ましい。また、規制の新設・改廃
から一定期間が経過した後に、社会経済情勢に照らしてなお最適か否かを判断する
よう、レビュー時期やその条件を記載することが望ましい。

したがって、総務省は、上記を踏まえ、各府省庁が充実したRIAを実施できるよ
う、ガイドラインの速やかな策定を行うべきである。【平成19年度実施】

規制改革推進のための3か年計画（再改定）（抄）

平成21年3月31日閣議決定

I 共通的事項

11 規制の把握と公開

規制改革会議が規制を効果的にチェックしていくためには、規制を的確に把握することも必要となる。

したがって、例えば、規制の新設・改廃時に、所管府省からその情報（R1A等、題々の規制に対する所管府省の考え方も含めた情報を含む。）が規制改革会議に提供されるといった仕組みを作ることとする。

さらに、個々の規制の適正性を担保するためには、当該規制を規制改革会議のみならず公衆の監視の下に置くことが重要であることから、規制改革会議が把握している規制の情報については、インターネット等により広く公開する。その際は、分野横断的な比較が容易となるようできる限り一貫性を持たせるとともに、R1A等も含めた情報を公開するなど、規制改革を促すようなものにする必要がある。

なお、情報提供された規制案の中に、上述の「基準」に照らして改革の方向性や理念に反すると認められるものがあった場合、規制改革会議は、所管府省に対して必要に応じて意見を述べることとする。

その際、規制の新設審査（※）を行うこととされている各府省の大臣官房等、内閣法制局、総務省行政管理局、財務省主計局も引き続き厳格に審査を行うとともに、規制改革会議の求めに応じ、情報提供など必要な協力をすることとする。

※ 規制の新設審査

規制の新設に当たっては、原則として当該規制を一定期間経過後に廃止を含め見直しととする。法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについては、各府省は、その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除き、当該法律に一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項（以下「見直し条項」という。）を盛り込むものとする。なお、この見直しの結果、その制度・運用を維持することとするものについては、その必要性、根拠等を明確にする。各府省は、規制の新設について、これを必要最小限にするとの基本的な方針の下に、大臣官房等総合調整機能を有する部局において審査を行うこととする。

また、内閣法制局、総務省行政管理局及び財務省主計局は、規制の新設についてそれぞれの所掌業務に基づき厳格な審査を行う。

なお、総務省行政管理局及び財務省主計局は、規制の新設抑制等の観点から、各府省が行う審査公募手続に際し、必要に応じて意見を述べることとする。

III 措置事項

（略）

〔別記（1）〕

《一定期間が経過した規制の見直し基準》

④見直しの「期間」の設定

一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項（この基準において、「一定期間経過後見直し条項」という。）を盛り込む際の「期間」の設定については、以下の基準にしたがい設定するものとする。

(1) 「5年」を標準とし、それより短い期間となるよう努める。

(2) 制度見直しのための検証に時間を要する場合は、可能な限り「10年」を上限として設定する。

なお、一定期間経過後に見直しを行う際には、次の見直しを行うまでの「期間」を設定するものとし、以後もこの例によるものとする。

審査担当参事官 各位

長官総務室

規制の新設を内容として含む法律案の取扱いについて

標記については、平成20年3月25日閣議決定「規制改革推進のための3か年計画（改定）」の1-11（別紙1）により、原則として一定期間経過後に当該規制の見直しを行う旨の条項を設けるべきこととされているところですので、法案審査に当たっては、例年と同様これらの点についても審査対象に含まれるよう、ご留意をお願いいたします。

なお、この点に関しては、行政改革担当府省としての立場から、各原局に対し、上記見直し条項を設けない場合にはその理由を記載した書面を同省に提出して協議するよう求めており（別紙2参照）、また、従来から当局においても、上記見直し条項を設けない場合には当該協議が調った旨の書面を提出させる取扱い（別紙3）をしてきたところですが、今後も同様の取扱いをいたしますので、念のためお知らせいたします。

別紙 1

I 共通的事項
11 規制の把握と公開

規制改革会議が規制を効果的にチェックしていくためには、規制を的確に把握することも必要となる。

したがって、例えば、規制の新設・改廃時に、所管府省からその情報（RIA等、個々の規制に対する所管府省の考え方も含めた情報を含む。）が規制改革会議に提供されるといった仕組みを作ることとする。

さらに、個々の規制の適正性を担保するためには、当該規制を規制改革会議のみならず公衆の監視の下に置くことが重要であることから、規制改革会議が把握している規制の情報については、インターネット等により広く公開する。その際は、分野横断的な比較が容易となるようできる限り一貫性を持たせるとともに、RIA等も含めた情報を公開するなど、規制改革を促すようなものにするのが重要である。

なお、情報提供された規制案の中に、上述の「基準」に照らして改革の方向性や理念に反すると認められるものがあつた場合、規制改革会議は、所管府省に対して必要に応じて意見を述べることとする。

その際、規制の新設審査（※）を行うこととされている各府省の大臣官房等、内閣法制局、総務省行政管理局、財務省主計局も引き続き厳格に審査を行うとともに、規制改革会議の求めに応じ、情報提供など必要な協力を行うこととする。

※ 規制の新設審査

規制の新設に当たっては、原則として当該規制を一定期間経過後に廃止を含め見直すこととする。法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについては、各府省は、その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除き、当該法律に一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項（以下「見直し条項」という。）を盛り込むものとする。なお、この見直しの結果、その制度・運用を維持することとするものについては、その必要性、根拠等を明確にする。各府省は、規制の新設について、これを必要最小限にするとの基本的な方針の下に、大臣官房等総合調整機能を有する部局において審査を行うこととする。

また、内閣法制局、総務省行政管理局及び財務省主計局は、規制の新設についてそれぞれの所掌事務に基づき厳格な審査を行う。

なお、総務省行政管理局及び財務省主計局は、規制の新設抑制等の観点から、各府省が行う意見公募手続に際し、必要に応じ意見を述べるとする。

〇〇〇一部改正法において、規制見直し条項を盛り込まないこととした理由について

平成 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日 省

1

2

別紙3

(各審査部参事官 あて)

いわゆる見直し条項の取扱いについて

1994年3月11日・次長

平成6年2月8日付け行政改革推進本部決定の趣旨に従い、規制の新設を含む法律案のうち同決定1・(4)・①の見直し条項を含まないものについては、規制の新設を盛り込まないことにつき総務庁との間で協議が調った旨の書面が添付されているとき又は内閣官房の調整を経たものであるときに限り、その決裁を行うこととするので、その旨留意されたい。

総務省所見欄:

上記の件については了解する。

総務省行政管理局管理官

氏 名 (印)

○ 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（抄）

平成14年3月29日
閣議決定

行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）に基づき、国から公益法人が委託等、推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業及び国からの公益法人への補助金・委託費等（以下「補助金等」という。）について以下の措置を講ずる。

I. 委託等に係る事務・事業の改革

1. 検査・検定等

(1) 基本的考え方

① 公益法人が国の代行機関として行う検査・検定等の事務・事業については、官民の役割分担及び規制改革の観点から見直し、廃止するものを除き、規制改革推進3か年計画（改定）（平成14年3月29日閣議決定）に示された基準認証の見直しの考え方を踏まえ、国の関与を最小限とし、事業者の自己確認・自主保安を基本とする制度に移行することを基本原則とする。この場合、直ちに事業者の自己確認・自主保安のみを基本原則とすることは、法令等に明示された一定の要件点から必ずしも適当でないときは、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関（以下「登録機関」という。）による検査・検定等の実施（以下「登録機関による実施」という。）とする。

② 国民の生命、財産の保護、国際的義務の履行等の観点から、①により難い事務・事業については、国又は独立行政法人において実施することを原則とする。

やむを得ない理由により、引き続き公益法人に国の代行機関として検査・検定等を行わせることとした場合にあっては、登録機関による実施に準じた措置を検討するものとする。

なお、これらの事務・事業については、規制改革の観点から、その在り方の検討を進めるものとする。

(2) 具体的措置内容

別表1のとおりとする。

2. 資格付与等

資料7

行政代行人等について

○ 今後の行政改革の方針（抄）（平成16年12月24日閣議決定）

1 政府及び政府関係法人のスリム化等

(4) 行政代行人等の見直し

官民の役割分担、規制改革及び国の関与等の透明化・合理化の観点から、平成18年度末までに、以下の法人について、所要の見直しを行う。

ア 特別の法律により設立される法人

(ア) 特別の法律により設立される民間法人については、「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定）において、初回の見直しを平成17年度末までに行うこととされており、この見直しの際に、当該法律の改廃を含め、厳格な見直しを行う。特に、検査・検定関係法人については、民業圧迫の観点や検査・検定の適正性の観点から一層厳しく見直し。

(イ) その他の特別の法律により設立される法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く。）については、民間企業の種類似業務と競合し民業を圧迫していないかどうか等の観点からその業務について見直し。

イ 国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人

(ア) 法令等に基づき国の指定、認定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施している法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合、上記アの法人及び「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定。以下「改革実施計画」という。）において事務・事業の改革の対象となつた法人を除く。）については、法令等で定められた特定の事務・事業の内容や指定、認定、登録等の形態を精査、分類し、改革実施計画にならつて、国の関与等の透明化・合理化のための基準を策定し、厳格な見直しを行う。

(イ) 今後、国以外の特定の法人に法令等で定められた国の事務・事業を実施させざるを得ない場合には、改革実施計画を踏まえ、原則として、法律にその根拠を明示すること、指定制ではなく登録制とすること等とし、規制の新設審査の一環として厳しく審査する際の基準を策定する。

事務・事業については、当該制度・仕組みそのものの検証と併せて検討の上、11(1)、2(1)に準じた措置を講ずる。

- (2) 具体的措置内容
別表5のとおりとする。

Ⅲ. 補助金等の見直し

1. 第三者分配型補助金等

(1) 基本的考え方

平成12年度に国から公益法人に交付された補助金等のうち、交付先の公益法人において当該補助金等の5割以上を他の法人等の第三者に分配・交付するもの（以下「第三者分配型補助金等」という。）については、事務・事業の必要性等を検証した上で、当該補助金等の廃止、国からの直接交付又は独立行政法人からの交付、交付先公益法人が事務・事業を直接行うこと等による分配・交付比率の5割未満への改善等の措置を講ずることにより、第三者分配型補助金等の解消を図る。なお、第三者分配型補助金等となつたとき特段の理由のあると認められる補助金等については、その理由を公表する。

(2) 具体的措置内容

別表6のとおりとする。

2. 補助金依存型公益法人

(1) 基本的考え方

平成12年度に国から交付された補助金等が年間収入の3分の2以上を占める公益法人（以下「補助金依存型公益法人」という。）については、当該法人に交付される補助金等の必要性等を検証し、補助金等の廃止、補助金等交付対象事業の国又は独立行政法人による実施等の措置を講ずることにより、補助金依存型公益法人の解消を図る。なお、これらの措置によつても、なお3分の2未満とならない法人については、補助金依存状態の解消のための改善計画を策定するものとし、また、補助金依存型公益法人となることに特段の理由のある公益法人については、その理由を公表する。

(2) 具体的措置内容

別表7のとおりとする。

(1) 基本的考え方

公益法人が国の委託等を受けて行う試験、講習その他の資格付与等の事務・事業については、国家資格としての社会的必要性等について検証の上、廃止、独立行政法人による実施等を検討する。引き続き公益法人が国の委託等を受けて事務・事業を行うものについては、規制改革の観点から、その在り方の検討を進めるものとする。

(2) 具体的措置内容

別表2のとおりとする。

3. 登録その他の事務・事業

(1) 基本的考え方

公益法人が、国の委託を受けて行う登録、交付等の事務・事業については、事務・事業の性格を勘案の上、上記に準じた措置を講ずる。

(2) 具体的措置内容

別表3のとおりとする。

Ⅱ. 推薦等に係る事務・事業の改革

1. 技能審査等

(1) 基本的考え方

公益法人が独自に行う技能審査等の事務・事業に対する大臣認定その他の推薦等については、当該事務・事業が法律で定められた国の事務・事業ではないこと、民間において実施されている各種技能審査等の間における差別化を必要以上に助長するおそれがあること等の観点から、一律に廃止する。また、今後同様の推薦等はこれを行わないこととする。

(2) 具体的措置内容

別表4のとおりとする。

2. 制度・仕組みの一部として組み込まれた推薦等

(1) 基本的考え方

公益法人が独自に行う講習が国家資格付与の要件として認定されている等国の制度・仕組みの一部として組み込まれている推薦等に係る

3. 役員報酬に対する助成

(略)

IV. 公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置

上記措置を講ずることとした結果、公益法人に対する行政の関与は相当程度改善されることとなるが、なお、国の委託等、推薦等を受けて事務・事業を行う公益法人、国からの補助金等の交付を受ける公益法人等
国と関係のある公益法人が引き続き存在する国の関与等を透明化・合理化するためには、別添の「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置」(以下「透明化・合理化ルール」という。)を適用し、行政及び公益法人の双方における、より一層の透明性、効率性、厳格性の確保を図るものとする。

V. 改革の実施に向けて

(略)

(別添)

公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置

行政委託型公益法人等に対する国の関与について、行政の一層の透明性、効率性、厳格性を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

I. 定義

本措置における用語の意味は、特段の定めのない限り、次のとおりとする。

- (1) 行政委託型公益法人等
国から検査・認定・資格付与等(以下「検査等」という。)の委託等、推薦等(以下「委託・推薦等」という。)を受けている公益法人及び国から補助金・委託費等(以下「補助金等」という。)を交付されている公益法人をいう。
- (2) 委託等
事務の内容等を法令等で定め、当該事務を国以外の特定の法人に制度的に行わせることをいう。
- (3) 推薦等
法律に基づく制度・仕組みの一部として組み込むことなどにより、特定の法人が独自に行っている事業について、制度的に国が関与を行うことをいう。

II. 検査等の委託・推薦等に関する事項

1. 府省が講ずべき措置

検査等の事務・事業について、当該事務・事業を所管する府省は以下の措置を講ずる。

(1) 事務・事業の法的位置付けの明確化

① 委託等に係る事務・事業の基本的内容を法律で定める。

② 推薦等に係る事務・事業は、法律又はこれに基づく政令(当の間、法律に基づく省令を含む。)(以下「法令」という。)に基づくものとし、これらの内容を法令において明確に規定する。

③ 検査等の基準を客観的に明確なものとする。

(2) 指定・登録基準等の明確化、公開等

① 委託等については、法人の指定基準の基本的な事項を法律で定め、詳細な事項は府省による裁量の余地を極力小さくすべく一層の明確化を図った上で、法令又は告示で定める。

- ② 推薦等については、法人の登録基準を府省による裁量の余地がないよう明確化した上で、法令又は告示で定める。
- ③ 指定・登録基準（制度所管府省が定めたすべてのものを含む。）、指定・登録された法人に係る事項（法人等の名称、指定・登録時期、法人の連絡先、指定・登録の理由等）をインターネットで公開する。
- ④ 指定・登録基準に対する問合せ（問題点の指摘を含む。）や指定・登録基準を満たしているか否かについての照会については迅速に対応するとともに、共通的事項と認められるもの等については、その概要をインターネットで公開する。

以下（略）

○ 「指定法人」について

◎ 「指定法人」（行政評価局の定義を基に作成）

行政事務の執行に際し、主務大臣等が個別の法令等（告示、通達等を含む。）に基づき、法人や事業を指定（法令等では、指定、認定、登録等の用がある。）し、

- ① 特定の法人に事務の委託を行ったり、
- ② 法人が行う特定の事業を行政上必須の要件として位置づけたり、
- ③ 特定の公共的事務を行うことに法律上の権威を与えたり、
する場合がある。

①及び②の事業を総称して「行政委託型事業」、これを行う法人を「行政委託型法人」という。

①～③を総称して「指定事業」、これを行う法人を「指定法人」という。

指定事業は、本来、行政が直接実施すべき事業を特定の法人に委託するもの又は行政施策の展開の一環として法律上位置づけられている事務等であって、公共性は強い。

現状においては、指定法人は、民法第34条に基づき設立した公益法人の場合がほとんどとなっている。

◎ 「指定・・・機関」（学陽書房「法令用語辞典」吉岡等編）

行政事務のうち、試験実施事務、証明事務、検定事務のような単純かつ定型な事務については、行政庁が一定の者を指定して、その者にこれらの事務を行わせることがあり、その指定を受けた者を、法令上の略称として、その行う事務の種類に応じ、指定試験機関（略）、指定証明機関（略）、指定検査機関（略）などという。

指定の対象となる者の要件として、民法上の公益法人であることその他の一定の要件が定められるとともに、事務の執行の方法、行政庁の監督、手数料等に関する規定が置かれ、また、指定を受けた法人の職員は刑法その他の罰則の適用については法令により公務に従事する職員とみなされるのが、通例である。

資料 8

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革における登録制の導入について」
(平成 16 年 12 月季刊行政管理研究第 108 号)

1 はじめに

平成 14 年 3 月 29 日、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(以下「改革実施計画」という。)が閣議決定された。この中で、官民の役割分担の適正化及び規制改革の観点から、公益法人に対する国からの委託、推薦等に係る事務事業について、従来のいわゆる指定法人制度を改め、「登録機関による実施」、「登録機関による実施に準じた措置」、「自己確認・自主保安」等へ移行する措置が決定された。平成 15 年の第 156 回国会において、改革実施計画を実施するため、35 の法律について所要の改正が行われたところである(1)。このような見直しの背景には、

- ・ 国から公益法人に業務を委託する際の選定基準が明確に定められていない。
- ・ 公益法人が国からの委託業務を独占していることにより、自由な経済活動が阻害されている面がある。
- ・ 国から業務の委託等を受けた公益法人が公務員の再就職先として必要以上に利用されている面がある。

等の批判があり、国と公益法人との関係の在り方を厳しく問う声の高まりがあった。いわゆる指定法人とは、一般的には、特別の法律に基づき特定の業務を行うものとして行政により指定された民法上の法人と解されているが(2)、改革実施計画に基づいて「登録機関による実施」又は「登録機関による実施に準じた措置」(以下両者を合わせて「登録制」という。)への制度改正により、公益法人のみならず民間の法主体を活用する行政の仕組みに新たなタイプが生ずることとなった。改革実施計画において見直しの対象とされた事務事業は、検査検定や資格付与、技能審査などいくつかの種類に分かれるが、本稿においては、検査検定の事務事業を例に採り、登録制の仕組みの概要や法的性質等について述べることにしたい。なお、文中の真体の立法例の選択や意見にわたる部分は筆者個人の見解に基づくものである。

2 「登録機関による実施」

(1) 定義等

改革実施計画において、「登録機関による実施」とは次のように定義されている。

法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国より登録された公正・中立な第三者機関(以下「登録機関」という。)による検査・検定等の実施(以下「登録機関による実施」という。)

「法令等」とは、法令(法律、政令、府省令)及び告示を指すものであり、「行政の裁量の余地のない形で国により登録」とは、法令に定められた一定の要件に適合する者(法人格の有無を問わない。)については、事務事業の実施主体として国はすべてから登録しなければならぬことを意味する。また、上記定義の文言からは明らかでは

ないが、「登録機関による実施」における登録機関は、民間事業者として検査検定の事務事業を行い、政府代行性は有しないものとして整理されたところである。

このような「登録機関による実施」をこれまでの政府部内における基準・認証制度の在り方をめぐる議論に位置付けてみると次のようになる。すなわち、我が国における製品の安全性等を確認するための認証のスキームは、

タイプ I 政府が実施主体となる認証

タイプ II 政府が指定機関(公益法人に限定)に権限委任し行う認証。政府の指導監督の下、政府の認証業務の一部又は全部を指定機関(公益法人に限定)に代行させるもの。

タイプ III 政府が指定機関(公益法人に限定しない)に権限委任し行う認証。タイプ II において一般的に定められている指定機関についての公益法人要件を撤廃し、株式会社を含む民間検査機関の参入を認めるもの。

タイプ IV 第三者機関による認証。政府は認証を行わず、製造事業者等に第三者機関による認証を受けることを義務付けるもの。

タイプ V 事業者自らによる認証

(タイプ I ~ II はいわゆる民間認証)

の 5 種類に分類され(3)、従来の指定法人制度(政府代行型)かつ公益法人限定のもの。以下同じ。)はタイプ II に該当するが、「登録機関による実施」はタイプ IV に該当するものである。

(2) 指定法人制度との主な相違点

「登録機関による実施」は、主に以下の点において指定法人制度と異なるものである。

A 指定又は登録に際しての裁量性の程度

指定法人制度について定める法律をみると、指定の要件の規定振りは、「〇〇の業務の実施に関する計画が、〇〇の業務の適正かつ確実な実施に適合したものである」、「〇〇の業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる財政的基礎を有するものである」、「〇〇の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものである」など抽象的なものとなっており、要件該当の判断において大きな裁量性を許容するものとなっている。

しかしながら、1)において述べたように、公益法人の指定の要件が必ずしも明確でないことによつて、国と公益法人との関係が不透明なものとなつていくとの指摘があることにかんがみ、行政の透明性、公正性をより高めるべく、「登録機関による実施」においては、登録の要件を法令において可能な限り具体的にかつ明確に定め、登録の申請者が当該要件に適合しているときは、国はすべてから登録をしなければならぬ旨を規定することとした。これにより、登録に際しての行政の裁量の幅が縮小されることは条文上明らかとなる。一例として、労働安全衛生法に基づく製造

時等検査を行う登録製造時等検査機関の登録に係る規定を例にとると、次のようになっている。

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
第四十六條 第三十八條第一項の規定による登録（略）は、厚生労働省令で定める区分ごとに、製造時等検査を行う者とするとする者の申請により行う。
- 2 （略）
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない。
- 一～四 （略一下記（4）登録の要件）参照
- 4 （略）

イ 政府代行性の有無

指定法人は、法律が、その業務を一旦行政事務とした上で、これを指定法人をして行わせるという趣旨にうかがわれる「行政事務代行型」の指定法人と、当該業務をいったん行政事務とすることなく、民間の活動を法制度上に位置付け、これを活用する「民間活動活用型」の指定法人に分類することができるが(4)、国から指定を受けて検査等の業務を行う指定法人は前者のタイプの業務である。このため、検査等の業務を行う指定法人については、その業務の行政事務との同等性を確保するため、法令上、業務規程についての認可制や業務の休廃止についての許可制が採られてきたほか、その役職員については、罰則の適用については公務に従事する職員とみなす旨の規定が置かれるのが通例であった。また、その行う業務は行政事務と同等とみなされることから、指定法人が行う検査等の処分については不服がある事業者は、行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことが可能であった。

これに対し、「登録機関による実施」における登録機関は、政府代行性を持たず、その行う業務は民間の第三者機関としての業務である。このため、新たな法制においては、登録機関に対する必要最小限の関与として、業務規程や業務の休廃止については届出制を採用するにも、役員に就いて個別に規定することとして、いわゆるなし公務員規定は定めず、必要に応じて個別に規定することから、登録機関が登録機関には政府代行性はなく、その業務は行政事務ではないことから、登録機関が行う検査等の行為については、行政不服審査法の適用はないことになる。

このような政府代行性を持たない第三者機関による検査決定のスキームには、既に立法例がある。平成11年に成立した「通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律」においては、いわゆる製品安全4法（消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、電気用品安全法、ガス事業法）の製品安全規制について、従来の政府による検査制度を廃止し、事業者の自己責任を基本とした検査制度を導入する改正が行われた。消費生活用製品安全法の改正を例にとると、同法に基づく第一種特定製品については、従来、主務大臣又は主務大臣の指定する機関（指定検査機関）による検査又は登録・型式承認という政府認証を受けなければならないこととされていたが、この政府認証の制度が

廃止され、新たに指定する特別特定製品の販売に当たっては、その安全性について事業者が民間の検査機関（認定検査機関又は承認検査機関）による適合性検査を受けなければならないこととされた（第12条）。これに伴い、従来の指定検査機関について定められていた業務規程の認可、業務の休廃止の許可、役員に對する罰則の適用についての公務員みなしの規定も改められ、認定検査機関及び承認検査機関については、業務規程及び業務の休廃止については届出制が採られ（22条、29条、29条2項）、役員に對する罰則の適用についてはのみなし公務員規定は置かれていない。「登録機関による実施」における登録機関に係る監督措置については、製品安全4法における民間の第三者機関に對するこのような監督措置と基本的に同様となっている。

ウ 公益法人限定要件の有無

従来の指定法人制度においては、一般的には、指定の要件として、申請者が民法第34条の規定により設立された公益法人であることが求められ、これ以外の者は指定を受けることができない仕組みが採られてきた。これに關し、指定の対象を公益法人に限定することは、公益法人の業務独占であり、民業を圧迫するものであるとの指摘があった。

「登録機関による実施」においては、一定の要件に該当する者であれば、法人の種類や法人格の有無を問わず幅広く国により登録されるという制度趣旨から、登録の要件として民法第34条の公益法人に限定することを定めることは許されず、公益法人限定要件は定められないこととしている。

(3) 登録機関の実施主体としての位置付け

「登録機関による実施」においては、専務事業の原則的な実施主体は、政府代行性を持たず民間の事業者として業務を行う登録機関である。したがって、法律中、「〇〇大臣又は〇〇大臣の登録を受けた者（登録機関）の検査を受けなければならない」というように、政府と並列の主体として登録機関を位置付けることは認められない。

(4) 登録の要件

「登録機関による実施」における登録機関は、政府代行性を持たず一民間事業者として業務を実施するものであることから、登録に際して充足することを求められる要件は、制度の安定性・信頼性を損なわない限りにおいて必要性最小限のものにとどめることが適当である。他方、登録機関が実施する検査等の業務は、事業者の経済活動や国民生活に影響を与えるものであることにかんがみみると、登録機関が業務を適確に実施するための一定の能力を備えていること及び中立・公正に業務を実施することが必要不可欠である。こうした考え方により、登録の要件としては、当該法律違反の罪による刑の執行を終えてから一定期間を経ない者に該当しないこと等の欠格事由とともに、①「能力基準」（業務を実施するために必要な一定の設備、人員等を有すること）及び②「中立・公正基準」（受検事業者等の支配を受ける関係にあると認められる外形的基準に該当するものではないこと）を法律に明確に定めることを原則とした。先に

一 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準に適合すること。

二 (略)
2・3 (略)

また、従来の指定法人制度においては、指定の要件の一つとして、業務を適確かつ円滑に実施するための財政的基礎がある旨を定めることが一般的であったが、「登録機関による実施」においては、自己責任原則の下、受検事業者が自らの判断によって、登録機関との間の民間の契約を適切に行うことができるよう、原則として、財政的基礎の要件に代えて、登録機関に対し財務諸表等の備付けを義務付けるとともに、受検事業者等の利害関係人は財務諸表等の閲覧等の請求をすることができる。こととしてしている。

○電基法（昭和25年法律第131号）
第三十八條の十一 登録証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を言ひ、次項及び前百十六條第十六号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 特定無補償債権を取り扱ふことを業とする者その他の利害関係人は、登録証明機関の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録証明機関の定めた費用を支払ふなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の原本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて総務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(5) 監督措置

登録機関に対する国の監督の在り方については、政府代行性を持たない民間の法主体である登録機関に国が過度に介入することは適切ではなく、また、事前規制は必要最小限とし、事後の子エックに重点を置く体系とすることが適当であるとの考え方が立っている。

既に述べたように、従来、指定法人の業務規程や事業計画等について、主務大臣の認可を要するとされていたことを改め、登録機関の業務規程等については届出制を原則としていた。また、業務の休廃止については、主務大臣の許可を要するとされる場合もあったが、登録機関については届出制を原則としている。

述べたとおり、公益法人に限らず、登録の要件に適合する者であれば、すべからく国による登録を受けることとなる。先にみた労働安全衛生法に基づく登録製造時等検査機関の登録の要件は、次のように規定されている。

○労働安全衛生法

第四十六條 第三十八條第一項の規定による登録（以下この条、次条、第五十三條及び第五十三條の二第一項において「登録」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、製造時等検査を行う者とする者の申請により行う。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこれに基づき命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 二 第五十三條の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

い書

三 法人で、その業務を行う役員のうち以前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない。

- 一 別添第五に掲げる機械器具その他の設備を用いて製造時等検査を行うものであること。
- 二 製造時等検査を実施する者（別添第六第一号に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者に限る。以下「検査員」という。）が同添第二号に掲げる数以上であること。
- 三 検査員であつて別添第七に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が検査員を指揮するとともに製造時等検査の業務を管理するものであること。
- 四 登録申請者が、特別特定機械等を製造し、又は輸入する者（以下この号において「製造者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
- イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、製造者等がその親会社（前法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一條ノ二第一項の親会社をいう。）であること。
- ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める製造者等の役員又は職員（過去二年間に当該製造者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
- ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、製造者等の役員又は職員（過去二年間に当該製造者等の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

4 (略)

登録の要件として、必要な設備や人員についての基準を種々具体的に列記する形は採らず、国際標準化機構等の国際機関が定めた国際規格に適合していることを規定した以下のような例もある。

○薬事法（昭和35年法律第145号）

第二十三條の七 厚生労働大臣は、前条第一項の規定により登録を申請した者（以下この条において「登録申請者」という。）が次に掲げる条件のすべてに適合しているときは、第二十三條の二第一項の登録をしなければならない。

されることがとなる。なお、検査等の結果をめぐり争いを迅速に解決するため、個別の法律ごととの判断により、受検事業者が検査等の結果に不満がある場合は、主務大臣に対し、登録機関が改めて検査等を行うこと等を命ずべきことを申請することができる（電気通信事業法第98条、消費生活用製品安全法第92条、薬事法第23条の14など）。

3 「登録機関による実施に準じた措置」

(1) 改革実施計画上の位置付け等

改革実施計画において、国民の生命、財産の保護、国際的責務の履行等の観点から、事業者の自己確認・自主保安又は「登録機関による実施」によりがたい専務事業については、国又は独立行政法人において実施することを原則としつつ、やむを得ない理由により、引き続き公益法人に国の代行機関として検査検定を行わせることとした場合にあっては、「登録機関による実施に準じた措置」を検討するものとされた。

この「登録機関による実施に準じた措置」における登録機関は、改革実施計画の記述にあるように「国の代行機関として」検査等を行うものであるが、法令に定める一定の要件に適合する者であれば、法人格の有無や種類を問わず、国によりすべからず登録される点において「登録機関による実施」と共通する。「登録機関による実施に準じた措置」は2(1)の5種類のタイプのうちタイプIIに該当するものである。「登録機関による実施」と「登録機関による実施に準じた措置」の違いは、それぞれにおける登録機関の政府代行性の有無である。

(2) 登録機関に係る具休の規定

「登録機関による実施に準じた措置」における登録機関に係る規定について、「登録機関による実施」との相違に着目して述べると次のようになる。

ア 登録機関の実施主体としての位置付け

「登録機関による実施」においては、専務事業の実施主体としては、原則的に民間主体たる登録機関が位置付けられるが、「登録機関による実施に準じた措置」においては、本来の専務事業の実施主体である政府とともに、登録機関がその代行機関として位置付けられる（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第9条の2第4項など）(4)。

(4) 政府代行機関としての登録機関と他の第三者機関のみが実施主体として規定される場合もあるが（例えば、消防法第17条の2第1項）、当該機関が業務を行うことが困難な場合は、当然に政府が業務を行うこととされている（同法第17条の2の4第1項）。

イ 業務規程、業務の休廃止

登録機関は政府代行性を有することから、原則として、登録機関の業務規程については認可制を採るとともに、業務規程が業務の適確な実施に不適当となつた場合の主務大臣による変更命令を定めている（消防法第21条の51、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第9条の11など）。また、登録機関の業務の休廃止については、主務大臣の許可を受けなければならないこととしている（消防法第21条の56、海洋汚染及び海上災害の防止

他方、登録機関は、事後的に登録の要件に適合しなくなることがあり得、また、検査等の業務の実施に際して、技術的な基準を充たさない場合や不正に業務が行われる場合が生じ得ることも否定することができない。このため、制度の円滑な実施を確保するため、主として以下のような事後の監督措置を定めることとしている（労働安全衛生法第47条、52-55条、96条第3項、電波法第38条の12-38条の17など）。

- ① 主務大臣は、登録機関が登録の要件に適合しなくなつたときには、その登録機関に対し、要件に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる（適合命令）。
- ② 登録機関の検査業務を法律上定められた上で、主務大臣は、登録機関が検査等を実施する義務又は技術基準に適合した方法で公正に検査等を実施する義務に違反した場合、検査等を行うべきこと又は業務の改善に関する必要な措置をとるべきことを命ずることができる（改善命令）。
- ③ 適合命令、改善命令の発動等制度の円滑な運用のため、法律の施行に必要な限度において、主務大臣は、報告徴収や立入検査を行うことができることとする。
- ④ 適合命令や改善命令違反、業務規程の届出等の義務違反に対して、主務大臣は、登録の取消又は業務停止命令を発することができることとする。

なお、登録機関が政府代行性を持たない民間の法主体であることを踏まえ、従来の指定法人についてみられた役員を選任に当たつての主務大臣の認可や役員の解任命令の規定は原則として置かないこととしている。

(6) 主務大臣による検査等の実施

指定法人制度においては、指定法人は政府の代行機関として検査等の業務を実施し、指定法人が存在しない場合や業務を行うことができない場合は、本来の実施主体である政府が当然に当該業務を行うこととなる。

他方、「登録機関による実施」においては、政府代行性を持たない民間主体としての登録機関が業務を実施する。しかし、天災等の緊急の事態によつて登録機関が業務を行うことが困難となり、他の登録機関も存在しないような場合には、登録機関による検査等の受検を義務付けられた事業者は、製品の販売等を行うことができず事業活動に支障を来すこととなるため、緊急かつ例外的な措置として、政府が自ら検査等の業務を行うことができることとしている（労働安全衛生法第53条の2、電波法第38条の18など）。

(7) 受検事業者の救済の仕組み

指定法人制度においては、政府代行機関として指定法人が実施する検査等は行政処分と構成され、よつて検査等の結果に異議のある受検事業者は、行政不服審査法に基づき、主務大臣に対して審査請求を行うことができる旨定められる場合が多い。

他方、「登録機関による実施」における登録機関の検査等は、行政処分とは位置付けられないことから、受検事業者は、行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことはできない。登録機関による検査等はあくまで民間の行為であることから、受検事業者が検査等の結果に不満がある場合は、基本的には民事上の損害賠償請求により処理

に関する法律第9条の15など。

ウ 登録員の位置付け

登録機関が政府代行性を有することから、検査等の業務に従事する登録機関の役員は、罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす旨の規定を置くこととしている。(刑罰法第21条の50第2項、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第9条の13など)

エ 行政不服審査法の適用

登録機関が行った検査等の結果について受検事業者に不服がある場合は、行政処分として主務大臣に対して行政不服審査法に基づき審査請求をすることができると定めることとしている。(刑罰法第21条の16、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第9条の22など)

4 今後の課題

改革実施計画に基づく登録制への移行は、国民の役割分担の適正化、自己責任原則の徹底、行政の透明性の向上等の理念を具現化したものといえるが、実際の運用において円滑に機能していくかについては十分なフォローが必要である。今後の運用において留意しておくべき点であると考える点をいくつか述べておきたい。

(1) 登録の要件について

今回の登録制においては、登録の要件として、指定法人について一般的に定められてきたいわゆる財政的基礎を有するとの要件は原則として定めず、登録機関に財務情報の公開を義務付けることとした。受検事業者は自らの判断により、財務状況に問題のない登録機関を適宜に選択する必要があるが、このように事業者の自己責任原則を徹底した仕組みが問題なく機能するかについては注意深くみていく必要がある。

今回、参入段階での中立性・公正性の要件を限定、明確化し、原則として、登録申請者と受検事業者との支配関係に着目した要件のみを規定することとしたが、更に改良する余地がないかについては、今後新規参入の事例が積み重ねられていく中で考えていくべき問題であると考える。

また、登録の要件を規定する法令のレベルについて、改革実施計画においては「法令等に明示された一定の要件」とされていたように、法律、政省令及び告示において要件の明確化を図りつつ、関連する諸制度との法体系上のバランスにも配慮しつつ適切に定めることが予定されていた。しかしながら、改正法案の立案過程における与党からの強い指摘により、いわゆる能力基準としての設備や人員等の専門的・技術的要件を含め、登録の要件はすべて法律に規定することとなった。これは、登録の要件をすべて法律に規定することにより、恣意的な行政立法を排除するという考えに基づくものであったと思われるが、行政の透明性等を確保しつつ、登録の要件を法体系の中にどのような位置付けていくかについては今後の課題として残っているように思われる。

(2) 登録制の導入分野について

改革実施計画において登録制への移行の是非が検討されたのは、検査協定の他、国家資格に係る試験事務及び登録事務、講習事務などであった。また、改革実施計画の対象とされなかつた事務事業として、助成金の交付や調査研究、広報啓発等の事務事業があり、これらの一部については、個別の法改正に際して登録制への移行の是非が検討されているが、一般的に、登録制はどのような事務事業に適しているのだろうか。まずいえるのは、登録制は、一定の要件に適合する者であればいかなる法主体であれ参入することが可能な仕組みであることから、本来的に、複数の実施主体により行われることが望ましい事務事業になじむものであるということである。この点、検査協定の事務事業は、基本的に、地域的に偏在することなく複数の検査機関が存在し、それぞれがサービスの質を競うという状況が実現されることが望ましいということができ、登録制の導入が適当と考えられる事務事業の典型例といえる。このことは国家資格に係る講習のような事務事業についても同様と考えられる。

他方、その制度趣旨からして、第三者機関としての実施主体を一に限る必要がある事務事業(例えば、電気事業法第93条の「送配電等業務支援機関」の事務はこの趣旨に導かれるように思われる。)や事務量等からして必ずしも複数の実施主体を要しない事務事業(例えば物産金の交付事務など)については、登録制の仕組みをそのまま採ることには無理があり、どのような実施スキームとするかについては、個別に事業に応じて適切に検討されるべきである。

無論、事務事業の見直しにおいては、登録制の是非以前の問題として、その事務事業を行政事務とするか民間事務とするか、前者の場合にはいかなる法主体により実施するか等についての検討が行われることになり、登録制は民間の法主体を活用する実施スキームの一つとしてその採否の検討がなされることになる。事務事業の性質や実施主体をどのようにするかは、一義的に決まるものではなく、公権力の行使性や求められる中立性・公平性、権利救済の在り方等を踏まえつつ個別具体的に考えるべき問題と思われるが、これについて論じることは本稿の範囲及び筆者の能力を大きく超えるものである。

(おわりに)

登録制は、国と公益法人との関係に対する批判に応え、国と公益法人ひいては民間の法主体との関係を適正化するという点で一定の意義を有するものであるが、上述のように万能の制度ではない。我が国で初めて採用され、施行から間もない本制度については、まずは運用の実績を積み重ねていく必要があるが、その中で不断の見直しが行われていくことを期待したい。

(1) 次の10法律による改正である。①電気事業法の一部を改正する法律(平15法68)、②電気通信事業法及び日本電報電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平15法125)、③消防関係法律及び消防法の一部を改

- 正する法律(平15法84)、④公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律(平15法102)、⑤食品衛生法等の一部を改正する法律(平15法55)、⑥労働組合法の一部を改正する法律(平15法74)、⑦公益法56)、⑦飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する等の法律(平15法74)、⑧公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律(平15法76)、⑨公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平15法98)、⑩純血のおそれのある野生動物種の保存に関する法律(平15法99)
- (2) 塩野宏「行政法Ⅱ(第二版)」88頁
- (3) 産業競争力会議基本認識報告書「今後の基準・認証制度の在り方について」(平成11年1月)
- (4) 塩野宏「指定法人に関する一考察」(「法治主義の諸相」454頁以下)

平成18年8月15日
閣議決定

国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る
規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準

法令等に基づき国の指定、認定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施する法人(独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合、特別の法律により設立される民間法人、「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」(平成18年8月15日閣議決定)の対象法人及び「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)において事務・事業の改革の対象となつた法人を除く。以下「指定等法人」という。)に対する国の関与について、行政の一層の透明性、効率性、厳格性を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

1 規制の新設審査の際の基準

規制の新設については、これを必要最小限にするとの基本的な方針(「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」平成18年3月31日閣議決定)が策定されている。これを踏まえ、国以外の特定の法人に法令等で定められた国の事務・事業を実施させる仕組みの新設は抑制するものとし、やむを得ず、新設せざるを得ない場合については、当該事務・事業の基本的内容を、原則として、法律で定め、事務・事業の実施方法等に関する基準を客観的に明確なものとするとともに、登録制とする。
登録機関による実施により難い事務・事業については、登録機関による実施に準じた措置を検討することとする。

なお、それにもより難い次のような場合は、上記原則の例外として取り扱うことともやむを得ないものとする。

ア 条約により、一定の要件を備えた法人を指定することが義務付けられている事務・事業

イ 確実かつ効率的な事務・事業の実施を確保する観点から、長期にわたり安定的な資金管理を必要とする事務・事業

ウ 全国均一の水準による資格の付与を確保する等の観点から、一元的な試験や能力開示の実施を必要とする事務・事業

エ 取り扱う情報の重複や漏えい・拡散の防止等の観点から、統一的な情報の管理や提供等を必要とする事務・事業
オ 確実に行わなければならない国民生活の安全が確保されるおそれが高く、その確実な実施を確保する観点から、専用の施設で実施される必要性があるなど、特に専門的な知見を要求される事務・事業

カ 国等の出資等を受け、特定の施設の設置及び管理を目的として設立された株式会社等が行う事務・事業

オ 事務・事業の定期的検証
 指定、登録等に係る事務・事業について改善すべき点がないか毎年見直しを行う。その結果をインターネットで公開する。

また、当該事務・事業（地方公共団体の事務を除く。）について、少なくとも3～5年ごとに政策評価（行政機関が行う政策の評価に関する法律第3条に規定する政策評価をいう。以下同じ。）を行い、当該事務・事業の必要性について定期的な検証を行うとともに、その結果をインターネットで公開する。初回の政策評価は平成23年度末までに実施する。

行政改革推進本部事務局は、本基準に従った事務・事業の見直し状況について、当分の間必要に応じて取りまとめを行うこととする。

(2) 指定等法人が講ずべき措置

指定、登録等に係る事務・事業を所管する府省は、指定、登録等を行った法人に対して、以下の要件をすべて満たすよう指導する。

ア 中立公正な運営の確保

① 公益法人については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）に加えて、指定、登録等を行う府省の出身者と指定、登録等に係る事務・事業にかかわる業界の関係者の合計が、法人の役員現在数の2分の1を上回らないこと。

ただし、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」8（1）ただし書に該当する業界団体等についてはこの限りでないものとし、この場合には、役員（監事を含む。）に、当該業界の関係者又は指定、登録等を行う府省の出身者以外の者を登用していること。

② 指定、登録等に係る事務・事業が公正に行われることを担保するために、指定等法人が必要な措置をとっており、その措置が明らかになっていること。

③ 指定、登録等に係る事務・事業にかかわる法人の役員について、公務員に準じた規律に服することとするなど、その事務・事業を適正に行うために必要な職務規程が定められていること。

イ 会計処理の明確化及び透明化

適正かつ効率的な事業実施に係る説明責任を果たせるよう適切な会計処理を行うこと。

特に、事務・事業の料金等を府省が決定又は認可している場合は、当該事務・事業ごとに事業内容、料金等の収入額及び支出額の内訳を記載した書類を作成し、インターネットで公開するなど、国民が容易にその内容を把握できるような適切な手段によりこれを公開すること。

ウ 事務・事業の実施の透明化

① 国からの指定、登録等に係る事務・事業と、法人が独自で行っている類似の事務・事業とが第三者に明確に区別できるようにすること。

2 国の関与の透明化・合理化のための基準

(1) 府省が講ずべき措置

指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業について、当該事務・事業を所管する府省は以下の措置を講ずる。

ア 事務・事業の法的的位置付けの明確化

① 指定、登録等に係る事務・事業の基本的内容を法令で定める。

② 事務・事業の実施方法等に関する基準を客観的に明確なものとする。

イ 指定、登録等に係る事務・事業を行う法人による適正な事務・事業の実施の担保措置

① 法人の指定、登録等の基準の基本的な事項を法令で定め、詳細な事項は府省による裁量の余地を極力小さくすべく一層の明確化を図った上で、法令又は告示で定めるとともに、指定、登録等（更新を含む。）の際、当該法人の業務の実施方法、実施体制等について厳格な審査を実施する。

② 指定、登録等に係る事務・事業を行う法人による適正な事務・事業の実施を担保するため、主務大臣による報告徴求及び立入検査、登録基準への適合命令、法令等に違反した場合の登録の取消し等を法令で定め、法人に対する指導監督を厳格に実施する。

ウ 指定、登録等の基準等の公開

① 指定、登録等の基準（制度所管府省が定めたすべてのものを含む。）、指定、登録等を受けた法人に係る事項（法人等の名称、指定等の時期、法人の連綿先、指定の理由等）をインターネットで公開する。

② 指定、登録等の基準に対する問い合わせ（問題点の指摘を含む。）や指定、登録等の基準を満たしているか否かについての照会については迅速に対応することともに、共通の事項と認められるもの等については、その概要をインターネットで公開する。

エ 料金の決定及び積算根拠の公開

指定、登録等に係る事務・事業の料金等（料金等の設定について競争原理が働くことを前提に法人自身が自由に料金等を設定するとの考え方から、法令等により、料金等の設定に当たって国が関与することとはされないものを除く。ただし、設定後の国の関与を定めているものは含む。）は、指定、登録等を行う府省が決定、認可又は確認し、原則としてその積算根拠をインターネットで公開する。

- ② 委託等(事務の内容等を法令等で定め、当該事務を国以外の特定の法人に制度的に行わせることを行う。)に係る事務・事業の一部を外注する場合、特定の事業者に限定されるような仕組みを設けないこと。

(3) 実施時期

本基準に基づく初回の見直しは、1の規定の趣旨も踏まえながら、平成18年度及び19年度において実施することとする。

第3部 公的規制の現状

規制緩和白書は、1995年3月の規制緩和推進計画において「公的規制の現状、規制緩和の実施状況、計画の概要、規制緩和の国民生活等への影響、効果等、規制に関する情報を国民に分かりやすい形で提供するため、「規制緩和白書」(仮称)を毎年度、速やかに作成し、公表する。」とされたのを受けて、95年度から毎年度作成されているものである。このように、公的規制の現状を国民に対しまし明らかにすることは、本白書の重要な使命である。

第3部では、まず「公的規制」の定義・体系等について説明し、次いで、我が国の産業に対する規制の現状や、85年から継続して行っている許認可等の実態の統一的把握の最新の結果を紹介する。

第1章 公的規制の目的等

この章では、「公的規制」の定義やその体系、公的規制が課される目的等について説明するとともに、公的規制の見直しに係る基本的考え方を紹介する。

第1節 公的規制とは

「公的規制」についての法令上の定義はないが、1988年12月1日の第2次行革書の「公的規制の緩和等に関する答申」は、「公的規制は、一般に、国や地方公共団体が企業・国民の活動に対して特定の政策目的の実現のために関与・介入するものを指す。それは、許認可等の手段による規制を典型とし、その他にも許認可等に付随して、あるいはそれとは別個に行われる規制的な行政指導や価格支持等の制度的な関与などがある。」と比較的広範囲にとらえている。これを、体系的に整理すると、第3-1-1図のようになる。

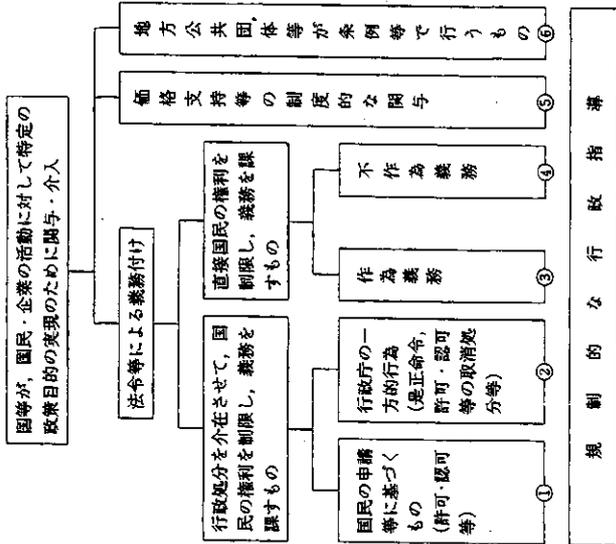
1 公的規制の目的

公的規制は、国民や企業の自由な活動に任せていたのでは、国民生活の安全が損なわれる、産業経済の健全な発展が望めないなどの問題が生ずるおそれがある場合に、公共の福祉に資する特定の政策目的を達成するために、一定の活動を禁止したり、活動に先立って行政庁の許可、認可などを得なければならぬなどの制限を加えたりするものである。

公的規制が課される目的を、国民や企業の自由な活動に任せていた場合に生ずる主な問題ごとに分類すると、

- ① 自由な活動に任せていては、安全の確保、環境の保全などが十分に図られなくなるため、これを回避する目的で政府が何らかの規制を行う場合(外部不経済の回避)

第3-1-1-1 図 公的規制の体系



- (例)
- ①…営業開始の許可、施設・設備の変更の認可、運賃・料金の設定(変更)の認可、製品・施設等に関する検査など
 - ②…基準や法令に違反した場合等における改善命令、営業停止命令、許可・認可等の取消処分など
 - ③…指定された期間内における業務開始義務、運賃、契約約款等の揭示義務、成分等の表示義務、帳簿の記載・備付け義務など
 - ④…他業種の営業の禁止、不当な勧誘等の禁止、公衆の利便を阻害する行為の禁止、名義貸しの禁止など
 - ⑤…農産物に係る生産者・実需者取引価格の行政等による設定など
 - ⑥…宅地開発等指導要綱、ふくみ調理師の免許、乗組条例など

- (例) 高圧ガス保安法、消防法などによる安全規制、大気汚染防止法による環境規制
- ② 財やサービスを生産・提供する側の情報を消費者が十分に得ることができないために被る不利益を解消する目的で、政府が何らかの規制を行う場合(情報の不完全性による不利益の回避)
- (例) 家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法などによる商品の品質・安全性の表示

に関する規制

- ③ 規模の利益が存在する場合、自由競争に任せては最終的に市場が独占され、価格決定やサービスの提供の面で消費者が不利益を被る結果となるので、こうした事態を避けるため、政府が特定の事業者に参入を認め、価格やサービスの提供等についても規制を行う場合(規模の利益が存在することによる不利益の回避)
- (例) 電気事業法、ガス事業法の規制
- ④ 幼稚産業の育成や衰退産業の円滑な構造転換など、産業の健全な育成を図るため、政府が参入の規制などを行う場合(産業の健全な育成)
- ⑤ 農産物需給の調整と安定を図ることにより、消費者の家計の安定と生産者の所得の確保を行う場合(食料供給力の維持・確保と国土・環境保全などの農業・農村の公益的機能の発揮)
- (例) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の規制などが考えられる。

2 経済的規制と社会的規制

公的規制については、その規制目的により、大きく経済的規制と社会的規制に分けて論じることができる。これは、規制の必要性や規制のために用いられる手段の適切さを検討するためには、規制の目的の違いによって分類することが有効であるとの認識の下に、特に規制緩和を考える際に有効な分類とされている。

1988年12月1日の第2次行革審の「公的規制の緩和等に関する答申」においては、経済的規制は、市場の自由な働きにゆだねられておいたのでは、財・サービスの適切な供給や望ましい価格水準が確保されなれおそれがある場合に、政府が、個々の産業への参入者の資格や教、設備投資の種類や量、生産数量や価格等を直接規制することによって、産業の健全な発展と消費者の利益を図ろうとするものであり、自然独占の傾向を持つ公益事業等で、参入を制限して独占を認める代わりに供給義務を課したり、料金を規制したりするのはその典型例であるとされている。

これに対して、社会的規制は、例えば、消費者や労働者の安全・健康の確保、環境の保全、災害の防止等を目的として、商品・サービスの質やその提供に伴う各種の活動に一定の基準を設定したり、制限を加えたりする場合はこれに当たるのであって、経済的、社会的活動に伴って発生するおそれのあるマイナスの社会的副作用を最小限にとどめるとともに、国民の生命や財産を守り、公共の福祉の増進に寄与しようとするものであるとしている。

ただし、経済的規制と社会的規制の分類は、規制の在り方を検討し、見直しを行っていく上で有効であるが、それだけでは十分ではない。実際の規制についてみると、経済的規制と

許認可等の実態の統一的把握基準

1 許認可等の範囲

把握の対象とする許認可等は、国民（個人及び法人）の申請、出願等に基づき行政庁が行う処分及びこれに類似するもので、法律、政令、省令及び告示において、次のような用語を使用しているものとする。

許可、認可、免許、特許、承認、認定、確認、免除、決定、証明、認証、解除、公認、検取、試験、検査、検定、指定、登録、届出、申告、提出、報告、交付、等

なお、上記の許認可等には特殊法人等が行っているものを含む。

2 許認可等の数え方の基準

- (1) 許認可等の根拠法令の項（項に細分されていない場合は、以下同じ。）ごとに1事項として数える。
- (2) 同一の項のうちに用語の異なる数個の許認可等の根拠が規定されている場合は、用語の異なるごとにそれぞれ1事項として数える。
- (3) 同一の項のうちに本文、ただし書、あるいは前段、後段等の区分があり、それぞれに許認可等の根拠が規定されている場合には、別個の事項として数える。
- (4) 準用規定により設定された許認可等については、準用の対象となる規定により設定された許認可等とは別個に数える。
- (5) 複数の府省が所管している許認可等については、それぞれ所管する府省ごとに別個の許認可等と数える。

(注) 一の許認可等について当該許認可等を要する行為又は対象（業種、物資の種類等）が同一の項において列挙されている場合は、その行為等を別途許認可等事項の細目として記載する。

第1章 公的規制の目的等

社会的規制の両方を目的としている法律や、規制の中に多様な目的が複合しているものがあり、個々の規制を単純に経済的規制と社会的規制のいずれか一方に分類することは必ずしも容易ではないからである。

3 公的規制の手段と対象

公的規制は、様々な手段により行われている。代表的な規制手段である許認可等（国民・企業の申請等に基づき行政庁が行う処分）のほか、法令違反があった場合に行政庁が一方的に行う是正命令、許認可等の取消処分等の処分（下命）、国民・企業に一定の行為の実施を義務付ける作為義務やその反対の不作為義務がある（第3-1-1図参照）。

また、これらの規制手段の対象としては、事業への参入、定款、事業計画等の作成・変更、施設・設備の設置・変更、料金の設定・変更、事業の休廃止、承継などがある。

個々の法令においては、これらの規制手段を組み合わせることで、政策目的の実現のための仕組みが定められ、運用されている。

政策評価に関する基本方針

平成17年12月16日
閣議決定
平成19年3月30日
一部変更

我が国の行政において、国民の視点に立ち、かつ、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた客観的な政策の評価機能を強化し、これによる評価の結果を政策に適切に反映していくことが課題となっているとの認識の下、中央省庁等改革により政策評価制度が導入された。政策評価制度は、政策の効果等に関し、科学的な知見を活用しつつ合理的な手法により測定又は分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供するものであり、その結果を政策に適切に反映させ、政策に不断の見直しや改善を加え、もって、効率的で質の高い行政及び成果重視の行政を推進するとともに、国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底するものと位置付けられる。

政策評価については、各府省が、その所掌する政策について自ら評価を行うことが基本となる。また、各府省とは異なる評価専門組織としての総務省が、府省の枠を超えて、政策評価の総合性及び一層厳格な客観性を担保するため、各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う。

これにより、各府省が行う政策評価と総務省が行う政策の評価とは、それぞれに分担する機能を的確に発揮することで、内閣の統轄の下における的確な政策評価の実施を確保するものとする。このような政策評価制度について、明確な枠組みを与え、その実効性を高めるとともに、これに対する国民の信頼を一層向上させざる観点から、我が国は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）を制定した。これにより、各行政機関において、明確な計画の下、政策を決定した後においてその評価を行うべき責務を明らかにし、また、適切な形で政策決定前における評価の実施も確保するとともに、総務省が行う政策の評価について、手続的側面も含めて、その内容等を明確にした。

以後、政府は、この法の下、行政機関の政策について、適時に、その効果を把握し、これを基礎として必要な評価を行い、政策の見直しや改善を推進していくこととなった。

この「政策評価に関する基本方針」は、法の下における政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、法第5条の規定に基づき、各行政機関の長が定める基本計画の指針となるべき事項を定めるとともに、政府の政策評価活動において基本とすべき方針を明らかにするものである。

なお、平成14年4月1日の法の施行から3年を経過したことから、法附則第2条の規定に基づき、法の施行状況に検討を加え、政策評価の改善・充実に向けた必要な措置として、本基本方針を改定するものである。

I 政策評価に関する基本計画の指針

1 政策評価の実施に関する基本的な方針

(1) 政策評価の実施に関する基本的な考え方

政策評価は、各行政機関が所掌する政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性及び有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要となる観点から、自ら評価を行うことにより、政策の企画立案や政策に基づく活動を的確に行うための重要な情報を提供するものであり、政策の決定とは異なるものである。政策評価は、これを「企画立案（Plan）」、「実施（Do）」、「評価（See）」を主要な要素とする政策のマネジメント・サイクルの中に制度化されたシステムとして明確に組み込み、その客観的かつ厳格な実施を確保し、政策評価の結果を始めとする政策評価に関する一連の情報を公表することにより、政策の不断の見直しや改善につなげるとともに、国民に対する行政の説明責任の徹底を図るものである。

政策評価が政策のマネジメント・サイクルに組み込まれ、このサイクルが有効に機能することにより、政策の質の向上がもたらされるとともに、併せて行政の政策形成能力の向上や職員の意識改革が進み、これらにより、国民本位の効率的で質の高い行政や国民的視点に立った成果重視の行政が実現されることとなる。さらに、政策評価に関する一連の情報公表によって、国民に対する行政の説明責任の徹底が図られることにより、政策やそれに基づく活動についての透明性が確保され、ひいては行政に対する国民の信頼の向上が図られることとなる。

政府は、このような政策評価制度の目的を政府全体としての的確に実現していくため、及び本基本方針等に基づき制度の全政府的な実施を確保しつつ、各行政機関におけるそれぞれの政策の特性等に応じた効果的な取組を政策評価の重点化・効率化を図りながら進めていくとともに、政策評価の実施の過程を通じて制度の改善・発展を図っていくものとする。

(2) 政策評価の方式

政策評価に期待される役割を十分に果たすとともに、政策評価の効率的な実施を確保するため、政策評価を行うに当たっては、政策の特性等に応じて合目的に、「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」（別紙）やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。

また、政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保するため、政策体系をあらかじめ明らかにすることを基本とし、その実施に当たっては、政策評価の対象とする政策が、どのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかにした上で行うものとする。

なお、各行政機関の所掌する政策が、複数行政機関に関係する政策（上位目的）と関連する場合は、複数行政機関に関係する政策との関係をあらかじめ明らかにするよう努めるものとする。

2 政策評価の観点に関する基本的な事項

政策評価の実施に当たっては、評価の対象とする政策の特性に応じて適切な観点を選択、具体化し、総合的に評価するものとする。

政策評価の観点としては、法第3条第1項に明示された必要性、効率性及び有効性の観点がある。このうち、必要性の観点からの評価は、政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるかなどを明らかにすることにより行うものとする。また、効率性の観点からの評価は、政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにすることにより行うものとする。有効性の観点からの評価は、得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係を明らかにすることにより行うものとする。

上記のほか、政策の特性に応じて選択して用いる観点としては、公平性の観点や優先性の観点などが考えられる。この公平性の観点からの評価は、行政目的に照らして政策効果や費用の負担が公平に分配されているか、あるいは分配されるものとなっているかを明らかにすることにより行うものである。また、優先性の観点からの評価は、これらの観点からの評価を踏まえて当該政策を他の政策よりも優先すべきかを明らかにすることにより行うものである。

政策評価の観点の基本的な適用の考え方については、基本計画において示すものとする。

3 政策効果の把握に関する基本的な事項

政策効果の把握に当たっては、対象とする政策の特性に応じた、適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いるものとする。

その際、できる限り政策効果を定量的に把握することができる手法を用いるものとし、これが困難である場合、又はこれが政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない場合においては、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。この場合においても、できる限り、客観的な情報・データや事実を用いることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るものとする。また、すべてにおいて、初めから高度かつ厳格な手法の適用を画一的に行うより、簡易な手法であっても、その有用性が認められているものがあれば当該手法を適用し、政策評価の実施の過程を通じ知見を蓄積して手法の高

度化を進めていくことにより政策評価の質の向上を図っていく等の取組を進めていくものとする。

イ 政策効果の把握の基本的な考え方については、基本計画において示すものとする。
ウ 政策効果の把握に当たっては、政策の特性も踏まえ、より包括的な政府活動の目的に照らした効果・影響についてもできる限り把握するよう努めるものとする。
エ また、政策効果の把握に関しては、当該政策に基づく活動の実施過程を通じて政策効果の把握に必要な情報・データや事実が効果的・効率的に入手できるよう、その収集・報告の方法等についてあらかじめ配慮するよう努めるものとする。その際、関係者に協力を求める必要がある場合には、その理解が得られる範囲内で適切な効果の把握に努めるものとする。

オ なお、政策に基づく具体的活動の実施主体が行政機関以外であり、政策効果の把握のために必要となる場合には、当該実施主体に対し把握しようとする政策効果やその他の把握のための方法等について示すなどにより、できる限りその理解と協力を得るよう努め、適切に政策効果の把握を行うものとする。

4 事前評価の実施に関する基本的な事項

ア 事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎として、的確な政策の採択や実施の可否の検討に有用な情報を提供する見地から行うものとする。その際、複数の政策代替案の中からの適切な政策の選択、政策の改善・見直しの過程を可能な限り明らかにするよう努めるものとする。

イ 事前評価については、法第9条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外のものであっても、同条第1号に該当するものについては、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を積極的に行い、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとする。

ウ 事前評価については、得ようとする効果や事後的な評価方法を明らかにし、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくものとする。

エ 事前評価において使用する方式の基本的な適用の考え方その他事前評価の取組方針については、基本計画において示すものとする。

オ 研究開発を対象とする事前評価の実施に当たっては、法及び基本方針で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月29日内閣総理大臣決定）を踏まえて行うものとする。

カ 規制の事前評価については、その実施が義務付けられている規制以外のものについても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。

5 事後評価の実施に関する基本的な事項

ア 事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとする。

イ 事後評価の実施に当たっては、行政自的と手段の関係を念頭に置きつつ、政策評価の結果を政策に適切に反映するために合理的と認められる単位により行うものとする。なお、各行政機関の任務やそれと一体不可分な根幹的な基本方針などの目的については、これに照らして評価を行うものとしてとらえられるのが通常である。

ウ 事後評価は、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案して適切なタイミングで行うものとする。

エ 事後評価において使用する方式の基本的な適用の考え方その他事後評価の取組方針については、基本計画において示すものとする。また、実施計画において事後評価の対象とする政策を定めるに当たっては、法第7条第2項各号の区分に沿ってこれを定めるものとする。

オ 研究開発を対象とする事後評価の実施に当たっては、法及び基本方針で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえて行うものとする。

6 学識経験を有する者の知見の活用に関する基本的な事項

法第3条第2項第2号の学識経験を有する者の知見の政策の特性に応じた活用は、政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するためのものであることを踏まえ、高い識見、高度の専門的知識・能力を活用することや国民生活・社会経済への政策の関わりに関する実践的知見を活用することを基本として、評価の対象とする政策の特性、評価の内容に応じた適切な方法で行うものとする。政策の特性に応じた知見の活用の基本的な考え方及びその方法については、基本計画において示すものとする。

7 政策評価の結果の公表への反映に関する基本的な事項

政策評価の結果については、各行政機関において、政策評価の結果が政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用され、当該政策に適切に反映されるようにする必要がある。このため、各行政機関の責務に応じて、政策評価担当組織が中心となって、政策の所管部局等における政策評価の結果の取りまとめや当該結果の公表への反映を推進するとともに、予算、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保するなど、政策評価の結果の公表への反映の実効性を高めるための仕組み等を設けるものとし、その内容については、基本計画において示すものとする。

また、政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を進めるものとする。

総務省は、政策評価の結果の公表への反映に関し、各行政機関における取組を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

8 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項

ア 法第10条第1項に規定する評価書の作成に当たっては、政策評価の結果の外部からの検証を可能とすることの重要性を踏まえ、同項各号に掲げられている事項について可能な限り具体的かつ明確に記載し、その際、評価結果の公表への反映の方向性を明らかにするものとする。なお、評価の際に使用したデータ、仮定、外部要因等についても明らかにするものとする。

イ 評価書の要旨は、当該評価書の主な内容を簡潔に記述することにより、評価の結果を分かりやすく示すものとするよう留意する。

ウ なお、評価書の公表に当たっては、公表することにより国及び公共の安全を害する情報や個人のプライバシー、企業秘密に関する情報等の取扱いに関し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の考え方に基づき適切に対応するものとする。

エ 政策評価の結果の公表への反映状況の公表は、政策評価の結果と当該結果に基づく措置状況（内容、時期、今後の予定等）についてできる限り具体的に公表することにより行うものとする。

オ 評価書や政策評価の結果の公表への反映状況等の公表に当たっては、インターネットのホームページへの掲載のほか、プレスリリース、広報拠点への備置き、窓口での配布等、国民が容易に内容を把握できるような適切な手段により行うものとし、その具体的な方法については、基本計画において示すものとする。

9 その他政策評価の実施に関する重要事項

(1) 実施体制

政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、各行政機関において、政策評価担当組織と政策所管部局等との適切な役割分担の下で、各行政機関の責務に応じ、組織として一体的な政策評価への取組を可能とするための体制を整備するものとする。実施体制及び政策評価担当組織の果たす役割については基本計画において示すものとする。

また、このような体制を効果的に機能させていくため、政策評価担当組織の職員を始め政策評価を担当する職員の人材の確保とその評価能力の向上に積極的に取り組むものとする。

ものとする。

(2) 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備

各行政機関において、政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口を整備するものとし、当該窓口については基本計画において明らかにするほか、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図るものとする。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用するものとする。

(3) 地方公共団体との連携・協力

政策評価の実施に当たっては、国と地方公共団体は、適切な役割分担の下で相互に協力する関係に立って共に行政活動を行い、それぞれ自らの行政活動の効果を把握し評価を行うものであることを踏まえ、評価の対象とする政策の特性等に応じて、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に関し必要な情報や意見の交換を行い、地方公共団体との適切な連携・協力を図るものとする。

II 法第20条から第22条までの規定に基づく措置に関する事項

1 法第20条の規定に基づく措置

(1) 調査、研究及び開発の推進

調査、研究及び開発の推進に当たっては、政策の特性等を踏まえ、事前評価に必要な政策効果の把握の手法その他の事前評価の方法の開発、政策効果の把握の手法の継続性や精度について調査及び研究、類似事業間における評価指標や政策効果の把握の手法の共通化のための調査及び研究等について重点的に取り組むものとする。

また、これらの調査、研究及び開発の成果についての各行政機関間での情報の交換を推進するものとする。

(2) 職員の人材の確保及び資質の向上

職員の人材の確保及び資質の向上については、一配職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）を活用した公認会計士等の専門的・実務的な知識を有する者の採用、退職公務員その再任用を含めた活用、評価の分野における官民交流、政策評価担当職員の人事交流、職員の意識改革を進めるための周知活動等の推進を図るものとする。また、総務省は、各行政機関の協力を得て、各行政機関における政策評価に従事する職員に対して体系的かつ継続的な研修の実施を図るものとする。

2 法第21条の規定に基づく措置

総務省は、政策評価等の実施に必要な情報の活用促進に関し検討を進めるとともに、政策評価等の実施に必要な情報の行政機関相互間における活用の促進のためのシステムの整備を図るものとする。

3 法第22条の規定に基づく措置

総務省は、各行政機関の協力を得て、広く国民の利便に資する観点から、政策評価に関する情報の所在に関する情報を一元的かつ容易に検索できるクリアリング・ハウス機能の充実を図るものとする。

また、総務省本省及び管区行政評価高等を始めとする窓口においても、これらの情報を入手できるよう利便を図るものとする。

II その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項

1 連絡会議の開催

総務省は、政策評価の質の向上を図る観点から、各行政機関間の連絡を密にし、政策評価制度の円滑かつ効果的な実施を図るとともに政策評価に関する取組を促進するため、各行政機関により構成される連絡会議を開催するものとする。

また、総務省は、政策評価の円滑かつ効果的な実施に資するよう、連絡会議における連絡・協議を経て、「政策評価の実施に関するガイドライン」及び「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」を策定する。

2 各行政機関が実施する政策評価及び総務省が実施する政策の評価

(1) 各行政機関及び総務省による評価の機能分担

政策評価制度が目的とする国民本位の効率的で質の高い行政の実現、国民的視点に立った成果重視の行政への転換及び国民に対する行政の説明責任の徹底を図るため、各行政機関による政策評価と各行政機関とは異なる評価専任組織としての総務省による政策の評価とが、それぞれに分担する機能を的確に発揮していくものとする。このため、政策を企画立案し遂行する立場にある各行政機関は、所掌する政策について、当該行政機関の任務を的確に達成する見地から評価を行い、その結果を政策に適切に反映させ、さらに、各行政機関の枠を超えた評価専任組織の立場にある総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地からの評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の審議的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う。これにより、各行政機関の個別の観点から意見を通じ、必要に応じ勧告を行う。また、必要に応じての統一性や適合性を確保する観点からの見直し・改善や、政府における政策についての統一性や適合性を確保する観点からの見直し・改善を進め、もって、政府全体としてのより的確な政策の実現を図っていくものとする。

このような制度上の枠組みの下、各行政機関及び総務省は、評価の効果的かつ効率的な運用を図るため、評価の実施体制、業務量、緊急性等を勘案しつつ、次により、内閣としての重要政策を踏まえつつ、それぞれの評価活動の重点的かつ計画的な実施を図るものとする。その際、政策評価等の実施の目的にかんがみ、評価活動を、政府全体として、総合・一体的な形で展開し、国民の期待に応えることができるよう取り組むものとする。

(2) 各行政機関の評価活動

各行政機関は、所掌する次のような政策について、重点的かつ計画的な評価の実施を図るものとする。

① 施政方針演説等内閣の基本的な方針等により重点的に取り組むべきこととされた行

政分野において、当該行政機関が所掌する主要な政策

② 内外の社会経済情勢の変化を踏まえ、見直しや改善の必要があると認められる主要な政策

③ 国民からの評価に対するニーズが高く、評価を実施する必要があると認められる政策

④ 各行政機関において重点的に取り組むこととした政策

(3) 総務省の評価活動

総務省は、政策を所掌する各行政機関とは異なる評価専任組織として、各行政機関が担い得ない、あるいは各行政機関による政策評価だけでは十分に達成でき得ない評価を効果的かつ効率的に行う観点から、次のような評価活動を実施する。

A 統一性又は総合性を確保するための評価活動

(ア) 総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価は、各行政機関の政策についての統一性又は総合性の確保に関し政府として指すべき一定の方向性を踏まえ、行うものとする。その際、各行政機関の政策それぞれに共通する側面について統一した観点により横断的に評価し、又は複数の行政機関の所掌に係る政策について、その総合的な推進を図る見地から、全体として評価するものとする。なお、関係施策が極めて多岐にわたっている政策については、評価の結果を政策に適切に反映するため、合理的と認められる単位により評価するものとする。

(イ) これを踏まえ、次の政策について、重点的かつ計画的に評価を実施するものとする（これらの対象の選定について、総務省は、政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の御審議を踏まえるものとする。）。

① 法令や閣議決定等に基づき政府全体としての取組が求められている主要な行政課題に係る各行政機関の政策

② 行政機関に共通的な行政制度・システムを活用する政策

③ 複数の行政機関の所掌に係る政策であって、法令や閣議決定等に基づき政策の総合性の確保に関する目的や講すべき措置が明らかになっている主要なもの

④ その他、①から③までに掲げられる政策に準ずるものとして、国民からの評価に対するニーズが高く、統一性又は総合性の確保に関し緊急に採り上げて機動的に評価を実施する必要があると認められるもの

(ウ) 評価の実施に当たっては、各行政機関の政策評価の実施状況に留意するとともに、十分な連絡を図り、各行政機関が評価の過程において収集した情報等の有効な活用を図るなど、効率的な運用に努めるものとする。

(エ) 総務大臣は、関係行政機関における政策の企画立案に資するため、政策効果の発現状況に関する認識、評価対象に関する課題等に関し、意見を通知するものとし、さら

に、評価対象とした政策について、統一性及び総合性の確保に関し政府として指向すべき一定の方向性に照らし、関係行政機関が具体的な措置を講ずる必要があると認められる場合には、当該行政機関の長に対して勧告を行うものとする。

イ 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価について、次により、重点的かつ計画的に一連の評価活動に取り組む。

- ① 各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査
- ② 各行政機関が実施した政策評価のうち改めて政策評価が行われべきもの又は社会経済情勢の変化等に対応するために政策評価が行われべきものに関する評価の実施の必要性の認定（必要性の認定に関し、委員会の調査審議を踏まえるものとし、この場合において、委員会は、改めて評価を行うことの必要性等について、関係行政機関から説明及び意見の聴取を行う機会を設けるものとする。）
- ③ 上記②の結果に基づき政策評価を実施すべき旨を通知した場合において当該行政機関にゆだねては評価の客観的かつ厳格な実施が確保されないと認めるときに実施すべき評価（当該評価の実施に関し、委員会の調査審議を踏まえるものとし、この場合において、委員会は、評価の客観的かつ厳格な実施が確保されないと認める状況について、関係行政機関から説明及び意見の聴取を行う機会を設けるものとする。）
- ④ 行政機関からの要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときに実施する評価

3 基本方針の見直し

本基本方針については、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法その他政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の成果や動向等を踏まえ、所要の見直しを行うものとする。

(別紙)

[事業評価方式]

個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じて事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式

(注)「事業評価」は、個別公共事業に係る事前及び事後の評価を指すものとして用いられることがある。

[実績評価方式]

政策を決定した後、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着眼した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式

[総合評価方式]

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供するることにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令
(平成十三年九月二十七日政令第百二十三号)

最終改正:平成一九年四月四日政令第一五七号

内閣は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第五條第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第五條第四項の審議会等で政令で定めるもの）

第一條 行政機関が行う政策の評価に関する法律（以下「法」という。）第五條第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の審議会等で政令で定めるものは、政策評価・独立行政法人評価委員会とする。

（法第七條第二項第二号の政令で定める期間）

第二條 法第七條第二項第二号イの政令で定める期間は、五年とする。

2 法第七條第二項第二号ロの政令で定める期間は、五年とする。

（法第九條の政令で定める政策）

第三條 法第九條の政令で定める政策は、次に掲げる政策とする。ただし、事前評価の方法が開発されていないものその他の事前評価を行わないことについて相当の理由があるものとして総務大臣並びに当該政策の企画及び立案をする行政機関の長（法第二條第一項第二号に掲げる機関にあっては内閣総理大臣、同項第四号に掲げる機関にあっては総務大臣）が共同で発する命令で定めるものを除く。

一 個々の研究開発（人文科学のみに係るものを除く。次号において同じ。）であつて十億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策
二 個々の研究開発であつて十億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策

三 道路、河川その他の公共の用に供する施設を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業（施設の維持又は修繕に係る事業を除く。次号において単に「個々の公共的な建設の事業」という。）であつて十億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策

四 個々の公共的な建設の事業であつて十億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策

五 個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力（条約その他の国際約束に基づき技術協力又はこれに密接な関連性を有する事業のための施設（船舶を含む。）の整備（当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。）を目的として行われるものに限る。）であつて当該資金供与の額が

十億円以上となることが見込まれるもの及び有償の資金供与による協力（資金の供与の条件が開発途上地域にとつて重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものであるものであつて、国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）第二十三條第二項第一号の規定に基づき外務大臣が定める者）に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付けるものに限る。）であつて当該資金供与の額が百五十億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策

六 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用（租税、裁判手續、補助金の交付の申請手續その他の総務省令で定めるものに係る作用を除く。）をいう。以下この号において同じ。）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更（提出すべき書類の種類、記載事項又は様式の軽微な変更その他の国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすことが見込まれないものとして総務省令で定める変更を除く。）をすることを目的とする政策

附 則 抄

（施行期日）

1 この政令は、行政機関が行う政策の評価に関する法律の一部の施行の日（平成十三年九月二十八日）から施行する。

附 則（平成一四年三月二〇日政令第四九号）

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年四月四日政令第一五七号）

この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則

平成十九年総務省令第九十五号

(令第三条第六号の総務省令で定めるもの)

第一条 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(以下「令」という。)第三条第五号の総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。一 国税又は地方税の賦課又は徴収

二 一定の要件に該当する者が法令により直接に被保険者、加入者等とされる保険、年金、共済、基金等であつて当該者がその給付又はこれに類するものを受けるものの保険料、掛金その他これらに類するもの賦課又は徴収

三 裁判手続及びこれに付随する手続

四 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名あて人とするものに限る。)に係る手続

五 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分に係る手続

六 聴聞又は弁明の機会との付与の手続その他の意見陳述のための手続

七 犯罪の捜査又は少年事件の調査

八 国税若しくは地方税の犯則事件、金融商品取引の犯則事件又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)に基づく犯則事件の調査

九 裁判の執行

十 補助金等若しくは間接補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等のうち国民に対して交付されるものをいう。)の交付の申請手続又は政府若しくは地方公共団体がその債務について保証契約

をすする法人に対する貸付け若しくは出資の申込みの手続

十一 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第七十六条の規定に基づく防衛

出動及び同法第七十七条の二の規定に基づく防衛のための施設を構築する措置

(令第三条第六号の総務省令で定める変更)

第二条 令第三条第六号の総務省令で定める変更は、次の各号に掲げる行為をすべき書面の種類、記載事項若しくは様式又は第一号若しくは第二号に掲げる行為をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の種類、記録事項若しくは様式若しくは第三号若しくは第四号に掲げる行為を

すべき電磁的記録の記録事項の経緯な変更とする。

一 保存し、保管し、管理し、備え、備え置き、備え付け、又は常備すること。

二 作成し、記載し、記録し、又は調製すること。

三 掲示し、提示し、縦覧若しくは閲覧に供し、又は謄写させること。

四 交付し、若しくは提出し、又は提供すること。

附 則

この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

規制の事前評価の実施に関するガイドライン

平成19年8月24日
政策評価各府審議会議決7承

本ガイドラインは、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「評価法」という。）の枠組みの下、規制の新設又は改廃に係る政策の事前評価（以下「規制の事前評価」という。）を円滑かつ効果的に実施し、もって規制の質の向上や、国民への説明責任を果たすことに資するよう「政策評価に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）、及び「政策評価の実施に関するガイドライン」（以下「政策評価ガイドライン」という。）を踏まえつつ、規制の事前評価の内容、手順等の標準的な指針を示したものである。

本ガイドラインについては、各行政機関における取組の進展や諸外国での先行的な取組の成果を踏まえ、必要に応じ、規制の事前評価の改善及び充実のため、所要の見直しを行う。

1 評価に当たって

規制は、社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のため、国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すものである。したがって、規制の事前評価を行い、その結果を公表することを通じて、規制の質の向上を図るとともに、利害関係者のみならず、規制について広く国民の理解を得ることが重要である。このように、規制の事前評価の果たす役割は、大きいものと考えられる。

規制の事前評価は、規制によって発生する効果や負担を予測し、それを評価するものである。評価の実施においては、規制の新設又は改廃の可否や規制の具体的な内容やその程度についての検討に資するよう分析するとともに、分析内容が国民や利害関係者等との議論の共通の土台として用いられ、その過程で充実したデータや情報収集されることが重要である。このことを踏まえ、政策の善悪から決定に至る一連の過程の中で、できる限り早期に評価を開始するよう努めらるべきである。

なお、規制の性質等により本ガイドラインに定める標準的な評価が実務上困難な場合には、基本方針1.3「政策効果の把握に関する基本的な事項」A及び政策評価ガイドライン3「評価手法」を踏まえ、可能な範囲で評価に取り組む必要がある。

II 評価の方法

1 評価の対象

(1) 事前評価を行うことが義務付けられる政策は、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第6号に規定

する規制の新設又は改廃を目的とする政策である。したがって、「国民」に対する作用ではない規定、「権利を制限し、又は義務を課す」作用ではない規定や、その作用の性質が規制の事前評価を行うのにふさわしくない規定については対象外となる。以下に具体例を掲げることが、これ以外の規定についても、作用の内容の性質に応じて判断すべきである。

- ① 一般国民と行政機関との関係とは異なる関係を行政機関との間で有する者に対する作用である規定
 - ・ 国の行政機関又は地方公共団体に対して、その固有の資格により適用される規定
 - ・ 特別の法律により設立される法人、国により行政上の事務を行うこととされた法人等、法令上国との間で一般国民とは異なる特別の関係に立つ法人に対し、当該法人のみに適用される規定。具体的には独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人、認可法人又は指定法人（法令上指定又はこれに類する行政行為が予定されていないが、当該法人のみが行う公的業務が定められている法人を含む。）及びこれに類するものみに適用される規定（指定法人については、指定に関係する規定に限る。）
 - ・ 憲法や行政法（通説や判例において確立された解釈を含む。）において一般国民とは異なる取扱いが予定されている者に対し、当該者のみに適用される規定。具体的には公務員又は公務員であった者、行政機関や国立大学法人が設置する学校の学生や生徒、矯正・留置施設に収容・留置されている者、保護観察に付されている者などのみに適用される規定
 - ・ 外国人又は外国法人のみに適用される規定
- ② 犯罪及びこれに対する刑罰を一体として定める規定（犯罪の構成要件に当たる行為が行政機関による勧告や処分の対象とされているなど、行政機関が一定の行政目的を実現するために企画及び立案したものという性格を強く有している場合における当該部分を除く。）
 - ※ なお、罰則のうち刑罰の内容を定める部分のみでは、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用には該当しない（行政処分を定める規定のうち処分の内容を定める部分についても同様である。）、市民社会における知等な私人間のルールを定める規定
 - ・ 民法、商行為法等に定める知等な私人間の関係を規律するための規定
 - ※ 消費者や投資家の保護等のため契約又は取引の当事者の一方のみに義務を課している場合は対等ではない。
- ④ 国民の権利を制限し、又は義務を課す作用を実質的に持たない規定
 - ・ 違反に対する措置の定めのない努力義務規定
- ⑤ 社会通念に照らして行政目的によるものではないことが明らかである規定
 - ・ 行政サービス提供の対価としての手数料、負担金等の徴収に関する規定

- 規定
行政機関が契約の一方当事者である場合に契約の適正な履行を確保するための規定
- (2) 事前評価を行うことが義務付けられた規制以外のものについても、基本方針に基づき、積極的かつ自主的に規制の事前評価を行うよう努めるべきである。

2 評価の単位(ユニット)

(1) 上位法令と下位法令にわたるユニット(縦のユニット)
上位法令と下位法令の条項が一体となった規制の内容を構成しているものについては、適切な評価の単位(ユニット)を設定して事前評価を行う。上位法令と下位法令について同時期に一括して評価を実施した場合に、それぞれの法令レベルごとに評価書及びその要旨(以下「評価書等」という。)を作成するのか、又は一括して評価書等を作成するのかは各行政機関の判断によるものとする。

なお、上位法令と下位法令について一括して評価を実施した時点から、下位法令の内容に実質的に変更が生じるなど、評価を行う必要がある場合においては、下位法令の改正時点で、改めて当該下位法令について評価を実施する。

(2) 複数条項にわたるユニット(横のユニット)

関連する規制の内容が同一法令の複数の条項や複数の法令の条項にわたる場合は、個別の事例において発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位(ユニット)で評価を行う。

(参考)

- 評価の単位(ユニット)の例
- ① 関連する複数の条項を一括して評価の単位とするもの
(許認可等規制の主要な部分を規定した条項と、これに付随する許認可の取消、変更、是正命令、遵守基準を規定する条項)
- ② 個別の条項を評価の単位とするもの
(個別の作為又は不作為(禁止)を命ずる条項、行政機関の命令権限を単独で規定する条項)

3 分析及び評価の内容

(1) 規制の目的、内容及び必要性

ア 現状及び問題点

現状及び問題点を具体的に、かつ、分かりやすく説明する。例えば、現在の制度や政策体系はどのようになっているか(関係する条項及びその内容を明示)、問題点の発生原因は何か、現状を維持した場合にどのような不都合が生じるか、将来どのようなような状態が見込まれるかに留意して説明する。

イ 規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性

上記アに照らして、規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性を説明する。行政が関与する必要性、行政が関与を強める若しくは弱める必要性、又は関与をやめる必要性や便益が発生する過程が分かるような説明に努める。規制の緩和の際には、緩和後の規制の必要性も説明する。

(2) 費用及び便益の分析

本ガイドラインの以下の説明においては、「費用」又は「便益」は、それぞれ金銭価値化された要素と金銭価値化されない要素とを共に含むものとする。すなわち、「費用」又は「便益」とあっても、金銭価値化できない要素についてまで金銭価値化されていることを前提とするものではない。

以下、費用及び便益の分析の方法を説明する。

ア 共通事項

(1) 分析対象期間

分析の対象とする期間は、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、個別の事例に応じた適切な期間を設定する必要がある。

また、複数年にわたる金銭価値化された費用及び便益の総計を考える場合は、将来価値を割引率を用いて割り引き、現在価値に換算することが適当である。

(ii) 費用及び便益を推計する際の比較対象(ベースライン)

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」を、比較対象(以下「ベースライン」という。)として設定し、費用及び便益の推計は、ベースラインと「当該規制の新設又は改廃を行った場合に生じると予測される状況」とを比較することによって行う(代替案を検討する場合もベースラインと比較する。)

(iii) 費用及び便益の各要素の分析

規制の新設又は改廃によって、発生又は増減することが見込まれる具体的な費用及び便益の要素を可能な限り列挙し、説明する。そして、各要素について、費用を負担する主体又は便益を受ける主体を示すとともに、各要素の発生過程を説明する。

客観的な評価を行うためには、費用及び便益は、可能な限り定量化又は金銭価値化して示すことが望ましい。定量化又は金銭価値化ができない場合は、定性的に分かりやすく説明する。ただし、費用、便益と比べて、金銭価値化による推計を行いやすい面があることに留意すべきである。

なお、定量化と金銭価値化の両方が可能な場合は、両者を行って説明するよう努める。

(iv) 副次的影響又は間接的影響

費用及び便益の要素については、直接的影響に加え、政策決定において考慮すべき副次的影響や間接的影響も含めるとともに、目標達成に影響を及ぼす可能性がある外部要因が想定される場合には、その旨説明する。副次的影響や間接的影響のうち重要なものについては、定量化又は金銭価値化に努める必要がある。ただし、間接的影響については、直接的影響と同じ要素を再計上する、いわゆる二重計算がないよう注意することが必要である。

また、副次的影響や間接的影響の分析を行い、費用及び便益が異なる主体間にどのように分配されるかを示すことは、分配の公正さの観点等を踏まえたより適切な政策判断に資するものである。

イ 費用要素の区分

費用については、以下の区分により、要素ごとに負担者を示して分析する。

(i) 費用は、その負担者の種別に応じて大きく以下のよう分類される。遵守費用は、規制を受ける側にとって最も関心のある費用であり、十分な検討を行う必要がある。行政費用は、行政が関与することの適否の判断や継続的に必要となる費用が明らかになるなど、評価のための情報として重要である。その他の社会的費用は、規制を直接受ける者以外に大きな影響が見込まれる場合は、同様に重要な情報となる。

① 遵守費用

規制を受ける国民や事業者が規制を遵守するために負担する費用。行政への申請費用（書類の作成や提出等）、国民や事業者内部における費用（設備の導入や維持等）などが含まれる。

② 行政費用

規制主体において発生する費用で、当該規制の導入に要する費用（制度化のための研究や必要な施設、設備等）や規制導入後に要する費用（検査、モニタリング、増員等）が含まれる。主体の別（国、地方公共団体又は関係法人）についても明記する。

③ その他の社会的費用

広く社会経済全体や環境等に対する負の影響。規制の新設又は改廃が競争状況に影響を及ぼすことが明らかなる場合には、その影響を考慮する。

(ii) 初期に必要な費用、継続的に必要となる費用、将来の一定の時期に必要な費用など様々な費用の発生時期が想定される場合、(i)の①～③ごとにそれらの種別を示しつつ、発生時期の差に留意した分析（現在価値への換算や年ごとのフロー比較等）を行う必要がある。

(3) 費用と便益の関係の分析

規制の事前評価の目的は、規制によって得られる便益が、当該規制がもたらす費用を正当化（justify）できるかどうかを示すことにあり、代表的なものとしては、以下の三つの手法がある。このうち、便益と費用を金銭価値化する費用便益分析が規制の事前評価の主要な手法とされている。しかしながら、①規制のもたらす便益や費用のなかで定量的な予測が困難な要素や、②定量的な予測ができたとしても金銭価値化することが困難な要素が存在する。また、通常の費用便益分析においては、分配の公平等の効率性以外の要因が扱われない。したがって、費用便益分析を用いる場合には、推計された便益や費用だけによるのではなく、金銭価値化されていない要素を費用効果分析の手法等により分析し、効率性以外の政策目的も考慮した総合的な評価が必要である。

定量的な予測が困難な場合には、定性的な分析を行う。定性的な分析による場合は、要素ごとの重要度を踏まえた分かりやすい説明が必要である。定量的な予測が可能であるが、金銭価値化が困難な場合には、費用効果分析を用いることができる。

ア 費用便益分析

金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析するもの

イ 費用効果分析

一定の定量化された便益（効果）を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析するもの

※ 効果が同様の単位によって示される代替案がある場合は、比較を行うことができる。また、効果についてのイメージがわかりやすい場合がある。さらに、複数の効果を一つの要素に還元し、定量化する費用効果分析も必要により用いるべきである。

ウ 費用分析

便益が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに便益の方が費用より大きい場合等に、便益の詳細な分析を行わず、費用を中心に分析するもの

(4) 代替案との比較

的確な政策の採択の検討に有用な情報を提供するとともに、国民への説

明責任を果たす観点からは、想定できる代替案を提示して、当該代替手段について(3)に掲げる分析を行い、比較考量を行うべきである。また可能であれば、代替案として、規制以外の手段を執る案も提示する。また、規制緩和の場合、当該規制を廃止することも想定されるときは、規制の廃止も代替案として比較を行うことを基本とする。

代替案としては、規制以外の手段を執る案のほか、権限行使の主体が異なる案、行政行為や遵守確保手段等が異なる案、基準、期間等の内容が異なる案などが考えられる。ただし、規制の内容や上位法令による下位法令への委任内容によっては、有効な代替案が想定し難い場合もある(なお、本ガイドラインにおいては、ベースラインを代替案として扱う整理をしていない)。

代替案の費用及び便益についても、ベースラインとの比較により分析するとともに、当該案と代替案の比較考量の結果を分かりやすく示す。

(5) 有識者の意見その他の関連事項

規制の新設又は改廃の案や規制の事前評価による分析内容について審議会での検討結果や有識者の見解がある場合、これらを評価書に記載する。また、評価において用いたデータや文献等については、それらの概要や所在に関する情報を評価書に記載する。

なお、データや情報の収集を促進し、また、規制を受ける側の遵守意識の向上を図る観点から、早期に規制の事前評価による分析内容について情報の提供または収集や意見の聴取(諸外国のコンサルテーション手続などを参考とする。)を行うことが望ましい。このような取組を行った場合、その結果についても説明する。

(6) レビューを行う時期又は条件

当該規制(新設又は改正)が社会経済情勢に照らしてなお適切であるかどうかの判断を行う時期・条件について記載する。なお、レビューの一環として定期的に費用及び便益の実績を把握(モニタリング)することも重要であり、モニタリングを予定している場合は、その旨を説明するよう努める。

4 その他留意すべき事項

(1) 不確実性等への対応

将来の事象の予測によって行う規制の事前評価には、不確実性が伴う。推計値の不確実性の程度についての説明を、例えば、幅を持った数量(上位値や下位値の設定等)を用いて行う必要がある。また、定量化又は金銭価値化による分析を行うためのデータの入手が難しく、データの一部を把握できていない場合でも一定の前提条件を置いて定量化するなどの努力をし、これを説明する必要がある。

(2) 緊急に新設又は改廃される規制の評価

突発的な案件や緊急事態への対処等の事由により、規制の新設又は改廃に係る立案や策定の過程において標準的な評価手順を踏むことが困難な場合も想定される。このような場合には、評価法の趣旨に基づき、事情の許す限りの規制の事前評価を行い、結果的に事後となっても必要な範囲で評価書等を作成し、公表すべきである。ただし、このような場合、当該評価主体は、本ガイドラインに基づく標準的な評価手順によらない理由を説明するなど国民への説明責任を果たす必要がある。

他方、緊急の場合のみ適用される規制については、前述のような特別の事由のない限り、通常の規制と同様の事前評価の対象となる。

(3) 分析内容の充塞

規制の質の向上を図るという観点から、各行政機関は規制の特性等に応じ、分析の多角化など内容を充実を図っていくことが重要である。

特に、諸外国においては、競争状況への影響が大きい規制について、その影響の分析を規制の事前評価の中で実施している事例がある。こうしたことを踏まえ、競争状況への影響の把握・分析等の方法について、その普及・定着を図るための関係行政機関による連絡会議を設け、公正取引委員会との協力を得て、取組を推進する。

(4) 評価機能と法令企画機能等との連携

規制の新設又は改廃を行う場合には、各行政機関における評価機能と法令の企画機能等との効果的な連携が不可欠である。そのため、各行政機関の政策評価担当組織と政策所管部局や法令の取りまとめ部局等が連携し、規制の質の向上に努める必要がある。

5 評価書等の記載事項

(1) 評価書等の記載項目

次の①～⑥は、規制の事前評価において重要な項目であり、これらについて評価書等に記載する。

- ① 規制の目的、内容及び必要性
 - ② 規制の費用
 - ③ 規制の便益
 - ④ 政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
 - ⑤ 有識者の意見その他の関連事項
 - ⑥ レビューを行う時期又は条件
- 代替案を公表する場合には、当該案の費用及び便益や、規制案と比較した結果について必要な範囲で記載する。

(2) 評価書の要旨のモデル様式

評価書の要旨の作成に当たっては、別紙様式を基本とし、様式に修正が必要な場合には、適宜、修正の上作成する。

6 評価書等の公表の時点等

規制の新設又は改廃が法律による場合、評価書等の公表は、遅くとも法律案の閣議決定までに行う。政令以下の下位法令による場合は、遅くとも行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募手続まで（意見公募手続の適用除外のものについては閣議決定又は制定まで）に公表する。この場合、「電子政府の総合窓口」のウェブサイトを（www.e-gov.go.jp）において意見公募手続に付される命令等（規制）の案の「関連資料」とすることを原則とする。なお、意見公募手続において提出された意見を踏まえて評価書等の内容を変更した場合は、改めてこれを公表する必要がある。

ただし、機密の保持等の特別の事由により、この公表時期により難しい場合は、規制の公表時（官報掲載時など）までの可能な限り早期に公表すること。ただし、本ガイドラインに基づく標準的な公表時期によらない場合は、このことについて評価主体である行政機関に説明責任が生じることには言及しない。

なお、条約等国際約束に基づいて新設又は改廃される規制に関しては、国会承認を要するものについては当該国際約束を国会に提出するまで、要しないものについては当該国際約束を締結するまでの間において、関連する国内法令を含めて評価書等を公表することが望ましいものと考えられるが、国内法令の制定又は改廃を行う場合には、遅くとも原則にのっとり公表を行う。

注意事項

規制の事前評価書（類）

掲載の名称	掲載の目的、内容及び必要経緯等	法庁名称・関連条項との関係	決定される代議案	規制の適用 (遵守適用) (行政適用) (その他の社会的適用)	規制の位置 (その他の社会的適用)	規制の位置 (実用と他の関係の分析等)	有関係の業務その他関連業務	レビューを行う時期又は条件	備考
掲載時期 △△△△年△△月△△日 △△△△年△△月△△日	評議院 ○年○月○日 平成○年○月○日	電話番号：03-xxxx-xxxx 電話番号：03-xxxx-xxxx	代表案1: 代表案2:	※代表案が複数ある場合には適宜、表を修正の上作成					

規制の新設審査、特例審査に関する案件表（事前確認兼用）

（府省庁名 :)
 (担当 :)

法律案名	部門会議		特例審査		新設審査	法律案の要旨	新設される規制内容 ----- 新設される規制の必要性 ----- (必要性)	備考
	予定日 閣議	予定日	行手	行服				

- (注) 1. 様式は、1 法律 1 葉としてください。(事前確認段階においては任意とします。)
2. 「部門会議予定日」及び「閣議予定日」が未定の場合は大まかな時期（〇月上旬等）だけでも記載してください。
3. 特例審査、新設審査のそれぞれについて、該当する可能性があるところに〇印を付けてください。
4. 新設審査については、「法律案の要旨」に、内閣提出予定法律案等件数調べに記載されている内容を記載してください。
5. 事前確認段階においては、「新設される規制の必要性」は記載不要です。
6. 「備考」には、①承認案件であるもの、②予算関連法案等の日切れ法案であるもの、③行政代行人関係事項があるものについて、その旨記載してください。また、見直し規定の有無（ない場合はその理由）及び新設審査上の留意点（例：条約関連等）などについても、記載してください。

(別添 1 / 様式)

規制の新設審査、特例審査に関する案件表（事前確認兼用）

(府省庁名 : ○ ○ 省)
(担当 : ○ ○ 担当)

法律案名	部門会議		特例審査		新設審査	法律案の要旨	新設される規制内容		備考
	予定日	閣議 予定日	行手	行服			新設される規制の必要性		
○○法等の一部を改正する法律案	9/25					<p>***の見直しによる***を踏まえ、***の充実を図るため、***業の開始にあたっての*大臣への届出の義務付け、国家資格として*士の創設等の措置を講ずる。</p>	<p>＜**法関係＞ 【**制度の見直し】 1. **の観点から、**業の開始に当たっては、大臣の許可制から届出制へ変更。 2. **のため、**業の届出を行った者に対しては、財務関係書類の保存を義務付け。 ＜**法関係＞ 【**士の創設】 3. **を行う**士の資格取得に際し、**大臣から登録を受けた法人が実施する研修の受講を義務付け。 (必要性) **にかんがみ、**の所要の措置を講ずる必要がある。なお、**のため、見直し条項を付すこととする。</p>	<p>・見直し規定：有 (○年以内) ・登録研修機関は行政代行機関に関するもの</p>	
	9/29		○	○	○				

(注).....

(別添3/様式)

規制の新設審査に係る整理表

平成 年 月 日
(担当)

法律名	***の法律の一部を改正する法律案 [〇〇省所管： 閣議予定日： 月 日 ()]
法律制定(改正)の趣旨・概要	別添のとおり(※法制局説明資料等を使用)
新設される規制の内容	<p>※ 新設される主な規制(許可、認可、届出等)について記載すること。ただし、規制措置が一体のものと思われる場合(許可制度創設に伴う許可取消、是正命令、立入検査、報告徴求等)は、「**に伴う所要の措置」等とまとめて、別添「主なチェック事項」の観点に沿って具体的に記載すること。</p> <p>1. 〇〇〇許可制度の創設(第〇条第〇項第〇号)</p> <p>① 規制の内容(規制の対象、態様)</p> <p>② 規制の必要性</p> <p>※ 指定等法人関係の場合は、簡潔に記載するとともに、別紙Aを作成すること。</p> <p>③ 規制の効果(規制の事前評価の実施結果も含む。)</p> <p>※ 規制の事前評価を実施している場合は、その結果を活用するとともに、資料を添付すること。(実施しない場合はその理由も含めて記載)</p> <p>④ 規制を受ける者の負担(規制の事前評価の実施結果も含む。)</p> <p>※ 規制の事前評価を実施している場合は、その結果を活用するとともに、資料を添付すること。(実施しない場合はその理由も含めて記載)</p> <p>⑤ 他法令、国際制度等との整合性</p> <p>2. xxxについての改善命令制度の創設(第〇条第〇項第〇号)</p> <p>(以下同じ)</p>
施行年月日	<p>※ 施行年月日を記載すること。</p> <p>平成〇年〇月〇日(以下の規制を除く。)</p> <p>・平成〇年〇月〇日(xxxについての改善命令制度の創設)</p>

政省令への主な委任内容	
<p>※ 委任形式、委任をする条項、想定される内容他を記載すること。</p> <p>○政令</p> <p>①第○条第○項（法第○条に規定する許可を要する者の範囲を…とする）</p> <p>②第○条第○項（法第○条に規定する機関の事務を…とする）</p> <p>○**省令</p> <p>①第○条第○項（法第○条に規定する許可申請の提出書類を…とする）</p> <p>○**省告示</p> <p>①第○条第○項（法第○条に規定する許可の要件を…とする）</p>	
見直し条項の有無	（有・無）※有無をチェックすること
<p>※「有」の場合は、条文案を記載すること。</p> <p>附則第○条（政府は、この法律の施行後5年を目途として、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。）</p> <p>※「無」の場合は、簡潔な理由を記載するとともに、別紙Bを作成すること。</p> <p>条約関連のため。（別紙B参照）</p>	
機構・定員への影響について	
<p>※ 法施行事務に関する機構・定員への影響について（既存の体制で対応するのか又は新たに機構・定員の要求を検討しているのか など）記入のこと。</p>	
担当所見	
<p>※ 担当所見を記載（例：規制の必要性が認められる。また、規制の内容についても、規制の目的を達成するため最小限のものと認められる。）</p>	

（関連資料リスト）※は必須

1. **法の一部を改正する法律案（概要紙、条文案、新旧案、参照条文、解説書）
2. **制度に関する研究会報告
3. **に関する規制の事前評価結果
4.

指定等法人を新設（業務変更含む）する理由について

〇〇省 法案名（***法の一部を改正する法律案

問1 本法律案における指定法人制度の概要如何。

(記載例)

1. ***法（***業務）は、.....としており、指定法人制度を創設する。
2. 指定要件については、.....

問2 指定法人でなければならない理由如何。

(記載例)

1. ***業務は、.....の必要がある。
2. また、.....の必要がある。
3. さらに、.....の必要がある。
4. したがって、以上の要請の全てを満たす指定法人の制度を採用する必要がある。

問3 「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成18年8月15日閣議決定）において示されている例外事由（ア～カ）のいずれに該当すると考えるのか。併せて、該当すると考える理由如何。

(記載例)

1. 例外事由の○に該当すると考えられる。
2. その理由としては、.....。

問4 「登録制」又は「登録機関による実施に準じた措置」では規制の目的を達成できない理由如何。

(記載例)

1. ***業務が登録制になった場合は、.....。
2. したがって、登録制又は登録制類似の手法によっては.....であることから、指定法人制度を採用することが適当であると考えられる。

(別紙B/様式)

〇〇〇一部改正法において、規制見直し条項を盛り込まないこととした理由について

平成〇年〇月〇日

〇 〇 省

(記載例)

1. 本法律は、.....によって、公共の安全の確保を目的としている。

2.

3. 当該規制は、.....であって、社会秩序の基本にかかわるものであることから、本法案の規制に対し、見直し条項を付すことは不適當である。

総務省所見欄：

上記の件については了解する。

総務省行政管理局管理官

氏 名 (印)

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 24 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

受信トレイ

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

(件名なし)

送信済みアイテム

削除済みアイテム

18:37

メモ

先週

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

01/13(金)

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

01/13(金)

(件名なし)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

CC:

添付ファイル (4) すべての添付ファイルをダウンロード

ル: 23.12.19防衛省への回答送付jtd (24 KB); 23.12.20防衛省への回答送付.doc (41 KB) [Web ページとして開く]; 23.12.20防衛省への回答送付jtd (22 KB); 23.12.21防衛省への回答送付jtd (38 KB)

2012年1月16日 18:37

防衛省 防衛政策局調査課 様、様(CC 様)

いつもお世話になっております。

- ・ 12月19日付「特別秘密の保護に関する法律案(仮称)」(指定権・適性評価以外)について
- ・ 12月20日付「他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について(案)」について
- ・ 12月20日付「特別秘密の保護に関する法律案(仮称)」(適性評価関連)について
- ・ 1月16日付「特別秘密の保護に関する法律案(仮称)」(指定権関連)について

以上に対する回答を送付致しますので、よろしくご査収願います。

内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

メール

予定表

連絡先

タスク

「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）」（指定権・適性評価以外）について（回答）

標記について、貴省からの12月19日付意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

- 1 12月12日に法制局に持ち込まれた条文素案第7条において、「伝達」を「提供」に修正した理由を御教示いただきたい。

（回答）

自衛隊法施行令第113条の4及び第113条の5第2項において、防衛秘密の「伝達」と「提供」が区別して用いられているところ、他の法令における用例も参考にすると、

- 「伝達」は自然人が自然人に対して行なうもの
- 「提供」は行政機関（の長）が当該行政機関外の者（自然人又は法人）に対して行うもの

としてそれぞれ用いられていると考えられる。条文素案第7条は、行政機関（の長）が他の行政機関（の長）に対して行う行為を規定するものであるため、「提供」を用いるべきと考えられる。

- 2 12月14日に法制局に持ち込まれた条文素案第6条第1項において、「他の行政機関の長及び職員」との規定に修正された理由を御教示いただきたい。この場合、自衛隊法第96条の2第3項の規定振りとの関係を明確にして御教示いただきたい（隊法第96条の2第3項に規定する「国の行政機関の職員」には、例えば海上保安庁長官なども含んでいるところ、念のため。）。

（回答）

修正前の条文素案第6条においては、自衛隊法第96条の2第3項の「職員」と同様、行政機関の長も含んだ概念として「職員」という語を用いていたところ、法制局審査の過程において適性評価の対象につき従来の考え方を改め、行政機関の長を除外することとしたため、条文素案第8条第1項において、行政機関の長を含まない概念として「職員」という語を用いることとなった。これに伴い、条文素案第6条においては、「他の行政機関の長及び職員」又は「都道府県警察の警察本部長及び職員」と修正することとした。なお、このような修正を行ったことにより、同条の「取扱いの業務を行わせることができる」という規定が使役ではなく許容の意味であることがより明確になったものと考えられる。

3 本法制が公布されてから施行されるまでの期間（施行期日）について、現段階でお考えがあれば御教示いただきたい。

企業職員に対する適性評価に関しては、秘密保全法制の施行後でないと、行政機関の長による適性評価を実施することができず、かつ、公務所等への照会も行えないことから、法律施行後に初めて、企業職員の適性評価を開始するとの理解で差し支えないか確認したい。

（当方としては、防衛秘密を取り扱う企業の関係職員数千名について、新法に基づく企業職員の適性評価を実施するには相当の期間を要すると見込まれるところ、これが秘密を含む装備品等や役務の調達契約に支障を生じさせないような措置を検討する必要があると考えている。）

（回答）

本法制のうち適性評価の実施に必要な条文の施行後でないと適性評価を実施することができないことは貴見のとおりである。なお、当該条文の施行後でないと適性評価を実施することができないのは企業職員だけでなく、防衛省・自衛隊職員についても同様である。

その上で、適性評価の実施及び特別秘密の取扱いに支障が生じることのないよう、適性評価の実施に要する期間を考慮して施行期日を段階的に定めるべきと考えられるところ、施行期日を含めた附則に規定すべき事項については、今後、貴省をはじめとする関係省庁と協議させていただきたい。

防衛省 担当官 殿

事務連絡

平成24年1月16日

内閣情報調査室

「他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について（案）」について（回答）

標記について、貴省からの12月20日付意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

- 自衛隊法第80条第2項に基づく海上保安庁の全部又は一部に対する防衛大臣の指揮は、防衛出動または治安出動を命ぜられた自衛隊の出動目的を効果的に達成するために認められているものであり、海上保安庁の所掌事務のうち人事、経理等の組織管理に関する事項にまでは及ぶものではないと考えられる。この点を考慮すると、防衛大臣が、その指揮下にある海上保安庁の全部又は一部に対し防衛秘密の取扱いの業務を行わせること（管理面も含めた業務を行わせること）が、その指揮権に含まれるかどうかについて、必ずしも確立した解釈があるわけではない。

防衛省としては、このような状況においては、防衛秘密の保全措置に万全を期するとの観点から、他省庁職員に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる際の原則的な枠組みである自衛隊法96条の2第3項の規定による枠組みによることが適切と考えており、貴室整理ペーパー「他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について（案）」における自衛隊法第80条第2項の解釈（2（1）イ及び2（2）イ）には同意できず、該当部分の修正を求めたい。

なお、貴室整理ペーパー「他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について（案）」の別紙において記載されている他省庁における指揮関係の多くは、事務の分掌などが明示的に規定されており、自衛隊法80条の規定により防衛大臣が海上保安庁の全部又は一部に対し行う指揮と同列に論ずることはできないと考える。

（回答）

原案どおりとさせていただきます。

（理由）

防衛出動又は治安出動を命ぜられた自衛隊の出動目的を効果的に達成するためという趣旨に鑑みれば、防衛大臣の海上保安庁に対する指揮権の中に、海上保安官に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる権限が含まれないとの解釈を採ることは適当でないと考えられるため。なお、防衛大臣が海上保安官に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる場合、貴見のとおり、自衛隊法第96条の2第3項の規定による必要があると考える。

「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）」（適性評価関連）について（回答）

標記について、貴省からの12月20日付意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 23. 12. 12付け貴室からの回答に対する再質問

ア 第8条第7項(12/16付部長用資料では第8項)関係

○ 23. 12. 5付けの当省からの質問

また、対象職員に対する適性評価の結果の通知については、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内で行うことが重要と考えるところ、現段階における当該通知の具体的な要領について、お考えがあれば御教示いただきたい。

○ 23. 12. 12付け貴室からの回答

今後具体的な検討を行ってまいりたい。

● 今回の当省からの再質問

現在の防衛省の適格性確認制度では、その実効性の確保等を理由に、判定結果を申請者本人には通知していない（申請者の管理者等に通知）ため、本法制において、結果を通知することとされていることに省内に強い懸念を示す意見もあるところ。これについては、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲で通知することが実際問題として可能かどうか重要な考慮要素であると考えていることから、その検討にあたっては、前広にご調整いただきたい。

(回答)

通知の方法については、関係機関の御意見を踏まえつつ検討してまいりたい。

イ 第8条第9項第2号(12/16付部長用資料では第10項第2号)関係

○ 23. 12. 5付けの当省からの質問

部長用条文案第8条第1項の規定により適性を認められた職員が、同条第3項に規定する期間内のうちに、他の行政機関に出向（異動）した場合、当該他の行政機関の長は、その期間内であれば自己の保有する特別秘密を当該職員に取り扱わせることができるほか、当該職員の転入の際に、改めて、適性評価を行うことも可能と考えるが、この場合、その根拠は、部長用条文案第8条第1項なのか、あるいは同条第9項第2号なのか、御教示いただきたい。

○ 23. 12. 12付け貴室からの回答

特別秘密の管理は行政機関ごとに行われるものであるため、この場合、当該他の行政機関の長は、自ら適性評価を行い、当該職員の適性を認めた上で特別秘密を取り扱わせることとなる。この場合の根拠条文は第8条第1項である。

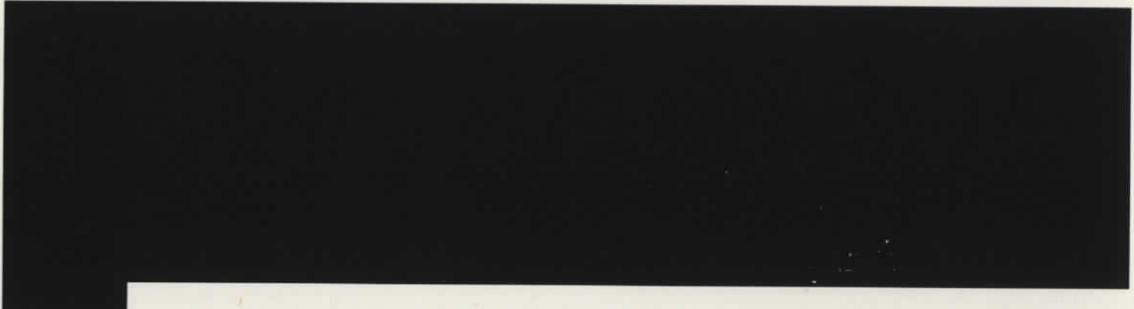
● 今回の当省からの再質問

- ① 第8条第9項第2号(12/16付部長用資料では第10項第2号)は、具体的にどのような場合を想定されているのか御教示いただきたい。

(回答)

適性の否定につながるおそれのある事情が認められた場合を想定している。

- ② 上記の回答は、当方の質問事項に記述したように「改めて、適性評価を行うことも可能」(相互乗入が可能)という趣旨か、それとも、他の行政機関に出向(異動)した者すべてについて、異動先の行政機関の長は、適性評価を改めて実施しなければならないのか御教示いただきたい。また、相互乗入が可能ということであれば、それは、契約業者の場合も同様か御教示いただきたい。



(回答)

「他の行政機関に出向(異動)した者すべてについて、異動先の行政機関の長は、適性評価を改めて実施しなければならない」という趣旨であり、御指摘の相互乗入を認めることは検討していない。

なお、異動先の行政機関の長が、出向元の行政機関の長が行った適性評価の結果を参考にすることは妨げられない。

2 新規質問

ア 第8条第1項第1号関係

適性評価の対象とすることが適当でない個別の職名は政令で規定するとなっているが、各省庁共通事項として大臣秘書官(政務)の取扱いについてのお考えを御教示いただきたい。

(回答)

大臣秘書官(政務)は適性評価対象になると考えている。

また、適性評価の対象とすることが適当でない個別の職名については、各省庁統一的なものとして政令のみに規定されることになるのか、それとも、例えば、防衛大臣補佐官など各省庁固有の官職については、各省庁の判断で適性評価の対象外とできるような仕組みとなるのか御教示いただきたい。

(回答)

各省庁統一的なものとして法令又は政令に規定することを考えている。

イ 第8条第8項関係

適性評価の結果の通知(主に適性を有しないと認めた場合)については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、申請者から個人情報の開示請求がなされた場合の「開示・不開示の判断基準」や「不開示とする場合の理由」を同法14条の規定に照らし

て整理する必要があるところ。当該内容を含め、個人情報の開示請求への対応について、現段階においてお考えがあれば御教示いただきたい。

(回答)

引き続き検討中である。

ウ その他

当方としては、企業職員に対する適性評価の実施体制について、必要に応じて所要の機構・増員要求を行う必要性も含めて検討を進めているところ。当方のこれまでの経験に鑑みれば、適性評価において最も労力と時間を要するのは「対象職員若しくは知人その他の関係者への質問」（法案第8条第7項）であるところ、これらの職員・知人に対する質問手続等について、今後、政令等により各省庁共通の規定を設ける予定があるのか、それとも各行政機関の長の裁量に委ねられることになるのか、お考えがあればお伺いしたい。

(回答)

現時点では検討していない。

また、法律の施行期日次第では、企業職員に対する適性評価の実施体制の構築については、最も早い場合で平成25年度概算要求も視野にいれる必要があると考えているところ、貴室において、①法律の施行期日、②秘密保全法制の整備を理由とした平成25年度要求の可否、等について何かお考えがあればお伺いしたい。

(回答)

①については、引き続き検討中である。

②については、現時点では検討していない。

「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）」（指定権関連）について（回答）

標記について、貴省からの12月21日付意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 第3条及び第5条関係

ア 「当該行政機関についての別表各号に該当する事項」の趣旨如何。防衛に関する事項について、防衛省以外の行政機関についての防衛に関する事項に該当するものとして、具体的にどのようなものを念頭に置いているのか。

（回答）

当該行政機関が保有しない若しくは保有し得ない事項に係る当該行政機関による指定を認めないこととするための文言である。お尋ねの事項としては、例えば、内閣情報会議が決定した情勢認識などが考えられる。

イ 「当該行政機関についての」の趣旨如何。第5条第1項の「他の行政機関との共有に係る事項」については、「当該行政機関についての」ではないということか。

（回答）

上記アの回答を参照されたい。「他の行政機関との共有に係る事項」であっても、「当該行政機関についての」事項に該当し得る。

ウ 防衛省についての防衛に関する事項であって、公になっていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるものについて、第3条第1項に基づき、防衛大臣が特別秘密として指定した効果は、防衛省以外の行政機関（政府全体）にも及ぶものと解するが、その効果は、同条第2項第2号に基づき通知により指定した場合も同様か。

（回答）

防衛大臣による指定の効果は、すべての行政機関に自動的に及ぶものではなく、指定に係る特別秘密の提供を通じて提供先の行政機関に及ぶことになると考えている。そのことは、標記又は通知のいずれによる指定であっても変わるところはない。

エ 防衛大臣は、防衛に関する事項であって、公になっていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるものについて、これを特別秘密に指定した後、必要があれば、第6条第1項の規定に基づき、「政令で定めるところ」により、必要

な協議（現行自衛隊法施行令第113条の4に規定するようなもの）を行って、他の行政機関の職員にこれの取扱いの業務を行わせることができると考えているところ。

他方、第5条の規定は、当初、貴室から説明があったように、既に共有されている情報を特別秘密に指定する場合、あるいは、他の行政機関から受領した情報について、受領した情報機関の判断で別表の事項に触れるようなものを特別秘密に指定する場合について、必要な調整を行うための規定であると理解している。

したがって、防衛省が他の行政機関との間で共有することを予定していない情報を特別秘密に指定する場合や、これから共有しようとする情報であっても、防衛省についての「防衛」に関する事項を特別秘密に指定する場合であれば、第5条第1項の規定による意見聴取によらずとも、第3条の規定により、防衛大臣が指定権を行使できると考えている。この理解については、現時点においても、変更ないものと理解してよいか（本法制においては、現行の防衛秘密制度を取り込むものと承知しているが、当方としては、防衛省として、従来であれば防衛秘密に指定すべき事項について、本法制に伴う各省からの意見聴取等により、その指定が困難となれば、結果として、現行の防衛秘密の保全水準の低下につながりかねないことから、少なくとも、現行の防衛秘密の指定の要領が維持されない限り、防衛秘密制度の本法制への取り込みには納得できかねる。）。

（回答）

貴見のとおりである。

オ 特別秘密の指定に当たっては、例えば、防衛省から外務省に提供した防衛に関する情報（防衛省としては、これを同法案別表の第1号に照らし、「特別秘密（仮称）」に該当しないとの判断を行った後、提供している情報）について、それを受けた外務省が、別表の第1号に照らし、「特別秘密（仮称）」に当たると主張する余地もあると考えられるところ。この場合、「防衛上、特に秘匿の必要があるもの」の判断を防衛大臣以外の行政機関の長が行うことが、各行政機関の所掌事務上可能なのか。また、例えば、「外務省についての防衛に関する事項であって、自衛隊の運用又はこれに関する見積もり若しくは計画若しくは研究」と当てはめた場合、具体的にいかなるものを特別秘密として指定することが想定されるのか。

（回答）

「防衛上、特に秘匿の必要があるもの」の判断は、例えば「日本国の安全保障に係る外交政策に関すること」（外務省設置法第4条第1号イ）を所掌事務とする外務大臣が行う場合など、防衛大臣以外の行政機関の長がその所掌事務上行うことが可能と考えられる。

お尋ねの具体例についてはお答えしかねるが、外務大臣が防衛に関する事項を特別秘密に指定する例としては、例えば、外務省が外国等から入手した防衛に関する情報を別表第1号口に該当するものとして指定する場合が考えられる。

カ 内閣官房がある事項を特別秘密に指定するに当たっては、およそ当該事項は「共有に係る事項」に該当するものと考えられることから、他の行政機関の長の意見を聴く

ことになるのか。

(回答)

内閣官房が収集する情報は、必要に応じて他の行政機関と共有されるものの、特別秘密指定後に共有されるに至る場合も考えられる。したがって、内閣官房が特別秘密の指定を行う場合、必ずしも他の行政機関の長の意見を聴くことにはならないと考える。

キ 「その意見を尊重しなければならない」には、特別の事情のない限りその意見の趣旨に沿って処置することが強く要請されているものと考えられるが、行政機関の長が、「行政機関についての・・・特に秘匿することが必要である」と判断した事項について、他の行政機関の長の意見により秘密に指定する必要性を認めなくなることがあっても良いのか。

また、これが良いということであれば、なぜ、秘匿することが必要と判断されたもの（保護する必要があるもの）について、特別秘密として指定しなくとも良いとの整理ができるのか。

(回答)

意見聴取の結果、例えば、他の行政機関における当該事項の取扱状況を把握して指定を見送る場合など、指定の必要性を認めなくなることがあると考えられる。

ク 特定行政機関の長の意見を聴き、その意見を尊重した上で、他の行政機関から伝達を受けた事項を特別秘密に指定した場合において、後に、当該事項を共有していた行政機関を絞りきれていなかったことが判明し、特定行政機関以外の行政機関に該当事項が共有されていた場合はどのように取り扱うのか。

(回答)

指定の要件充足性を検討する必要があるため、判明した時点で当該行政機関における当該事項の取扱状況を調査し、その結果引き続き要件を充足することが明らかになった場合には当該行政機関においても当該事項を特別秘密として取り扱い、要件を欠いていることが明らかになった場合には指定を解除することとなると考える。

ケ 防衛省が特別秘密に該当するとして事項指定した場合について、当該事項指定の後に、他の行政機関が該当事項を入手した段階（アのように外交ルートにより入手したものを含む。）では、それは特別秘密に自動的に指定されると当方は理解しているが、このような理解でよろしいか。このような理解でよろしければ、これを義務付けるような枠組みをどのように設ける予定か御教示いただきたい。

(回答)

当該事項が特別秘密に自動的に指定されるわけではない。

コ

この

ような経路（外交ルート）で伝達される文書であって、防衛に関する事項であり、防衛大臣が我が国の防衛上秘匿することが必要であると判断したものについて、外務大臣の意見が尊重されることにより特別秘密に指定できないようなこととなると、防衛に関する秘密保全上の懸念が生じ得る。

- ① 防衛省が外交ルートで防衛に関する情報（別表の第1号ハにのみ該当するもの）を受領した場合、あくまでそれは、所定の（形式的な）外交ルートで伝達されているだけであるため、当該情報に含まれる事項を「共有」しているとは言えないとの理解でよろしいか（つまり、この場合、防衛省は、外務省の意見を尊重せずとも当該情報を特別秘密に指定することができるとの理解でよろしいか。）。

（回答）

外務省は当該事項を共有しており、指定に当たり、防衛省は外務省の意見を聴取する必要がある。

- ② 防衛省が外交ルートである情報を受領した場合、その情報によっては、別表の第1号ハに該当するとともに、第2号ハにも該当し得ることが考えられるが、この場合、防衛省と外務省のどちらが指定権を行使して、どちらが「特定行政機関」となるのか。

（回答）

先に指定権を行使しようとした機関が指定権を行使することになり、他方が特定行政機関となる。ただし、意見聴取の結果、相互の立場が逆転することもあり得ると考える。

- サ 外国政府から伝達される情報（特別秘密に指定されるような事項を含んだもの）のように、当該事項の政府内の共有の範囲について、当然には分からない場合においては、どのような手続を踏むことにより、特別秘密に指定するか否かの判断が政府として行われることを想定しているのか。

（回答）

意見聴取を通じて把握できる特定行政機関の範囲において、指定の是非が判断されることとなる。詳細は平成23年12月16日各省送付に係る論点ペーパー「指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）」の「3 行政機関外の者から同一の情報を個別に取得した場合について」を参照されたい。

- シ 同じ情報を2つの省庁が外部から受領した場合、それぞれの省庁が別の事項として指定することは想定されるのか。その場合、一定期間経過後、例えば、外務省は外交上は秘匿の必要がないと判断し、防衛省は引き続き防衛上は秘匿の必要があると判断した場合、どのような取扱いになるのか。

（回答）

当該2つの省庁が相互に当該情報を保有している事実を認識していない場合は、各々個別に指定又は解除をすることとなると考える。

ス 機関Aから機関Bに伝達された事項について、機関Aが事後的に特別秘密に指定する例のように、「後出し」で特別秘密に指定することを認めることは現実的ではない（機関Aは、当該事項を作成又は入手したときに特別秘密に指定するか否かを判断すべきであり、事後的な判断を許容すると、機関Aにおける特別秘密の保全すら適切に行われなくなるおそれがある）と考える。したがって、「後出し」によって、特別秘密に指定されるようなことはないと理解してよいか。

なお、法の施行時に特定行政機関において既に共有されている事項については、法の公布から施行までの間に調整することとすれば足りる。

※ 行政機関の長は、自ら排他的に保有する事項については、排他的に保有している間に特別秘密に指定することが求められているものであり、一旦他の行政機関に自ら伝達した事項について、後に、“考え直して”特別秘密に指定することを認めると、考え直すまでの間に適性評価を受けていない者が当該事項を取り扱う可能性を排除できないことから、これを認めるべきではないと考える。なお、これは、その行政機関の内部においても同様である。

（回答）

貴見のとおり、「後出し」指定は好ましいものではなく、実際に行われる例も少ないと考えるが、本法制において理論上排除されるものではない。

2 貴室作成の「指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）」について

ア 1（3）において、「制度の複雑化を招く可能性」とは何か。例えば、防衛省についての防衛に関する事項の場合、防衛大臣以外の行政機関の長が指定権を行使することは考えられないことから、むしろ、全ての行政機関の長に指定権を認めることで、かえって手続きが複雑化しているのではないか。

（回答）

ある事項が号をまたいで複数の別表事項に該当する場合が考えられるところ、その場合、どの行政機関に指定権を認めるのかを一義的に明らかにすることは困難であり、制度の複雑化を招く可能性がある。それよりも、すべての行政機関に指定権を認めた上で、意見聴取を通じた調整を図ることとした方が簡明であるし、適切な指定にも資すると考える。

イ 3の説明に「特別秘密に指定しようとする場合、当該情報を保有する他の行政機関への意見聴取、協議及び通知は不可能」とあるが、これは、特別秘密に指定すべきものであっても、共有範囲が当然には分からないような場合については、指定できないこととなるとの理解か。

（回答）

指定はできるものの、意見聴取等ができない行政機関には指定の効力が及ばないということである。

3 その他

ア 特別管理秘密は特別秘密と特別管理秘密に分かれるのか。

(回答)

特別管理秘密がすべて特別秘密に該当するわけではないと考える。

イ 衛星秘密は、どの事項に該当するのか。特別秘密に該当するもの、しないもの（特別管理秘密）があるのか。

(回答)

衛星秘密は、基本的には別表1号口、2号ハ及び3号口の「情報」又は1号ハ、2号ニ及び3号ハの「情報の収集整理又はその能力」に該当し得ると考えるが、今後更に詳細な検討をしてまいりたい。

ウ 政府統一の秘密制度である以上、各行政機関による実施体制、実施状況、指定された特別秘密の事項等について、内閣官房が把握すべきではないか。

(回答)

総合調整事務を行うに当たり、内閣官房が各行政機関における特別秘密制度の運用に関し一定の事実を把握する必要が生じることが考えられるが、把握すべき事実の範囲については今後検討してまいりたい。

法務省との協議概要（未定稿）

1 日時：平成24年1月17日（火） 午後5時00分から午後7時00分まで

2 場所：法務省地下1階会議室

3 出席者

法務省刑事局

千葉 陽一 局付

同

大塚 雄毅 局付

同

日比 一誠 局付

4 対応者：■■■■補佐、■■■■補佐、■■■■、■■■■

5 概要：

(1) 適性評価の代替措置について

- 捜査機関の事情を踏まえれば、この案では迅速性、密行性が保てず、受け入れることが困難である。

法務省の視点を申し上げる。

捜査機関は、本法を適用して漏えいを摘発する機関であり、いわば処罰のための道具である。迅速な捜査の必要性があるのだから、特別秘密を取り扱うのに必要な基準は下がると考えている。この考え方の下、簡易な適性評価で取り扱うことができる代償として取り扱える期間を短くしているのであって、物的管理を加重するなど捜査活動に過度な制限をかけることは本末転倒ではないか。このように足かせをはめられたのでは捜査も起訴もできず、結局本法の罰則は適用できなくなってしまう。我々にも、漏えいに対する罰則はかけられており、それで十分ではないのか。

対外的に説明できないような難しいことを言っているつもりは我々にはないのだが、捜査機関についてはこうした視点での制度設計とすると説明することはできないのか。

- 今回提示していただいた案について具体的に申し上げると、(1)の複数取扱いについては絶対に無理だ。検事は事務官と2人で個室で業務を行うのが通常であるが、事務官が席を外すなどする場合に逐一自分たちも部屋の外に出なければならぬというのはおかしい。

(2)については2、3分で行うのは厳しいだろう。

(3)については、実施しようと思えば可能である。

(4)については、現状でも証拠書類の物的な管理は当然に日々行っているが、これに加えて上乘せの措置を取るというのは、上記の法務省の考え方からすると受け入れがたい。わざわざ人的な管理を簡易にしているのに、物的な管理を重くするのは矛盾しており、捜査機関に対して物的管理を加重する余地はないと考えている。

- 法務省として議論することができる措置は、宣誓書あるいはそれと同水準の時間で作成することができる調査票による確認であろう。そして、逮捕以前に行う押収等から特別秘密を取り扱う場合もあり得ることも考えると、取り扱える期間は2ヶ月よりも短くはできない。

- 各事項について「なし」のみを回答させる調査票であれば、事項を列挙し、これらに該当しない旨を署名させるという書式とするのではダメなのか。
 - 捜査機関が取り扱うのは事件捜査の場合のみであり、特別秘密が取り扱う者から既に漏れている場合のみだ。それなのに何故クリアランスをやる必要があるのか。(捜査が必要な場合でも非公知性は失われていない場合があり得る旨説明。)
 - 緊急時の取扱い(事前に特別秘密を取り扱うことが全く想定されていないためにクリアランスを必要としない場合)とそうでない場合(簡易であってもクリアランスが必要な場合)の境界が曖昧で不安感がある。
- (2) 罰則について
- 罰則関連(業務知得者による過失漏えい罪の処罰、国外犯処罰規定、罰金刑の上限等)の協議については、適性評価の代替措置の考え方が固まるまで、回答を待ってほしい。

以上

【機2】規制新設審査案件表について

内調職員113(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年1月18日 12:44
宛先: 金原 明彦(総務官室・本室)
添付ファイル: 秘密保全法制.doc (38 KB)

内閣総務官室 金原様

御世話になっております。

本日締切の、規制の新設審査に関する案件表をお送りします。

なお、現在秘密保全法制はC法案形式ですので、閣議予定日は未定とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

内閣官房内閣情報調査室総務部門

[Redacted]

TEL : 03-5253-2111(内線 [Redacted])

MAIL: [Redacted]

規制の新設審査、特例審査に関する案件表（事前確認兼用）

(府省庁名 : 内閣官房)
(担当 : 秘密保全法制担当)

法律案名	部門会議		特例審査		新設審査	法律案の要旨	新設される規制内容	備考
	予定日	閣議予定日	行手	行服				
特別秘密の保護に関する法律案（仮称）						我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する一定の事項のうち特に秘匿を要するものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密の取り扱いに対する適性評価の実施等の措置、特別秘密の漏えいに対する罰則等について定める。	<p>【契約業者によるその職員に対する不利益取扱いの禁止】</p> <p>適性評価の実施に同意しなかった職員又は適性評価により適性を認められなかった職員に対して、契約業者(*)がこれを理由として解雇その他不利益な取扱いを行うことを禁止。</p> <p>(*) 「契約業者」とは、行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。</p> <p>本法案においては、行政機関の長が、契約業者に、契約業者の職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるようにすることとしている。</p> <p>また、契約業者の職員の適性評価は、当該職員の同意を得て、行政機関の長が実施することとしている。</p> <p>(必要性)</p>	<p>見直し規定：無</p> <p>理由： 適性評価の実効性を確保するために、適性評価の実施に同意しないこと及び適性を有すると認められなかったことを理由として解雇その他不利益な取扱いを受けるのではないかといった不信感や不安感を、契約業者の職員から払拭する必要がある。</p> <p>そのためには、使用者の権利の濫用の禁止に係る関係法令及び判例が抽象的であること等に鑑みると、これらを理由とした解雇その他不利益な取扱いを明確に禁止する必要がある。</p> <p>こうした事情は、将来的に変化が予想されないことから、見直し規定を設ける必要はないと考えられる。</p>

外務省 担当官 殿

事務連絡
平成24年1月18日
内閣情報調査室

秘密保全法制（再々質問について）（回答）

標記について、貴省からの12月19日付け質問等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

当省から以下のとおり再々質問（緑色文字部分）を行いたく、回答願います。
（番号は、これまで用いられてきた番号をそのまま使用）

第一 貴省からの回答に対する再々質問

2 その他

(1) 第6条第1項について

同項では、「行政機関の長は、（中略）他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる」と規定されているが、その趣旨及び想定されるケースについて具体的にご説明願いたい。

（回答）

趣旨については、11月11日各省送付に係る論点ペーパー「他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について（案）」を参照されたい。想定されるケースとしては、例えば、内閣官房が防衛省に対し、情報収集衛星により入手した画像情報を提供する場合などが考えられる。

また、①第7条の規定によれば、適性評価の対象となるのは、当該行政機関の職員に限定されており（注：契約業者を除く）、他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせることはそもそも想定されていないのではないか、②仮に他機関の職員に特別秘密を取り扱わせることができる場合でも、当該他機関の長による適性評価の実施や当該他機関の長の協議なしに取り扱わせることとして問題ないのか、についてもあわせご説明

願いたい。

(回答)

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合においては、第7条第1項(11月18日送付に係る条文素案第8条第1項)の規定により当該他の行政機関の長が適性評価を実施することとなり、また、政令で定めるところにより(自衛隊法施行令第113条の4と同様の規定を本法制施行令において規定する予定である)、当該他の行政機関の長との協議が行われることになる。

(再質問)

貴回答で「自衛隊法施行令第113条の4と同様の規定を本法制施行令において規定する予定」とあるが、本法制において具体的にどのように運用することを想定しているのか必ずしも明らかでない。については、特に以下の点についてご教示願いたい。

<例：外務大臣が、B省庁の職員に特別秘密を取り扱わせる場合>

- ① 特別秘密の取扱いの業務を行わせるB省庁の職員について、どこまで特定する必要があるのか(個別の職員名をリストアップするのか、それとも関連業務に携わる職員の範囲を定めて包括的に取扱いを認めることとするのか、等)。

(回答)

個別具体的事案における協議の内容次第であると考えている。

(再々質問①：12月14日)

貴回答によれば、特別秘密の取扱いの業務を行う職員をどこまで特定する必要があるのかについては、必ずしも個別の職員の氏名等を網羅的に挙げる必要はなく、個々の事案に応じて各府省間で協議されると解されるが、右理解でよろしいか。認識の誤り等があればご指摘願いたい。

(回答)

そのとおりである。

- ② 第6条と第5条や第8条との関係について改めてご教示いただきたい。例えば、第5条の規定に基づき、既にB省庁に伝達した事項を後から特別秘密として指定した場合、B省庁の職員が当該特別秘密を取り扱うことについて、改めて第6条の手続きを行う必要があるのか。

(回答)

第6条の手続を行う必要はない。

また、第6条の規定に基づき特別秘密を取り扱うB省庁の職員には、必ずしも第8条の規定は適用されないのではないかと解される(法案上、当該B省庁の職員に特別秘密を取り扱わせるのは外務大臣であり、B省庁の長ではない)。しかるに、貴回答においては「他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合においては、第7条第1項(11月18日送付に係る条文素案第8条第1項)の規定により当該他の行政機関の長が適性評価を実施することとなり、」とあるが、右回答の根拠を示されたい。

(回答)

第6条第1項に「取扱いの業務を行わせる」とあるのは、自衛隊法第96条の2第3項と同じく、使役でなく許容の意味である(防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」55頁参照)。したがって、上記事例において、B省庁の職員に特別秘密を取り扱わせるのは外務大臣ではなくB省庁の長である。なお、11月25日各省送付に係る条文素案で新設した第7条の規定により、第6条と第8条の関係がより明確になったものと考えている。

(再々質問②：12月14日)

第6条第1項の「取扱いの業務を行わせる」とあるのは「使役でなく許容」の意味であるとする、第7条第1項の「取り扱わせる」とあるのは「使役」又は「許容」いずれの意味と解されるのか。理由とともにお示し願いたい。

(回答)

第7条第1項は、行政機関内部において、長がその職員に特別秘密を取り扱わせることを規定したものであり、使役の意味である。

(以下、25日付け条文素案に基づく意見)

新たに第7条において「特別秘密の伝達を受けることができる場合」が規定されたことを踏まえ、例えば、第6条の「他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる」旨の規定を「他の行政機関に特別秘密を伝達することができる」旨の規定に代える方が適切なのではないかとも考えられるが、如何か。

(回答)

第6条の規定に基づき取扱いの業務を行うことになる者は、重い罰則の対象となる取扱業務者に該当することになり、その意味で第6条は取扱業務者の範囲を画する機能を有することになる。このような機能を有することに鑑みれば、原案を維持するのが適当と考える。

(再々質問③：12月14日)

貴回答にある「取扱業務者の範囲を画する機能」は、第6条第1項でなく第8条第1項(又は第7条第1項)で担保されると考えられるが、如何か。なお、当方としては、第6条第1項があくまで「許容」の規定に過ぎず、かつ、必ずしも個別具体的な取扱業務者の特定を求めるものではないにもかかわらず、第6項第1条が重い罰則の対象となる取扱業務者の「範囲を画する機能を有する」と解することについて疑問なしとしない。

(回答)

第8条第1項は適性評価により適性が認められた者にのみ特別秘密の取扱いが許容される旨を規定するもの、第7条第1項は他から提供を受けた特別秘密を職員に取り扱わせることができる場合が限定される旨を規定するものであり、いずれも取扱業務者の範囲を画する機能を有するものではないと考えられる。

また、いずれにしても、第7条第1項の規定にも鑑み、改めて、「他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる」旨の規定を「他の行政機関に特別秘密を提供することができる」旨の規定に代える方が適切なのではないかと考えられるが、如何か。

(回答)

第6条は自衛隊法第96条の2第3項の規定を取り込むものであるところ、適性評価に関する規定や第7条第1項の規定の新設などといった同法と本法制との差異を考慮に入れても、なお同法第96条の2第3項の規定振りを改める必要性は見だし難いと考えられる。

(了)

外務省 担当官殿

事務連絡
平成24年1月18日
内閣情報調査室

内調回答に対する外務省からのコメント（回答）

標記について、貴省からの12月26日付け質問等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

当省から以下のとおりコメントすることといたしたい。

イ 内閣官房は、「外交に関する事項」に基づき特別秘密に指定された文書をすべて外務省に共有するのか。（仮に、外務省には共有しない文書が想定される場合）、いずれの外務省員も知りえない「外交に関する事項」に関する機微な文書が政府内に存在することとなるが、それが適当と考えるか。

（回答）

内閣官房が特別秘密として指定する外交に関する事項については、基本的に外務省と共有されるべきと考えるが、例えば、別表2号ハ及びニに係る特別秘密については、知る必要の原則との関係で完全には共有できないケースがあり得ると考える。

外務省からのコメント

1 当省は外交政策に関わる事項を所掌していることから、外交に関する機微な情報が当省のいずれの者にも共有されない場合があることは適切ではなく、外交に関する業務の効果的な遂行に支障をきたすおそれがあることから、当省としては許容できない。また、知る必要の原則との関係でも、情報の性質に応じて当省の限られた関係者への提供、あるいは配布ではなく閲覧にとどめるなどの措置により、問題は生じないものとする。

2 ついては、改めて検討の上、貴回答のうち、「基本的に」及び「例えば、別表2号ハ及びニに係る特別秘密については、知る必要の原則との関係で完全には共有できないケースがあり得ると考える。」を削除した上で、再回答願いたい。

3 なお、上記2の当該部分が削除されない場合には、当省から再々コメント、法令協議の場での提起等についても改めて検討する考えである。

(回答)

機微な情報を含めて、関係省庁間での情報共有を進展させることは官邸の情報機能強化の観点からも重要であり、本法制の整備を理由として情報共有を後退させる意図は全くないが、情報共有の具体的進め方については、本法制の検討において結論を出すべき問題ではなく、運用の問題として別途議論することが適当と考える。

警察庁との協議概要（未定稿）

- 1 日時：平成24年1月18日（水） 午後4時00分から午後6時00分まで
- 2 場所：合同庁舎2号館18階第5会議室
- 3 出席者
警察庁警備局警備企画課（藤原補佐、 係長）、外事課（秋本補佐、 係長）、
刑事局刑事企画課（水庭補佐、 係長）、捜査第二課（幡野補佐、 係長）

4 対応者： 補佐、

5 概要：

(1) 適性の有無が明確でない者に特別秘密を取り扱わせる場合に講ずる代替的な措置について

先方： 各措置の具体的なイメージはどういったものか。

当方： 「複数の者による取扱い」は、特別秘密に一人で触ることがないようにするという趣旨である。現行の特別管理秘密制度においては、「廃棄」には別の職員が立ち会うことが例示されている。これ以外には、特別秘密の複写や保管庫へのアクセスを一人で行わせないといったことが考えられるが、一人ではない環境で取り扱うということは、常に特定の者と二人で運用するということと同じではない。大部屋で作業をすることを前提とすると運用・解釈は警察本部長の裁量の幅があるのではないか。

「研修」は、捜査の訓示の際に、「特別秘密が出てくるかもしれないので、その場合は取扱いに当たって注意すべき点がある。」として、通常の証拠物の取扱いと異なる手続等を指摘し、指摘しきれない部分についてはペーパーを配布して補完する方法が考えられる。数時間もかけるようなことにはならないのではないか。

「宣誓」は宣誓書の様式を配付して、署名させることを考えている。

「保護の状況の検査」は、捜査本部ならばその長が指定されることになると考えられるが特別秘密取扱いの責任者を指定し、その者が日々退庁する前に特別秘密の管理簿の記載状況や保管状況をチェックすることが考えられる。

先方： 「研修」や「検査」という単語のイメージから、かなり厳格な措置を連想してしまう。

当方： 文書にするとそうした印象を与えてしまうのは御指摘のとおりだと思う。その上で、代替措置というものが秘密の厳格な保護だけでなく緊急に取り扱わざるを得ない状況にスピーディーに対応することも念頭に置いていることを踏まえると、私どものイメージでお示ししたとおり、かなり柔軟な対応になると考えている。

(2) 簡易な適性評価のための調査票について

先方： 特別秘密保秘の必要性は分かるが、捜査においては極力立ち上がりを早くしたい。部分的にとはいえ、調査票に全て記載しなければならないのか。例えば、犯歴や懲戒歴の有無といった、人事記録によって既に把握しているものについてまで、必ず調査票を用いて改めて調査しなければならないのではなく、代替できる仕組みがあるのであれば手順を省略できるようにはできないのか。

要は対外的に「適切に確認しています」と説明できればよいのだろう。警察機関の実態として、漏えいのリスクが疑われるような者を特別秘密を取り扱うポストに配置することはしない。手続、様式などもう少し柔軟にできないか。

例えば、調査票の様式を都道府県警察ごとに定めるということは可能か。対外的には、7項目を確認していますと説明できればよいのであって、是が非でもこの調査票の様式を用いなければならないということではなかろう。

当方： 警察機関であればその職員の内部管理に特に注意を払っているとは思いますが、制度的に担保されているのは地方公務員法の欠格事由くらいで、それ以外の事項には制度的な担保はない。しかし、だからといって内部的な取組みや人事管理の詳細は公にすることが適当かといえそうではないのではないか。そうすると、この制度で担保するという制度設計にならざるを得ないのではないか。

また、一定の調査事項については人事管理情報があり、これに基づいて直ちに漏えいのリスクを判断できるので、当該調査事項については本調査票の記載を求めなくても漏えいのリスクを評価することに問題ない、とするならば、人事管理情報の中に特定の事実（例えば外国人配偶者、帰化歴）があることをもって漏えいのリスクと看做すのではないかとの指摘が有り得て、そうすると、理由のない差別だ、あるいは思想信条の自由を侵害している、という問題を惹起しかねないことを懸念している。

各都道府県警察ごとに調査票の様式を作成することについては、都道府県警察における特別秘密の保護の責任が警察本部長に委ねられていることを踏まえると、法制的に有り得ないということではないとも考えるが、かえって都道府県警察の負担になるのではないか。この調査票のイメージも、外国の事例を調査し、公になることを前提にさまざまな批判を想定して、相当慎重に作成してここに至っている。こうした作業を都道府県警察が独自に行うとなれば、標準的な調査票の違いについての説明責任が直接その都道府県警察に発生することになると思う（統一的な様式を用いれば、その記載事項の必要性について制度設計をした内閣情報調査室の説明を踏襲したり、同室が支援することも可能である。）。なお、他国の例を見ても捜査機関用の特別の様式があるとは承知していない。

質問の仕方や注意事項の充実など今後改善していく余地はあると思うが、調査事項を限定するなど漏えいのリスクの把握と迅速な捜査の両面に配慮した制度設計にしていると考えている。

先方： （調査票の様式のうち簡易の適性評価において記入する箇所を当方から説明）記載量はそこまで多くはないのかも知れない。それを前提に警察本部長が漏えいのリスクを評価する手順については柔軟な制度設計としてほしい。ところで、この調査票の様式は法律か政令で規定するのか。

当方： 当方としては現時点では法律・政令で規定することは考えていない。今後、各省庁と調整して、ガイドラインとか申合せという形で事実上様式を統一していくことを考えている。

先方： 調査票を抜粋して用いることは可能なのか。現場で捜査員に記入させる際に、記入させる部分とそうでない部分を説明することに時間がかかることを懸念して

いる。

当方： 調査票の中で記入を要する部分に網をかけて分かりやすくする方法もあるかもしれない。抜粋版を別途作る方法も有り得るが、標準的な適性評価に移行する場合にも柔軟に対応できるメリットを考えると、複数の様式を作らない方がよいと考えている。

先方： 庁内で簡易な適性評価を検討するための資料としたいので、調査票の網掛け版と網掛け部分を抜粋した調査票と両方用意してもらえないか。

当方： 了解した。

(3) 法務省の反応について

先方： この法律は、特別秘密の漏えいの防止を罰則で担保しようとしているはずだ。捜査機関における特別秘密の取扱いに制限がかかると、漏えいの捜査自体が行えなくなってしまう。代替措置について、法務省は何か意見を示しているか。

当方： 法務省からも厳しいものから着地点を模索するものまで多様な御意見を頂いている。

(4) 現場で偶然特別秘密を発見した場合の取扱いについて

先方： 特別秘密が発見されることを全く想定していなかった事件で特別秘密が見つかった場合はどうなるのか。

当方： それらしきものであっても、その文書に記されている事項が特別秘密だと断定できない時点での取扱いは、特別秘密の取扱いではないと整理しようと考えている。

先方： 捜査に入った先の機関の人間からここにあるのは特別秘密が記された文書だと聞いた場合はどうなるのか。

当方： そういった文書を押収する場合は事前に全く予見できないということはないのではないか。

先方： 事後的に適性評価を行うという方法は可能か。

当方： それは認められないと考える。先に述べたように、発見したとしても特別秘密には該当しないと整理するのだが、そう整理しきれない場合には、「遅滞なく」その場で行うという運用で十分なのではないか。

(5) 代替措置による取扱期間の長さとは後続する手続について

先方： 代替措置によって取り扱える期間が2ヶ月であることの根拠は何か。

当方： 現在警察庁で行っている正規の適格性確認では、長くても1ヵ月程度の期間で処理しているということであったので、捜査への着手から一通り落ち着くまでを1ヶ月間程度とし、そこから正規のクリアランスに移行した場合にはこの程度の時間ではないかと考えた。

先方： 事件によっては、2ヶ月を超えて特別秘密を取り扱わせることとなるものも少なくはない。

当方： その場合には、正規の適性評価に移行することとなる。網掛け版調査票であれ

ば、代替措置の時点では記載していない部分について記載させることになる。この場合であっても、最低限調査しなければならないのは犯歴、C I情報、出入国記録調査、上司への聞き取りであって、本人への面接や本人からの資料提出は必須ではない。

先方： それは、端的に言えば調査票が一通り埋まっていれば、その後は行政機関の長の責任において最低限の調査が行われれば、正規の適性を認めるということが可能という理解で問題ないということか。

当方： この法制は、適性の判断を各行政機関の長の裁量に委ねるものである。

(6) 最後に

先方： 内調の考え方は承った。何点か確認させていただきたい点を文書で頂くことになると思う。

以上

防衛省との協議概要（未定稿）

1 日時：平成24年1月18日（水） 午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所：内閣府本府別館4階402会議室

3 出席者

防衛省防衛政策局調査課情報保全企画室

末長 広 室長

同室

部員

同室適格性制度付与専門官

事務官

4 対応者：橋場参事官、[redacted]補佐、[redacted]

5 概要：

(1) 総論

先方： 防衛省としては、以下の基本的な問題意識をもって本法制の検討に臨んでいる。

- ・ 防衛秘密制度を特別秘密制度に取り込む際に、現在行っている情報保全のレベルを低下させないこと。
- ・ 適性評価については、過度の負担が新たに発生するような手続・方法にならないこと。

[redacted]
本日は、これらの問題意識を踏まえ、個別の論点に係る防衛省の質問や考え方をお示しし、それに対する内調の現時点での考え方や検討状況を伺い、意見交換をするために参った次第。

(2) 調査票について

先方：

[redacted] 防衛省として必要性を説明すれば、記載事項を追加することは可能か。又は、各省独自の調査項目を本法制の中で追加的に位置付けることは可能か。

当方： 本法における調査事項（法第8条第4項・第5項関係）や調査票の記載事項については、特にアメリカの制度を参考にして検討した。その上で、調査事項も、また、調査事項ごとにどれだけの情報を記載させるのかも各国一様ではないことを踏まえて、調査事項はアメリカ等と比較して欠けているものがないようにしつつ、記載事項はその情報が我が国において漏えいのリスクを評価する上で有用かどうかなどの観点から検討し直したところ。実施権者に質問や照会の権限を付与するなどして必要に応じて深みのある調査ができるようにしていることを合わせ考えると、遜色ないものと考えている。

[redacted] 本法制では記載を要しないこととなっている内容についても、その要否を内閣情報調査室の中で慎重に検討させていただいている。漏えいのリスクを評価する上では情報が多いに越したことはないが、

一方で、調査票は開示請求があれば公開することになることを前提に、記載事項それぞれが漏えいのリスクとの関係で明確に説明できるかどうか、憲法（とりわけ思想、信条等内心の自由）に抵触しないか、偏見・非合理的な差別ではないかといった制度設計者の意図とは異なる批判を惹起することにならないか、といったことを考慮してこのような形に至っている。

各国とも、同一のレベルの秘密を取り扱うためのクリアランスであれば、取り扱うであろう秘密情報の分野が異なっても各行政機関とも調査票の様式は同じであることを参考にすると、各省における独自の調査事項を立てることは説明が難しいと思う。

したがって、この法制の枠内で調査事項を各省が追加するという制度設計は困難である。この法制の枠外で各省が行うことについては、内調は申し上げる立場ではない。

(3) 施行期日について

先方： 防衛秘密のクリアランスを保有している防衛省職員、防衛秘密を取り扱っている民間業者の職員は桁違いに多い。法律成立後、特別秘密の取扱いに適性評価が義務付けられるまでにはどれくらいの期間を見込んでいるのか。

当方： 詳細な検討をしたわけではないが、3年では長く2年以下では短いといった意見がある。どの程度の準備期間を設けるかを検討するに当たっては、やはり対象者数が圧倒的に多い防衛省の状況を考慮する必要がある。逆にどの程度の期間が必要と考えているのか伺いたい。

本法制の適性評価では、現在の特別管理秘密制度の下での適格性確認手続で行っている調査票への記載、[REDACTED]上司への意見聴取を最低限必要な手続とし、所要時間に大きな影響を与えるであろう「面接」は必須としないことを考えているが、これを前提として、如何か。

先方： 各機関に照会して具体的な数字を算出したい。

(4) 代替措置について

先方： 代替措置で取り扱える期間を2ヶ月とした理由は何か。[REDACTED]

当方： [REDACTED]代替措置や暫定措置で取扱いを許容するという制度設計は説明ができない。[REDACTED]

[REDACTED]これより制度が大幅に後退するようなことはとてもできない。防衛省のように特別秘密を取り扱うポストが多い省庁であれば、人事異動の時期以外でも計画的に適性評価を行っておくということが可能なものと考えていた。人事慣行を多少見直すことになるかもしれないが。

(5) その他

先方： 防衛大臣補佐官等、各省庁に独自に存在する職を個別に適性評価対象から除外していくことは考えていないのか。

当方： (対象外とする者の範囲の考え方を説明)。これ以上拡大することは説明がつかないと考えている。なお、諸外国でも対象外の者は相当限られている。

先方： 防衛大臣に与えられた適性評価の実施権は、内部的に分配してよいのか。

当方： 他の事務と同様に、専決することに問題はないのではないのか。

(6) 最後に

先方： 内調の考え方は理解した。各論点について、持ち帰って各部門と協議した後、意見を出すところについては出させていただくことになると思う。

当方： 準備期間の検討結果についてお知らせいただきたい。1月30日の週から法制局の審査が再開する。そろそろ附則も検討しないといけない。

以上

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])
[Redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

平成24年1月19日

12月27日第13回法制局持ち込み資料に対するコメント【外務省】

本法の附則において内閣法の一部を改正することについて（案）1（1）イについて、評価基準等に係る統一保持の必要性として「評価基準の掲げるべきガイドライン」を事前に作成する場合及び見直しを行う場合に当たっては、当省とも十分協議願いたい。

1月13日付法制局持ち込み資料に対するコメント【外務省】

1 条文案

2条3及び別表2にて外交に関する事項に関する案が掲げられており、この部分については貴資料にて「傍線部は今後特に検討を要する部分」として明示されていないが、当省としては昨年末より連絡してきているとおり、第2条3及び別表2については修文の可能性も含め文言について検討中である（外国政府「これに準ずるものを含む。」の修文等）。

2 その他の資料

●内閣情報調査室作成の「適性評価の代替措置について（法第8条第1項第2号関係）（案）」別紙においては、「新制度では適性評価は発令前の早い段階から着手できるようになることを踏まえ、人事慣行の見直しによって暫定措置を設けなくとも発令前に適性評価を完了することが可能になると考えられるため、暫定措置を設ける必要性を検討する余地がある」とされている。

●ここで、「人事慣行の見直し」とあるが、人事に関しては他にも考慮すべき要素が多くあり、「適性評価を発令前の早い段階から着手する」との理由のみで人事慣行を見直すことは困難である。また、仮に人事慣行を見直したとしても、場合によっては発令前に本人の同意を得て適性評価を行うことが適当ではないと考えられるケースもある。

したがって、人事異動等に対応するための暫定的な代替措置の制度を設ける必要性は高いと考えられるので、右ご考慮願いたい。

(了)

メール 受信トレイ 376 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査)

日付のソート 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)及び質問に...

送信済みアイテム

[Redacted]

13:02

削除済みアイテム

(件名なし)

メモ

[Redacted]

10:46

迷惑メール

昨日

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)及び質問に対する回答について

[Redacted]

アクション

宛先: 内調職員061(内閣情報調査室)

添付ファイル (2) すべての添付ファイルをダウンロード

ル: 120124第14回持ち込み資料に対する質問_jtd(22 KB); 120124(総務課)等意見_jtd(27 KB)

2012年1月24日 13:02

内閣
様

お世話になっております。
警察庁の[Redacted]です。

第14回持ち込み資料への質問等を添付のとおり提出致しますので、
よろしくお取りはからい下さい。

警察庁
様

-----作成者: [Redacted]-----

宛先: <[Redacted]>

送信者: <[Redacted]>

日付: 2012/01/13 01:33 PM

件名: 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)及び質問に対する回答について

警察庁警備局警備企画課 藤原様、[Redacted]様

いつもお世話になります。標記の件につきまして、

メール

1 法制局持込み予定資料

予定表

・ 条文素案

連絡先

・ 論点ペーパー「合議制の行政機関における特別秘密の指定及び管理について(案)」

タスク

・ 論点ペーパー「適性評価の代替措置について」 [Redacted]

2012/01/24

第14回法制局持ち込み資料について
みだしの件について、下記のとおり質問を提出しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 第3条関係

- (1) 常に内容が更新されるデータベース等に関し、その内容が特別秘密の要件を満たしているのであれば、当該データベース等それ自体を特別秘密として包括的に指定することは可能と解してよろしいか。
- (2) 一つの文書において、特別秘密に該当する情報が一部分に限定できる場合、当該部分のみを特別秘密として部分的に指定することは可能と解してよろしいか。

2 第5条関係

第5条第6項は「第三項の通知を受けた特定行政機関の長又は前項の通知を受けた警察本部長は、その職員に当該通知に係る共有事項又は警察共有事項を特別秘密として取り扱わせるための措置として政令で定める措置を講じなければならない。」と規定されているが、ここでいう措置とは第13条において政令で定めるとされている措置と同一であるか、また、その具体的な内容としてはどのような措置を想定しているのか教示されたい。

3 第7条関係

- (1) 第7条中「特別秘密の提供を受け」の意味について、刑事訴訟法や警察法上当然に可能となる証拠物の送致・強制捜査による押収等や警察庁が都道府県警察から情報を入手することは除かれると解してよろしいか。
なお、平成23年11月22日付け及び同年12月12日付け貴室回答によれば、上記のような場合には、公益の比較考量論により本法制における条文の根拠なくして特別秘密の提供（伝達）が可能との見解が示されているところである。
- (2) (1)の解釈が正しい場合、7条1項2号及び7条2項は不要となるので、削除されたい。

4 その他

平成23年12月19日付け貴室からの回答2(2)では、第8条第4項第3号の「犯罪及び懲戒の経歴に関する事項」のうち、犯罪経歴に関する事項について、調査を行うため必要がある場合に照会を行うこととなる団体につき、引き続き検討中とのことであったが、現時点での検討状況について教示されたい。

内閣情報調査室からの平成24年1月13日付け回答について、下記のとおり質問等を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 第5条関係（回答、意見）

(1) 第4項（回答）

貴室指摘のとおり、確かに、指定の対象となる情報をまずは都道府県警察が取得し、その後警察庁と共有するに至る場合は想定し得るが、この点、本法制の対象となり得る情報については、警察庁の所掌事務に関する都道府県警察に対する指揮監督の一環として、その取扱いの方法について指示することができるのであり（必要があれば、当該都道府県警察におけるそれまでの情報の取り扱い方法について是正させることもできる。）、第4項の規定が不要であることについて、指定の対象となる情報をいずれの機関が先に取得したかは関係がない。

(2) 第5項（意見）

当庁案を維持されたい。

(理由)

国家公安委員会による警察庁の「管理」とは、警察行政機関の所掌事務について、その大綱方針を定め、その大綱方針に則して警察事務の運営を行わせるために警察庁を監督することであり、事務執行の細部についての個々の指揮監督は予定されていない。したがって、警察庁が取得した情報が特別秘密に当たるか、当たるとした場合の指定の時期をいつにすべきか等の事項について、警察庁が国家公安委員会に対して事前に意見の聴取又は協議をすることは、「管理」の趣旨に馴染まない。

2 第7条第1項関係（質問）

「行政機関の長」が特別秘密を取り扱わせる客体とならないのであれば、第8条第1項第1号イで、特別秘密の取扱いを行わせる職員に係る適性評価の対象から国務大臣を除いているのはなぜか。

3 第15条関係（回答）

- ・ 本法制の趣旨に鑑みれば、特別秘密を知得することが制度上予定されている者については、全て罰則の対象とすべきであり、特別秘密に触れる頻度によって差異を設ける必要はないものと考えている。
- ・ 都道府県公安委員会の委員も、国家公安委員会の委員と同様、合議制の機関であり、また、就任において都道府県議会の同意を必要とする職であり、適性評価の対象とすべきでないと考えている。

【連絡】秘密保全法制については規制の新設審査の対象外です。

金原 明彦(総務官室・本室)

送信日時: 2012年1月26日 17:35

宛先: 内調職員113(内閣情報調査室)

内閣情報調査室 [redacted] 様

お世話になっております。内閣総務官室の金原です。
総務省行政管理局より、秘密保全法制については規制の新設審査の対象外となる旨
連絡がございましたので、お知らせいたします。

[redacted]

内閣総務官室企画第二担当主査
金原明彦 (きんばら あきひこ) Akihiko Kimpara

100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1

Tel: 03-5253-2111 (ext. [redacted])

Tel: [redacted] (direct)

Fax: [redacted]

[redacted]

[redacted]

-----Original Message-----

From: 大嶋 一郎 [mailto:[redacted]]

Sent: Thursday, January 26, 2012 5:31 PM

To: 金原 明彦(総務官室・本室)

Subject: 【連絡】規制の新設審査：秘密保護法制

内閣総務官室 金原様

お世話になっております。
遅くなりましたが、標記につきましては、審査の対象外となります。
よろしく願いいたします。

大嶋 一郎

総務省 行政管理局 (査定)

内閣・内閣府・宮内庁・総務省・公害等調整委員会担当

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館

TEL: 03-5253-6111 (代) (PHS 内線 [redacted])

(固定電話直通)

FAX: [redacted]

E-mail: [redacted]

【ご連絡】秘密保全法制(別表事項)に関する法制局資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年1月26日 17:46

宛先:

添付ファイル: 20120126 別表1号コンメンタール(アドバンス).jtd (50 KB); 20120126 別表2号コンメンタール(アドバンス).jtd (40 KB); 20120126 別表3号コンメンタール(アドバンス).jtd (52 KB)

警察庁、公安調査庁、外務省、海上保安庁、防衛省 担当各位

いつも大変お世話になっております。

秘密保全法制に関して、「別表事項の解説」を送付いたします。

本資料については、まだ内調内の検討が終了していませんが、早めに修文等のご指摘をいただくためのアドバンスとして、特に別表事項に関係の深い省庁の担当者に送付いたします。正式版は、明日中に内調内の検討を終え、本日送付していない省庁も含めて、各省に送付する予定です。

下線を引いて強調しております部分につきましては、たたき台として内調で記載しているところですので、各省庁におきまして、確認、訂正や加筆等をお願いいたします。

法制局の都合次第ではありますが、来週中に審査が行われることも想定されますが、その場合には、本資料「別表事項の解説」の持ち込みたいと考えています。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

別表事項の解説（防衛に関する事項）

一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの

イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

1 「自衛隊の運用」とは、防衛出動や警戒監視活動等の任務を与えられた自衛隊が当該任務を遂行することをいう。「自衛隊の運用」の具体的内容としては、運用に係る命令、当該命令の実施状況、武器使用基準を含む対処要領、行動基準等が含まれる。

2 「自衛隊の運用に関する見積り若しくは計画」とは、直接侵略及び一定の間接侵略が生じた際における自衛隊の対処に関する計画、及び当該計画を作成するために必要又有用な内外の諸情勢その他の事項に関する分析評価又は予測をいう。具体的には、「年度の防衛、警備等に関する計画」（防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年訓令第8号）第16条）及びこの計画を作成するために実施される見積りを指す。

「自衛隊の運用に関する研究」とは、自衛隊の効率的かつ効果的な運用に資すること等を目的として行っている運用に関する各種の研究をいう。（具体的には、・・・が挙げられる。）

2 これらの事項が漏えいした場合、自衛隊の具体的な対処要領や活動状況等、直接侵略及び一定の間接侵略が生じた際の自衛隊の運用の態勢、関心事項等の手の内が明らかになることから、自衛隊による作戦行動等の円滑な遂行が困難になり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

- 一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

- 1 「防衛に関し収集した重要な情報」とは、防衛に関して情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「防衛に関し収集した重要な情報」には、防衛を所掌する防衛省が収集した情報の他に、他の行政機関が収集した情報であって、防衛に資するものも含まれ得る。
- 2 「防衛に関し収集した電波情報」とは、防衛に関して収集した通信情報（COMINT）、電子情報（ELINT）及び宇宙飛翔体情報（TELINT）をいう。
具体的には、「通信情報」とは、通信の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報を、「電子情報」とは、レーダー波、航法用電波など通信以外の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報を、「宇宙飛翔体情報」とは、人工衛星や弾道ミサイルといった宇宙飛翔体から発射される電波を収集・処理して得られる情報をいう。
- 3 「防衛に関し収集した画像情報」とは、防衛に関して、人工衛星、航空機、ヘリコプター等を利用して地表面等の観測や撮像を行った結果として得た画像情報及び当該画像情報を処理・分析して得られる情報をいう。具体的には、自衛隊が収集・処理した画像情報の他に、内閣衛星情報センターが収集・処理した画像情報が挙げられる。
- 4 「防衛に関し収集したその他の重要な情報」とは、「電波情報」や「画像情報」と同等程度に重要と判断されるその他の情報をいい、具体的には、外国政府等からの提供情報や総合的な分析成果等が挙げられる。
- 5 これらの事項が漏えいした場合、
 - ① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手できなくなる
 - ② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手できなくなる
 - ③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、
 - ・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる
 - ・ 情報業務の間隙を衝かれることから、我が国を防衛するために適時に適切な対応をとることができず、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの
ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

1 「情報の収集整理」とは、「防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

2 「情報の収集整理の能力」とは、能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいい、具体的には、電波情報の場合には、自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な通信網やレーダーの周波数、画像情報の場合には、自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な地域、場所等が挙げられる。

「情報の収集整理の能力」には、防衛省の情報の収集整理に関する能力の他に、防衛省に防衛に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

3 これらの事項が漏えいした場合、

- ① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手できなくなる
- ② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手できなくなる
- ③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、
 - ・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる
 - ・ 情報業務の間隙を衝かれる

ことから、我が国を防衛するために適時に適切な対応をとることができず、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

- 一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの
- 二 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

1 「防衛力」とは、侵略を排除する国家の意思と能力を表すものとして、侵略を未然に防止し、万一侵略を受けた場合にはこれを排除する機能を有するものであり、自衛隊の部隊の規模や編成、装備品等の種類や数量等、我が国を防衛する上で必要な人的、物的その他の能力の総体をいう。

「防衛力の整備」とは、現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術等の動向等を踏まえ、我が国の安全を確保するために適切な防衛力を構築又は維持することをいう。

2 「防衛力の整備に関する見積り若しくは計画」とは、防衛力の整備を行うために作成する計画、及び当該計画を作成する際に必要又有用な内外の諸情勢等に関する分析評価又は予測をいう。具体的には、部隊の改編計画、装備品等の整備ペースや配備される部隊や時期等、防衛力の整備に関する細部計画の他に、当該計画を作成するにあたって行われる我が国の防衛力や国際情勢等に関する見積りが挙げられる。

3 「防衛力の整備に関する研究」とは、現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術の動向等に関する分析を踏まえた将来の防衛力の在り方の検討に資する研究をいう。(具体的には、・・・・・・が挙げられる。)

4 これらの事項が漏えいした場合、現在の我が国の防衛力の問題点に加えて、将来的な防衛力の方向性が明らかになり、相手国が我が国の防衛力の弱点をつく効果的な作戦の遂行や軍事力の構築を行うことが可能になることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの

ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量

- 1 「防衛」とは、直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国が実力をもって守ることをいい、直接的な作戦行動（戦闘行動）のみを指すのではなく、情報収集、物資の輸送・補給、装備品等の修理等の作戦行動を行うために必要不可欠又は密接な関連を有する諸活動を含む。

「防衛の用に供する」とは、自衛隊が直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国が実力をもって守るための作戦行動及び作戦行動に必要不可欠又は密接な関連を有する諸活動（以下「作戦行動等」をいう。）に用いることを意味する。本別表は、漏えいした場合に我が国の防衛に極めて重大な支障を来す可能性のある事項の範囲を限定的に明示するものであることから、「防衛の用に供する物」は、防衛のために用いられる物件の全てではなく、自衛隊が直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を実力をもって守るための作戦行動等を行う際に使用されることを、その物の属性上若しくは用途上の本来的な目的とする物件等に限定され、具体的には、武器、弾薬、船舶、航空機その他に、戦車、装甲車等の車両等が挙げられる。

このため、「防衛」のために使用される可能性がある物件等のうち、自衛隊が使用する事務用機器等、当該物件の属性上又は用途上の本来的目的として、自衛隊が直接侵略及び間接侵略に対して我が国を実力をもって守るために用いるとは解されないものについては、本号の「防衛の用に供する物」には該当しない。

- 2 「防衛の用に供する物の種類又は数量」とは、各部隊等や各機関若しくは自衛隊が全体として保有している装備品等の種類又は数量をいう。

これらの事項が漏えいした場合、個別の部隊等又は自衛隊全体の戦闘能力や継戦能力等が明らかになり、相手国が自衛隊の部隊等の弱点を踏まえた作戦を実施することが可能となることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの
へ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

- 1 「防衛の用に供する通信網の構成」とは、自衛隊が直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を實力をもって守るために用いることを、その属性上若しくは用途上の本来的な目的とする通信網の拠点、経路又はその容量等をいう。(具体的には、・・・が挙げられる。)このため、一般業務用の通信網や基地内LANといったものは、「防衛の用に供する通信網の構成」には含まれない。
- 2 「防衛の用に供する通信の方法」とは、有線・無線を問わず自衛隊が発受する防衛の用に供する通信の方法をいい、具体的には、部隊等の使用する周波数、通信の方式（電波の送り方等）が挙げられる。
- 3 これらの事項が漏えいした場合、相手国が通信内容を傍受することが容易となり、自衛隊の作戦行動等の詳細が明らかになるおそれがあること、また、相手国が通信網を破壊することにより自衛隊の通信を妨害することが可能になることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの
ト 防衛の用に供する暗号その他口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号

1 「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「防衛の用に供する暗号」とは、自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上若しくは用途上の本来的な目的とする暗号を意味する。

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した自衛隊の通信内容を解読し、自衛隊の作戦行動等の詳細を知ること、また、収集対象となる情報に係る保全強化等を講じることが可能となることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

2 「口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号」とは、防衛に関し収集した重要な情報を伝達する際に用いられる暗号を意味し、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等を講じることが可能となることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの

チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法

- 1 「武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物」とは、自衛隊が作戦行動等を行う際に用いられることを、その属性上若しくは用途上の本来の目的とする物件をいい、具体的には、武器、弾薬、船舶及び航空機他に、戦車、装甲車等の車両等が挙げられる（詳細については、ホ号の解説を参照）。
- 2 「仕様」とは、装備品等の構造（内部的な組立て及び材質）、形状又は強度をいう。具体的には、潜水艦のプロペラの材質又は形状、戦車等の装甲厚等が挙げられる。
「性能」とは、装備品等がその目的に従って使用された場合に発揮する特性や能力をいう。具体的には、誘導弾の射程、潜水艦の潜航可能深度等が挙げられる。
「使用方法」とは、装備品等の物理的な操作方法のみならず、その装備品等の本来の目的にかなった最も有効適切な操作方法をいう。具体的には、機雷の敷設深度などが挙げられる。
- 3 これらの事項が漏えいした場合、装備品等が発揮し得る能力等が明らかになり、相手国が対抗措置を講じることが可能となるため、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。
- 4 研究開発段階にある装備品等についても、その仕様、性能又は使用方法が漏えいした場合、近い将来において自衛隊が作戦行動等に使用される蓋然性が高い装備品等が発揮し得る能力等が明らかになるため、装備品等とあわせて本号の対象と含めることとしている。

一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの
り 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの、の製作、検査、修理又は試験の方法

1 「武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物」とは、自衛隊が作戦行動等を行う際に用いられることを、その属性上若しくは用途上の本来の目的とする物件をいい、具体的には、武器、弾薬、船舶及び航空機他に、戦車、装甲車等の車両等が挙げられる（詳細については、ホ号の解説を参照）。

2 「製作の方法」とは、装備品等若しくはそれに用いられる部品やシステム等を製作するために必要な知識又は技術をいう。具体的には、潜水艦の艦内配置等の設計や戦車の防弾鋼板などの製作の方法が挙げられる。

「検査の方法」とは、装備品等若しくはそれに用いられる部品やシステム等を検査するために必要な知識若しくは技術又は当該検査の評価基準若しくは結果として得られるデータをいう。具体的には、検査から得られるデータ等から性能や特性が明らかになる機雷、レーダー等の検査の方法などが挙げられる。

「修理の方法」とは、装備品等若しくはそれに用いられる部品やシステム等を修理するために必要な知識若しくは技術又は当該修理の結果として得られるデータをいう。具体的には、曳航式パッシブソナーや秘匿装置などの修理の方法が挙げられる。

「試験の方法」とは、装備品等もしくはそれに用いられる部品やシステム等の試験を行うために必要な知識若しくは技術又は当該試験の評価基準若しくは結果として得られるデータをいう。具体的には、試験から得られるデータ等から周波数等の特性が明らかになるレーダーの試験の方法などが挙げられる。

3 これらの事項が漏えいした場合、装備品等が発揮し得る能力等が明らかになり、相手国が対抗措置を講じることが可能となるため、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

4 研究開発段階にある装備品等についても、その仕様、性能又は使用方法が漏えいした場合、近い将来において自衛隊が作戦行動等に使用される蓋然性が高い装備品等が発揮し得る能力等が明らかになるため、装備品等とあわせて本号の対象と含めることとしている。

- 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの
又 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

- 1 「防衛の用に供する施設」とは、自衛隊が作戦行動等を行う際に用いられることを、その属性上若しくは用途上の本来的な目的としている施設（土地、建物及びその附属施設をいう。建物及びその附属施設の用途に従って当然に存在する若しくはその効用を増す器材等、例えば電気回線、通信回線若しくは警備システム等を含む。）をいい、具体的には、作戦行動の際に指揮所として使用される施設が挙げられる。他方、自衛隊が所有している宿舎又は厚生施設等の施設は、「防衛の用に供する施設」には含まれない。
- 2 「設計」とは、防衛の用に供する施設の構造（内部的な組立て及び材質）又は当該施設に求められている強度をいう。具体的には、特定の区画が基地内若しくは建築物の内部のどこに存在するか、又は電気回線、通信回線若しくは警備システムの構成や配置を含む。
「性能」とは、防衛の用に供する施設がその用途に従って使用された場合に実際に発揮される特性、強度若しくは能力（施設の設計目的が達成されているか）をいう。（具体的には、・・・が挙げられる。）
「内部の用途」とは、防衛の用に供する施設の内部、例えば、ある区画（部屋）がいかなる目的で使用させているかをいう。
- 3 これらの事項が漏えいした場合、防衛の用に供する施設の防護能力等が明らかになり、自衛隊の作戦行動等に重大な支障を来す可能性があることから、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

別表事項の解説（外交に関する事項）

二 外交に関する事項であって、次に掲げるもの

イ 我が国の安全保障等に係る外交の構想

※（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において、「安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一 安全保障

二 国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保全について外国政府（これに準ずるものを含む。以下同じ。）との間で生じている問題の解決

1 外交は、国際社会において我が国の利益を確保する上で重要な活動であるが、安全保障、経済協力、文化交流等の広範多岐な分野で行われているため、外交に係る秘密を全て特別秘密の対象とすることは適当でない。このため、外交に関する事項については、主として安全保障又はこれに類するものに限定することとしている。

2 「安全保障」とは、国の平和・独立、領域、国民の生命・財産等を外部の脅威から守ることをいい、具体的には、実力をもって侵略を排除する防衛に加えて、日米安全保障体制の堅持等による我が国を取り巻く国際環境の安定確保等が挙げられる。

「国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保全について外国政府（これに準ずるものを含む。以下同じ。）との間で生じている問題の解決」とは、外国政府（我が国が承認していない国の当局を含む。）との間で生じている領有権の問題又は国民の生命若しくは身体に対する被害等の問題を解決することをいう。具体的には、北方領土問題の解決、北朝鮮による拉致問題の解決が挙げられる。

「安全保障」は、国の領域等の安全を保つことを意味するのに対して、「国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保全について外国政府（これに準ずるものを含む。以下同じ。）との間で生じている問題の解決」は、既に侵害されている国の領域等の安全を回復することを意味するが、いずれも国際社会の中で国の領域等の安全を実現することを内容とし、国の存立に深く関わる点で共通している。

3 「我が国の安全保障等に係る外交の構想」とは、我が国の安全保障等に係る外国政府又は国際機関との交渉において我が国が達成すべき利益及び構築すべき外交関係並びにそれらを実現するために交渉上準拠すべき基本的な原則又は指針をいう。（具体的には、・・・が挙げられる。）

4 これらの事項が漏えいした場合、

① 我が国の安全保障等に係る外交の構想の実現を阻止するため、関係国が対抗措置や妨害措置を講じることが可能となり、我が国の利益の実現や望ましい外交関係の構築

が困難になる可能性がある

- ② 我が国と同盟国等との間の安全保障等に係る協力・連携の具体的内容が明らかになることにより、同盟国等との信頼関係が損なわれ、その後の安全保障等に係る協力・連携が困難になる可能性がある

ことから、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

二 外交に関する事項であって、次に掲げるもの

- ロ 我が国の安全保障等に係る外国政府又は国際機関との交渉の方針又は内容

※ (定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において、「安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一 安全保障

二 国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保全について外国政府（これに準ずるものを含む。以下同じ。）との間で生じている問題の解決

- 1 「我が国の安全保障等に係る外国政府又は国際機関との交渉の方針」とは、我が国の安全保障等の実現のために外国政府又は国際機関との間で行うべき交渉のための対処方針をいい、具体的には、我が国との間で安全保障等について具体的な問題を生じている外国を相手国とする当該問題の解決のための交渉に際して作成される具体的な交渉方針などが挙げられる。

これらの事項が漏えいした場合、交渉における我が国の手の内が明らかになるため、望ましい交渉結果を得ることが困難になり、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

- 2 「我が国の安全保障等に係る外国政府又は国際機関との交渉の内容」とは、我が国の安全保障等の実現のために外国政府又は国際機関との間で行われる交渉の内容をいい、具体的には、安全保障等について我が国と共通の脅威を抱える同盟国等を相手国とする、両国が協力・連携して講ずべき安全保障等に係る措置についての交渉の内容などが挙げられる。

これらの事項が漏えいした場合、関係国が我が国及び同盟国等の手の内を踏まえて効果的な対抗措置や妨害措置を講じることが可能になり、また、同盟国等との信頼関係が損なわれることから、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

二 外交に関する事項であって、次に掲げるもの

ハ 外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報

※ (定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において、「安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一 安全保障

二 国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保全について外国政府（これに準ずるものを含む。以下同じ。）との間で生じている問題の解決

1 「外交に関し収集した重要な情報」とは、外交に関して情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「外交に関し収集した重要な情報」には、外交を所掌する外務省が収集した情報の他に、他の行政機関が収集した情報であって、外交に資するものも含まれ得る。

2 「外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報」の具体的内容としては、我が国の安全保障等を実現する上で脅威となり得る国の軍事動向等に関する内部情報、画像情報、外国政府等からの提供情報等が挙げられる。

3 これらの事項が漏えいした場合、

① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手できなくなる

② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手できなくなる

③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・ 情報業務の間隙を衝かれる

ことから、我が国の外交上必要な対応を適時にとることができず、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

二 外交に関する事項であって、次に掲げるもの
ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

1 「情報の収集整理」とは、「外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

2 「情報の収集整理の能力」とは、能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいう。(具体的には、・・・が挙げられる。)「情報の収集整理の能力」には、外務省の情報の収集整理に関する能力の他に、外務省に安全保障等に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

3 これらの事項が漏えいした場合、

- ① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手できなくなる
- ② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手できなくなる
- ③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、
 - ・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる
 - ・ 情報業務の間隙を衝かれる

ことから、我が国の外交上必要な対応を適時にとることができず、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

二 外交に関する事項であって、次に掲げるもの

ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

- 1 「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「外交の用に供する暗号」とは、外交に必要不可欠若しくは密接な関連を有している諸活動の際に用いることを、その属性上若しくは用途上の本来的な目的とする暗号を意味し、具体的には、外務省本省と在外公館との間で情報を伝達するために用いられる暗号が挙げられる。

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、安全保障等に係る外交を含む我が国の外交の手の内等の詳細を知ることが可能となり、また、他国との信頼関係が損なわれることから、我が国の安全保障等に係る外交を含む外交全般に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

- 2 「ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」とは、外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号を意味し、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を外務省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等を講じることが可能となり、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

別表事項の解説（公共の安全と秩序の維持に関する事項）

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であって、次に掲げるもの

イ 第二条第二項第一号に規定する行為その他の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研究

※（定義）

第二条（略）

2 この法律において、「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一 政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二（略）

3（略）

1 「公共の安全と秩序」とは、法規又は社会的慣習をもって確立している国家及び社会の公の安全秩序を意味し、その維持を主な任務とする行政機関としては、警察庁、公安調査庁及び海上保安庁（以下「治安機関」という。）がある。治安機関の所掌事務は多岐に及ぶが、本号は、それらのうち、国の存立に深く関わる緊急事態への対処に関する事項を規定するものである。

2 「第二条第二項第一号に規定する行為」、すなわち「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為」とは、いわゆるテロリズムのことであって、「特定有害活動」の一つとして位置付けられている行為を「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」に該当する端的なものとして例示している。（詳細についてはロ号にて説明。）

3 「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 24 条第 1 項に規定されているものである。当該緊急事態には、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態が含まれるが、本号は「公共の安全と秩序の維持に関する事項」であることから、いわゆるテロリズムのほか、同法第 25 条第 1 項に規定する緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの）を想定している。

緊急対処事態の具体例としては、

(7) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃（原子力事業所、石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設、危険物積載船等への攻撃）、

(4) 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃（大規模集客施設、タ

- ーミナル駅等に対する攻撃)、
- (ウ) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃 (放射性物質、生物剤、化学剤等による攻撃)、
- (I) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃 (航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ)
- 等が挙げられる。

- 4 「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画」とは、緊急事態への適切な対処を確保するため、警察及び海上保安庁がとるべき措置の手順等をまとめた計画をいい、具体的には、重大テロ (※) が発生した場合の警察及び海上保安庁における対応要領が挙げられる。

「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための研究」とは、緊急事態への効率的かつ効果的な対処に資すること等を目的として行う研究をいい、具体的には、緊急事態発生時における諸外国の対応要領を踏まえた研究が挙げられる。

※ 「重大テロ」とは、国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズムをいう (平成 10 年 4 月 10 日閣議決定「重大テロ等発生時の政府の初動措置について」)。

- 5 これらの事項が漏えいした場合、緊急事態に対処する治安機関の能力、態勢又は関心事項が明らかになり、テロ組織等が治安機関の手の内を踏まえた効果的な攻撃を実施することが可能となるため、国及び国民の安全に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

【参照条文】

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律 (平成 15 年法律第 79 号)

(その他の緊急事態対処のための措置)

第二十四条 政府は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、次条から第二十七条までに定めるもののほか、武力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に的確かつ迅速に対処するものとする。

2 (略)

(緊急対処事態対処方針)

第二十五条 政府は、緊急対処事態 (武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 (後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)) で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。以下同じ。) に至ったときは、緊急対処事態に関する対処方針 (以下「緊急対処事態対処方針」という。) を定めるものとする。

2～12 (略)

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であって、次に掲げるもの

ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報

※ (定義)

第二条 (略)

2 この法律において、「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一 政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二 外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの

イ 我が国の利益の維持のために秘匿を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ 大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

3 (略)

1 「公共の安全と秩序の維持に関し収集した重要な情報」とは、公共の安全と秩序の維持に関して、情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理・分析した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「公共の安全と秩序の維持に関し収集した情報」には、治安機関が収集した情報の他に、他の行政機関が収集した情報であって、公共の安全と秩序の維持に資するものも含まれ得る。

2 治安機関は「公共の安全と秩序の維持」に関する事項について様々な情報収集活動を行っているが、それらによって得られる情報を全て特別秘密の対象とすることは適当でない。このため、本号においては、国の存立に深く関わる「特定有害活動」に関する重要な情報のみを規定している。

3 「特定有害活動」については、我が国にとって有害な活動のうち、我が国の存立に影響を及ぼし得る程度のもので、第一にいわゆるテロ活動を、第二に、いわゆる対日有害活動、すなわち外国が組織的に行う我が国にとって有害な活動のうち、その有害性の程度が特に高いものを規定している。

(1) 「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動」とは、国内外の組織によるいわゆるテロ活動をいう。

本規定は、平成 13 年の米国同時多発テロを受けて創設された自衛隊の警護出動に関する規定（自衛隊法第 81 条の 2 第 1 項）を参考としているが、警護出動が大規模テロを想定していることから「多数の人を殺傷し」と規定しているところ、本法においては、いわゆる要人テロを含む必要があることから、単に「人を殺傷し」としてい

る。また、テロリズムは国際的な脅威として国際的な取組により撲滅することが必要であることを踏まえ、我が国をターゲットとする活動に限定せず、また、活動を行う者の国籍、活動の場所について限定していない。

- (2) 「外国の利益を図る目的で行われる活動」であって、「我が国の利益の維持のために秘匿を要する情報を不当な方法により取得する活動」とは、いわゆる諜報活動のことであり、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持の観点のみならず、我が国の経済や科学技術等の維持発展の観点から秘匿すべき情報を、社会通念に照らして妥当とは認められない方法で収集する活動をさす。本号の「秘匿を要する情報」は、必ずしも政府の保有する情報に限定されず、民間が保有する機微な情報で他の法令で保護されているものも含み得る。

「大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動」とは、大量破壊兵器（核兵器、生物兵器及び化学兵器）及びその運搬手段としてのミサイル並びにその関連物資の国際的な取引のうち、国際的枠組みに反するものをいう。具体的には、外国政府機関等の職員又は外国政府機関等による工作を受けた者が特定の外国のために行う場合を想定している。

また、「その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動」とは、「大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動」と同程度に、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制の平穏な状態を著しく害し、又は害するおそれがある活動をいい、現時点においては、例えば、外国政府機関等による日本人の拉致が挙げられる。

なお、これらの活動は、外国が組織的に行うものであることから「外国の利益を図る目的で行われる活動」として規定しており、外国とのつながりを有しないブラックジャーナリスト等による不当利得のみを目的とした活動は含まない。

- 5 「公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報」の具体内容としては、国内外の組織によるテロ活動、我が国に対する外国情報機関等の諜報活動等に関する内部情報、画像情報、外国政府等からの提供情報等が挙げられる。

- 6 これらの事項が漏えいした場合、

- ① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手できなくなる
- ② 情報の提供国等との信頼関係を損なうため、じ後必要な情報を入手できなくなる
- ③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、
 - ・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる
 - ・ 情報業務の間隙を衝かれる

ことから、テロ活動等の特定有害活動を抑止するために適時に適切な対応をとることができず、国及び国民の安全等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

【参照条文】

○自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）

（自衛隊の施設等の警護出動）

第八十一条の二 内閣総理大臣は、本邦内にある次に掲げる施設又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができる。

一 自衛隊の施設

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域（同協定第二十五条の合同委員会において自衛隊の部隊等が警護を行うこととされたものに限る。）

2・3 （略）

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であって、次に掲げるもの
ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

1 「情報の収集整理」とは、「公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

2 「情報の収集整理の能力」とは、能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいう。(具体的には、・・・が挙げられる。)「情報の収集整理の能力」には、治安機関の情報の収集整理に関する能力の他に、治安機関に公共の安全と秩序の維持に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

3 これらの事項が漏えいした場合、

- ① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手できなくなる
- ② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手できなくなる
- ③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、
 - ・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる
 - ・ 情報業務の間隙を衝かれる

ことから、テロ活動等の特定有害活動を抑止するために適時に適切な対応をとることができず、国及び国民の安全等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

- 三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であって、次に掲げるもの
- ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号

1 「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号」とは、公共の安全と秩序の維持に必要不可欠若しくは密接な関連を有している諸活動の際に用いることを、その属性上若しくは用途上の本来的な目的とする暗号をいい、具体的には、警察又は海上保安庁がテロ等の緊急事態に対処する際に用いる暗号、警察庁と都道府県警察の間等において特定有害活動に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号が挙げられる。

これらの事項が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、テロ等の緊急事態に対処する治安機関の活動等の詳細を知ることが可能となり、また、収集対象となる情報に係る保全強化等を講じることが可能となることから、国及び国民の安全等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

2 「口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号」とは、公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号をいい、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を治安機関に伝達する際に用いられる暗号が挙げられる。

これらの事項が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等を講じることが可能となり、国及び国民の安全等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

【ご連絡】秘密保全法制(適性評価の代替措置)に関する資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年1月26日 17:50

宛先:

添付ファイル: 適性評価の代替的な措置について [redacted].jtd (46 KB)

警察庁、法務省、海上保安庁 担当各位

いつも大変お世話になっております。

標記について、適性評価の代替措置に関するペーパーを送付いたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

(直通)

Fax 03-3592-2307

適性評価の代替的な措置について（法第8条第1項第2号関係）（案）**1 通常の適性評価によらないで特別秘密を取り扱わせることができる仕組みを設ける必要性**

特別秘密の保護を徹底するためには、あらかじめ適性評価を実施し、適性を有すると認められた者のみに特別秘密を取り扱わせることが原則である。

一方で、通常、一連の適性評価のプロセスを完了するには数ヶ月程度の期間を要することが見込まれるため、例えば以下の場合には、この原則を適用することが現実的ではないと考えられる。

- (1) 特別秘密を実際に取り扱うことを予想することが困難な事務を所掌する行政機関又はその内部の特定の部局において、その職員に直ちに特別秘密を取り扱わせなければ事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるような場合
- (2) 特別秘密を取り扱うことが当然に予想される事務を所掌する行政機関又はその特定の部局であっても、職員数が特に大規模であるために大量の職員に対して特定の時期に適性評価を実施する場合又は事故により欠けた職員の補充として早急に他の職員に特別秘密を取り扱わせる場合

このため、このような場合には、例外的に、必要最小の期間に限り通常の適性評価を経ずに特別秘密を取り扱わせることを可能とする代替的な仕組みが必要と考えられる。

上記のように、特別秘密を取り扱うことが予想される事務を所掌しているかどうかにより代替的な仕組みを必要とする事情は異なり、それぞれごとに仕組みを検討する必要はあるものの、通常の適性評価を経ておらず適性の有無が明確でない職員に特別秘密を取り扱わせる場合に対応する仕組みという点では共通する措置が多いと考えることから、以下、合わせて検討することとする。

2 代替的な仕組みとして考えられる措置

通常の適性評価を経ずに職員に特別秘密を取り扱わせる期間を必要最小限度とすることを前提とすると、特別秘密を取り扱うこととなる職員が外部から漏えいの働きかけを受ける事態は想定しにくいと、当該職員がこれを漏らす主な背景・理由としては、自発的なもの及び意図しないものが考えられる。したがって、通常の適性評価を経ておらず適性の有無が明確でない職員による漏えいのおそれを低減させるための代替的な仕組みは、まず、この2点に対応したものである必要があると考えられる。

(1) 検討の対象となり得る具体的な措置**ア 宣誓**

特別秘密の取扱いに先立ち、その保護上必要な各種の措置を関係法令等に従って講ずる旨や、漏らした場合には重罰に処せられることを認識している旨を宣誓させる措置は、特別秘密の保護に係る各種の措置を実践する意識や特別秘密を取り扱う上での注意力を向上させたり、漏らそうとする思いを抑止したりする効果があり、漏えいの防止に資すると考えられる。

イ 取扱者であることを示す徽章等の着用

徽章、腕章、胸章その他特別秘密を取り扱っている職員であることを示すものを付けさせる措置は、特別秘密の取扱者としてその保護に係る各種の措置を実践する意識や特別秘密を取り扱う上での注意力を継続させる効果が期待できるほか、特別秘密を取り扱っている職員を他人が識別できることで、取扱者がその保護に係る措置を適切に実践していない場合には他人が是正させる効果も期待できることから、漏えいの防止に資すると考えられる。

ウ 取扱状況の検査

特別秘密を取り扱うことを想定していなかった職員が、直ちに取扱わなければならないような場面で特別秘密を取り扱う場合には、本来の事務処理に注力する余地、特別秘密の保護に係る各種の措置の実践がなおざりになることも考えられる。このため、通常の適性評価を経ない職員に特別秘密を取り扱わせている期間においては、通常の適性評価により適性を有すると認められた者に特別秘密を取り扱わせる場合よりも頻繁に、行政機関の長又はその指名した者が特別秘密の取扱状況について検査し、なおざりになっている場合には是正のために必要な指導をする措置を講ずることは漏えいの防止に資すると考えられる。

エ 複数の職員による取扱い

複数の職員で特別秘密を取り扱うこととする措置は、特別秘密の保護に係る措置を適切に講じているかを職員各員が相互に確認しあうことで、取扱者が単独で特別秘密を取り扱うよりもこれを漏らすおそれを低減する効果があると考えられる。

オ 講習等

特別秘密の取扱いを予想することが困難な行政機関やその内部の特定の部局にあっては、恒常的に特別秘密を取り扱っている行政機関と異なり、漏えいに繋がり得る事態が生じた場合に組織的に対処する基盤が十分とはいえないことから、取扱いに先立ち特別秘密の保護に係る各種の措置のうち必要最小限度の内容について講習や指示により習得・周知する措置を講ずることは、特に当該規範の未習熟に起因する漏えいのおそれを低減する効果があると考えられる。

(2) 実践可能性等の検討

(1) に掲げた措置について、これらを実践することが現実的か及び代替的な措置として位置付けられるかを、

- ① 代替的な措置が必要な場面において本来の事務の遂行に過度の負担とならないこと。
 - ② 通常の適性評価を経た職員に講ずべき措置との差別化が図られること。
- の2つの観点から検討することとする。

ア 宣誓

直ちに特別秘密を取り扱わせなければならない状況であっても特別秘密を取り扱う事務の着手を妨げるほどの時間を要しない方法で実践することが可能な措置であり、また、現行の防衛秘密制度にはない措置であることから、①②のいずれも満たすと考えられる。

したがって、代替的な措置として位置付ける方向で検討することとする。

イ 取扱者であることを示す徽章等の着用

特別秘密の取扱いに着手する時点において取扱い中も特別秘密を取り扱う職員にほとんど負担をかけずに実践することが可能な措置であり、また、現行の防衛秘密制度にはない措置であることから、①②のいずれも満たすと考えられる。

したがって、代替的な措置として位置付ける方向で検討することとする。

ウ 取扱状況の検査

主として検査を行う行政機関の長又はその指名した者の負担は生じるものの、実際に特別秘密を取り扱っている職員の負担を軽微なものとする方法でも実践が可能な措置であり、①を満たすと考えられる。

また、取扱状況の検査という措置自体は、適性評価制度がない現行の防衛秘密制度においても導入されているところ、適性の有無が明らかでない職員に特別秘密を取り扱わせる期間に限って、通常の適性評価を経て特別秘密を取り扱わせている時よりも検査の頻度を高めることとすれば、適性の有無が明らかでない職員に対する固有の措置ともいえることから②を満たすと考えられる。

したがって、代替的な措置として位置付ける方向で検討することとする。

エ 複数の職員による取扱い

1 (1)に該当するものとしては捜査において特別秘密を取り扱う場合が考えられるが、その実務に照らせば常に複数の職員で取り扱うこととする措置は実践が困難な場合があるとの指摘が法務省等からあったことを踏まえると、特段の事由がある場合を除いて可能な限り複数の職員により特別秘密を取り扱う措置を講ずることとすれば、①を満たす余地はあると考えられる。

一方で、現行の防衛秘密制度においても通常の適性評価を経た者であっても漏えいのおそれを低減させる措置として一定の場合には複数の職員により取り扱わせる措置を既に講じている状況に鑑みると、適性の有無にかかわらず講ずるべき措置ともいえることから、②を満たすとはいえないとも考えられる。

したがって、代替的な措置として位置付けることができるのかなお慎重に検討する必要がある。

オ 講習等

講習等は、①の観点から簡潔な方法で実施することとすれば、通常の適性評価を経て特別秘密を取り扱うこととなる職員であっても、特別秘密の保護に係る各種の措置に未習熟な場合には、取扱いに先立ち実施するべきとの指摘があり得るところであり②を満たさなくなる一方で、②の観点から特別秘密を取り扱うことが予想できない行政機関やその特定の部局であることも念頭に十全の講習等を実施することとすれば、事務に迅速に着手できないとの指摘があり得るところであり①を満たさなくなる。

このように、①と②の観点を同時に満たすことが困難であることから、代替的な措置には位置付けないこととする。

3 代替的な仕組みに加えて何らかの形で適性の評価を行う必要性

およそ特別秘密を取り扱う場合には一定の保護措置が講じられることとなることを前提とすると、2(1)アからエまでの措置を代替措置として講ずるとしても、これらによ

って得られる保護水準の向上には限界があるため、これらの措置は通常¹の適性評価を経ない職員に特別秘密を取り扱わせることに伴って高まる漏えいのおそれを低減させる代替的な措置としては十分とはいえないことから、特別秘密を取り扱わせる職員の適性を全く評価しないまま特別秘密を取り扱わせる制度設計は適当ではないと考えられる。このことと通常¹の適性評価を行うことが現実的でないことを併せ考えると、通常¹の適性評価に代替する措置としては、簡易な方法等による適性の評価¹と2(1)アからエまでの措置を組み合わせる方法が考えられる。

4 簡易な方法等による適性の評価

適性の有無が明確でない職員に直ちに特別秘密を取り扱わせなければならない事情は特別秘密を取り扱うことが予想される事務を所掌しているかどうかによって異なることや、適性の調査が深く実施できればできるほど漏えいのおそれを的確に評価できることとなるため取り扱わせることができる期間を相対的に長くとることができることを考慮すると、別紙のとおり、行政機関の職員に特別秘密を取り扱わせることの予見可能性、頻度、期間を考慮してそれぞれに応じた適切な代替措置を講ずることが考えられる。

具体的には、1(1)の場合には、事務の迅速性が強く要請され、通常¹の適性評価の調査事項を全て調査したり、関係者への質問や公私の団体への照会等を行ったりするいとまがないことや多くの職員は取扱いが一時的であることが想定されるため、調査事項を限定した上で調査票の記載内容に基づいて適性を評価することが考えられる。そして、この場合には、特に簡易な方法により適性を評価していることに鑑み、取扱い期間は、多くの職員にとって本来的な事務の遂行に区切りを付けられる期間を考慮して必要最小限度に限定することとする。

一方で、1(2)の場合には、通常¹の適性評価を終了するまでの時間的余裕はないものの、人事慣行を考慮しても調査に1～2週間の時間を充てられることが想定されることから、当該期間内においては、漏えいのおそれとの結び付きが特に強い事項については深みのある調査まで行うことが可能と考えられる。このような方法により適性を評価した場合には、適性の評価がある程度精緻に行うことができることから、取扱い期間は、通常¹の適性評価に要する期間を考慮して必要最小限度に限定することとする。

*1 諸外国の例を見ると、通常¹の適性評価の一連のプロセスが完了していない者に特に秘匿を要する情報を取り扱わせる場合には、犯歴の確認等何らかの経路を経ている。

代替措置（案）

	A 型	B 型 ※1
代替措置の対象となることが想定される職員（例）	行政機関の長が、当該行政機関の職員に特別秘密を取り扱わせることの見込み可能性、頻度、期間を考慮してA型、B型のうちから適切な代替措置を講ずる。	
	特別秘密を取り扱わせる部署や時期を予想することが困難な事務を所掌している行政機関やその特定の部局の職員にいわば偶発的に特別秘密を取り扱わせる場合であって、その取扱いが一時的であるとき（捜査等）。	所掌事務上特別秘密の取扱いが当然に予想される行政機関やその特定の部局の職員に反復・継続して特別秘密を取り扱わせる場合。 事故により欠けた職員を補充する場合や適性評価を実施すべき職員が大量にかつ特定の時期に集中して発生する場合など真にやむを得ない事情がある場合に適用。
簡易な適性評価	<p>○調査事項 第4項の7項目</p> <p>○調査方法 以下の方法で調査した限りにおいて適性を疑うべき特段の事情がなければ適性を有すると認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の適性評価の調査票を使用する（第5項の3項目は記入不要）。 ・調査票を担当者がチェックし、必要に応じ、口頭で補足質問する。 ・対象職員の所属機関の各種記録との照合は行わない。 ・関係者への質問や公私の団体への照会を行わない。 <p>○その他の手続は通常の適性評価と同様。</p>	<p>○調査事項 第4項の7項目と第5項の3項目</p> <p>○調査方法 以下の方法で調査した限りにおいて適性を疑うべき特段の事情がなければ適性を有すると認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の適性評価の調査票を使用する（全て記入）。 ・特定有害活動、犯罪・懲戒の経歴、情報の取扱いの非違の3項目関係については、必要に応じ、対象職員の所属機関の各種記録との照合、関係者への質問や公私の団体への照会を行う。 ・経済状況、薬物の濫用・影響、精神疾患、飲酒の4項目については、調査票を担当者がチェックし、必要に応じ、口頭で補足質問を行う。※2 <p>○その他の手続は通常の適性評価と同様。</p>

通常の 適性評価 との関係	移行しない。※3	行政機関の長が、更に調査を進め、 通常の適性評価に移行することが前 提。
適性の評 価以外の 措置	① 宣誓 ② 取扱者であることの明示 ③ 検査 (④ 複数の職員による取扱い)	① 宣誓 ② 取扱者であることの明示 ③ 検査 (④ 複数の職員による取扱い)
期間	2ヶ月以内	(P) 2～数ヶ月程度 ※4

- ※1 B型は、従前よりいわゆる「暫定措置」として検討してきたものである。
- ※2 B型において、照会権限を行使することも念頭においた制度とする場合には、政令のみでは規定できないことも考えられ、その場合には、法律において必要な規定を整備する必要がある。
- ※3 捜査等に携わる職員がA型の措置により特別秘密を取り扱い始めた後に、これが反復・継続する状況となった場合には、B型の措置を経て通常の適性評価を行うことも考えられる。
- ※4 B型の措置による取扱期間は、現行の特別管理秘密制度では2ヶ月であるが、防衛省に照会したところ、適性評価の実施時期の平準化に努めたとしても異動により新たに適性評価を実施することとなる者が相当数おり、しかも、異動時期が集中することから、当該期間を2ヶ月とすることが困難ではないかとの指摘があったところ、引き続き、防衛省と調整して当該期間を決定する必要がある。
- なお、フランスにおいては、15日以内の調査により仮の適性評価を行った者に秘匿性の高い情報を取り扱わせることができる期間は6ヶ月とされている（各行政機関共通の訓令による。）。また、アメリカでは、最も秘匿性の高い情報を取り扱う者の適性評価の平均所要日数（上位90%）は73日である（2010年。連邦人事局資料による。）。

警察庁 担当官 殿

事務連絡
平成24年1月27日
内閣情報調査室

警察庁から質問等（平成24年1月24日付）に対する回答

標記について、貴庁からの1月24日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 第5条関係（回答、意見）

(1) 第4項（回答）

貴室指摘のとおり、確かに、指定の対象となる情報をまずは都道府県警察が取得し、その後警察庁と共有するに至る場合は想定し得るが、この点、本法制の対象となり得る情報については、警察庁の所掌事務に関する都道府県警察に対する指揮監督の一環として、その取扱いの方法について指示することができるのであり（必要があれば、当該都道府県警察におけるそれまでの情報の取り扱い方法について是正させることもできる。）、第4項の規定が不要であることについて、指定の対象となる情報をいずれの機関が先に取得したかは関係がない。

（回答）

警察庁以外の行政機関と都道府県警察との共有に係る事項について、①警察庁及び当該都道府県警察が特別秘密への該当性を認識している場合には、第4項の規定が不要であるとする貴見を必ずしも否定するものではないが、②当該行政機関のみが特別秘密への該当性を認識し、警察庁及び当該都道府県警察は認識していない場合には、指定に係る意見の調整を図るための規定が必要となると考えられる。そこで、貴見を踏まえ第5条を修文することとしたが、なお以下の点につき教示されたい。

- 都道府県警察における当該情報の取扱状況を警察庁が把握し、必要があれば是正を指示することができる法律上の根拠

(2) 第5項（意見）

当庁案を維持されたい。

（理由）

国家公安委員会による警察庁の「管理」とは、警察行政機関の所掌事務について、その大綱方針を定め、その大綱方針に則して警察事務の運営を行わせるために警察庁を監督することであり、事務執行の細部についての個々の指揮監督は予定されていない。したがって、警察庁が取得した情報が特別秘密に当たるか、当たるとした場合の指定の時期をいつにすべきか等の事項について、警察庁が国家公安委員会に対して事前に意見の聴取又は協議をすることは、「管理」の趣旨に馴染まない。

（回答）

原案どおりとさせていただきたい。

（理由）

警察庁 担当官 殿

事務連絡
平成24年1月27日
内閣情報調査室

警察庁から質問等（平成24年1月24日付）に対する回答

標記について、貴庁からの1月24日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 第5条関係（回答、意見）

(1) 第4項（回答）

貴室指摘のとおり、確かに、指定の対象となる情報をまずは都道府県警察が取得し、その後警察庁と共有するに至る場合は想定し得るが、この点、本法制の対象となり得る情報については、警察庁の所掌事務に関する都道府県警察に対する指揮監督の一環として、その取扱いの方法について指示することができるのであり（必要があれば、当該都道府県警察におけるそれまでの情報の取り扱い方法について是正させることもできる。）、第4項の規定が不要であることについて、指定の対象となる情報をいずれの機関が先に取得したかは関係がない。

（回答）

警察庁以外の行政機関と都道府県警察との共有に係る事項について、①警察庁及び当該都道府県警察が特別秘密への該当性を認識している場合には、第4項の規定が不要であるとする貴見を必ずしも否定するものではないが、②当該行政機関のみが特別秘密への該当性を認識し、警察庁及び当該都道府県警察は認識していない場合には、指定に係る意見の調整を図るための規定が必要となると考えられる。そこで、貴見を踏まえ第5条を修文することとしたが、なお以下の点につき教示されたい。

- 都道府県警察における当該情報の取扱状況を警察庁が把握し、必要があれば是正を指示することができる法律上の根拠

(2) 第5項（意見）

当庁案を維持されたい。

（理由）

国家公安委員会による警察庁の「管理」とは、警察行政機関の所掌事務について、その大綱方針を定め、その大綱方針に則して警察事務の運営を行わせるために警察庁を監督することであり、事務執行の細部についての個々の指揮監督は予定されていない。したがって、警察庁が取得した情報が特別秘密に当たるか、当たるとした場合の指定の時期をいつにすべきか等の事項について、警察庁が国家公安委員会に対して事前に意見の聴取又は協議をすることは、「管理」の趣旨に馴染まない。

（回答）

原案どおりとさせていただきたい。

（理由）

提供（伝達）が可能との見解が示されているところである。

（回答）

「特別秘密の提供を受け」ることには、ご指摘の証拠物の押収等や情報の入手も含まれる。

- (2) (1)の解釈が正しい場合、7条1項2号及び7条2項は不要となるので、削除されたい。

（回答）

第7条は、特別秘密の提供を受けることを可能とするための根拠規定ではなく、特別秘密の提供を受けることができる場合を限定列挙する規定であり、公益の比較衡量により条文の根拠なくして特別秘密の提供が可能であるとしても、第7条第1項第2号及び第2項が不要となるわけではないと考える。

4 その他

平成23年12月19日付け貴室からの回答2(2)では、第8条第4項第3号の「犯罪及び懲戒の経歴に関する事項」のうち、犯罪経歴に関する事項について、調査を行うため必要がある場合に照会を行うこととなる団体につき、引き続き検討中とのことであったが、現時点での検討状況について教示されたい。

（回答）

引き続き検討中である。

上記理由を踏まえてもなお、警察庁が国家公安委員会に意見聴取等する必要がないとは言い難いと考えるため。なお、第5条は、情報を共有する複数の行政機関間の意見の調整を図る規定であって、現行法令に基づく行政機関相互の関係に何ら影響を及ぼすものではない。

2 第7条第1項関係（質問）

「行政機関の長」が特別秘密を取り扱わせる客体とならないのであれば、第8条第1項第1号イで、特別秘密の取扱いを行わせる職員に係る適性評価の対象から国務大臣を除いているのはなぜか。

（回答）

内閣府特命担当大臣や本部員である国務大臣のように、国務大臣が「行政機関の長」に該当しない場合があるからである。

3 第15条関係（回答）

- ・ 本法制の趣旨に鑑みれば、特別秘密を知得することが制度上予定されている者については、全て罰則の対象とすべきであり、特別秘密に触れる頻度によって差異を設ける必要はないものと考えている。
- ・ 都道府県公安委員会の委員も、国家公安委員会の委員と同様、合議制の機関であり、また、就任において都道府県議会の同意を必要とする職であり、適性評価の対象とすべきでないと考えている。

（回答）

原案どおりとさせていただきたい。

（理由）

本法制は、国の行政機関における特別秘密の保護のため、厳格な管理義務や罰則により国の行政機関を規律することをその本旨とした上で、都道府県警察の職員や契約業者といった特別秘密に触れることが当然に予定されている者については、国の行政機関の職員と同様に規律することとしたものである。特別秘密に触れる可能性がある者を全て罰則の対象とするとの考え方は、裁判官や国会議員などといった司法府・立法府の職員までも罰則の対象とすることになり、本法制にはなじまないと考える。

警察庁 担当官 殿

事務連絡
平成24年1月27日
内閣情報調査室

第11回法制局持ち込み資料について（回答）

標記について、貴庁からの12月26日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 第11回法制局持ち込み資料について（5条関係）

- (1) 5条1項に規定する意見の聴取に対し、特定行政機関の長が共有事項を特別秘密として指定することに反対した場合でも、当該特定行政機関の長と、同条2項に規定する特別秘密の指定を行うべき時期に係る協議を行う必要はあるのか。

（回答）

指定権が行使されれば当該特定行政機関においても当該共有事項を特別秘密として厳格に管理する必要があり、その準備には時間を要するため、指定を行うべき時期について協議する必要があると考える。

- (2) 特別秘密としての指定を行う時期について、5条2項は「特定行政機関の長と協議しなければならない」とし、同条3項は「前項の規定による協議が調ったときは～特別秘密として指定する」としているが、行政機関の長は、指定を行うべき時期について特定行政機関の長と合意に至らない限り、事実上、特別秘密の指定を行うことができないということにならないか。仮にそうだとした場合、同条1項が特別秘密の指定について「（特定行政機関の長の）意見を聴き、その意見を尊重しなければならない」とし、特別秘密の指定について合意に至ることまで求めている趣旨と矛盾するのではないか。

（回答）

指定権を行使しようとする行政機関の長は、その意向どおりの時期に指定権を行使することができないことはあるものの、指定権の行使自体を妨げられることはないと考える。

2 平成23年12月12日付け「平成23年11月11日付け秘密保全法制法制局持ち込み資料（回答）」について

- (1) 1(2)の質問ア及びイのいずれの場合についても、7条2項（6条4項）に規定する協議は不要とのことであるが、都道府県警察の職員が取り扱う警察庁以外の行政機関の長の指定に係る特別秘密が、某省ではなく、警察庁から提供（伝達）を受けたものである場合（※）はどうか。

※ 例えば、都道府県警察が、警察庁から、某省の指定に係る大量破壊兵器関連物資の国際取引に関する特別秘密の提供（伝達）を受け、当該特別秘密を端緒に不

警察庁 担当官 殿

事務連絡
平成24年1月27日
内閣情報調査室

第11回法制局持ち込み資料について（回答）

標記について、貴庁からの12月26日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 第11回法制局持ち込み資料について（5条関係）

- (1) 5条1項に規定する意見の聴取に対し、特定行政機関の長が共有事項を特別秘密として指定することに反対した場合でも、当該特定行政機関の長と、同条2項に規定する特別秘密の指定を行うべき時期に係る協議を行う必要はあるのか。

（回答）

指定権が行使されれば当該特定行政機関においても当該共有事項を特別秘密として厳格に管理する必要があり、その準備には時間を要するため、指定を行うべき時期について協議する必要があると考える。

- (2) 特別秘密としての指定を行う時期について、5条2項は「特定行政機関の長と協議しなければならない」とし、同条3項は「前項の規定による協議が調ったときは～特別秘密として指定する」としているが、行政機関の長は、指定を行うべき時期について特定行政機関の長と合意に至らない限り、事実上、特別秘密の指定を行うことができないということにならないか。仮にそうだとした場合、同条1項が特別秘密の指定について「(特定行政機関の長の)意見を聴き、その意見を尊重しなければならない」とし、特別秘密の指定について合意に至ることまで求めている趣旨と矛盾するのではないか。

（回答）

指定権を行使しようとする行政機関の長は、その意向どおりの時期に指定権を行使することができないことはあるものの、指定権の行使自体を妨げられることはないと考える。

2 平成23年12月12日付け「平成23年11月11日付け秘密保全法制法制局持ち込み資料（回答）」について

- (1) 1(2)の質問ア及びイのいずれの場合についても、7条2項(6条4項)に規定する協議は不要とのことであるが、都道府県警察の職員が取り扱う警察庁以外の行政機関の長の指定に係る特別秘密が、某省ではなく、警察庁から提供(伝達)を受けたものである場合(※)はどうか。

※ 例えば、都道府県警察が、警察庁から、某省の指定に係る大量破壊兵器関連物資の国際取引に関する特別秘密の提供(伝達)を受け、当該特別秘密を端緒に不

正輸出事件の捜査を行う場合。

(回答)

都道府県警察が捜査に当たり特別秘密を取り扱うケースは、以下の2つに大別できると考えられる。

まず、都道府県警察が特別秘密の漏えい事件の捜査を行う場合に、その職員が特別秘密に係る文書等を押収して取り扱うケースが考えられる。このような形で特別秘密を取り扱う都道府県警察の職員は、特別秘密の取扱いを反復継続することが見込まれるわけではなく、業務知得者に該当することになると考えられる。

他方、都道府県警察が特定有害活動の取締りを目的として、例えばテロ組織に関する情報(特別秘密に該当)を端緒として捜査を行うケースが考えられる。このような形で特別秘密を取り扱う都道府県警察の職員は、特定有害活動の取締りという職務の性格上、特別秘密の取扱いを反復継続することが見込まれるため、取扱業務者に該当することになると考えられる。

ご指摘の例は、後者のケースに該当すると考えられるため、警察庁が都道府県警察に当該特別秘密を提供するに当たっては、第6条第4項に基づき、指定権を行使した行政機関の長に協議する必要があると考えられる。

なお、平成23年12月12日付け「平成23年11月11日付け秘密保全法制法制局持込み資料について(回答)」において、都道府県警察が捜査に当たり特別秘密を取り扱う場合、取扱いの業務を行う場合には該当しない旨回答したが、上記のとおり該当する場合もあると考えられるため、その点訂正させていただきたい。

(2) 1 (4)「行政機関以外の者に取扱いの業務に至らない程度の取扱いを行わせることについては、公益の比較衡量により許容されるものと考えている。」とのことであるが、

ア 「取扱いの業務に至らない程度の取扱い」とは、具体的にどのような場合か。

平成23年11月14日付け「特別秘密の保護に関する法律(仮称)(素案)について(回答)」3(1)では、「「特別秘密の取扱いの業務」とは、特別秘密の取扱いの業務を行う者が、社会生活上の地位に基づき、反復継続して、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄及び特別秘密の伝達等特別秘密の利用若しくは使用又はその維持若しくは管理に係る行為を行うことをいうものとする。」とされ、反復継続性が一つのメルクマールになっている一方、平成23年12月12日付け「第6回法制局持込み資料(条文案)について」1(2)では、「当別秘密の取扱いの業務」を行う者とは「取扱業務者」(特別秘密の作成・取得の趣旨に従い特別秘密を取り扱う者)とされ、取扱いの趣旨がメルクマールになっていると解されるところ、「取扱いの業務」と「取扱いの業務に至らない程度の取扱い」の具体的差違を改めて教示されたい。

(回答)

「取扱いの業務」を行う者とは、特別秘密の取扱いを反復継続することが見込まれる者、すなわちその職務上特別秘密の取扱いが当然に予定されている者

であり、それ故に特別秘密を厳格に保全することがその職務上、強く求められる者であると考え。詳細は別添論点ペーパー「取扱業務者と業務知得者の区別について（案）」を参照されたい。

イ 例えば、次のようなケースは、本法制上どのように位置づけられるのか。

- 大量破壊兵器関連物資等の不拡散についての国際的な取組を推進するため、大量破壊兵器関連物資に関する特別秘密を外国治安機関と情報交換する必要がある場合。

（回答）

公益の比較衡量により、本法制上の規定によらずに提供（情報交換）が許容され得るものとする。

- 3 平成23年12月12日付け「第6回法制局持ち込み資料（条文案）について」について2（4）について、都道府県警察が犯罪捜査以外の事務を遂行するために特別秘密の提供（伝達）を受け、その職員に特別秘密を取り扱わせる場合として、例えば次のようなケースが想定される。

- 外国人に係る警備情報の収集に当たる関係都道府県警察が、犯罪予防のため、情報機関員の人定、活動状況等に関する特別秘密を、協議等の場で情報共有する場合。

（回答）

当該特別秘密の提供を受ける（情報共有する）都道府県警察の職員は、当該特別秘密の取扱いを反復継続することが見込まれるため、取扱業務者に該当することになると考えられる。そして、当該特別秘密は、第6条第2項の規定により警察庁から関係都道府県警察に提供されるべきものと考えられる。したがって、ご指摘のケースは、第7条第2項第1号に規定する場合に該当するものとして整理されるべきと考える。

- 都道府県警察が警察庁からテロリストの活動に関する特別秘密の提供（伝達）を受け、重要防護施設の警戒警備を強化する場合（当該都道府県警察の職員は「取扱いの業務に至らない程度の取扱い」をするものと仮定。）。

（回答）

重要防護施設のテロに係る警戒警備を強化する場合、当該警備に従事する都道府県警察の職員が当然に当該特別秘密の伝達を受ける必要があるとは考えにくいところ、都道府県警察の職員に当該特別秘密の伝達を受ける必要がある者が存在する場合、当該職員はその職務上特別秘密の取扱いを反復継続することが見込まれる者と考えられ、取扱業務者に該当することになると考えられる。したがって、ご指摘のケースは、第7条第2項第1号に規定する場合に該当するものとして整理されるべきと考える。

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第14回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年1月27日 18:23

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル: 内政送付資料.ZIP (57 KB); 別表事項の解説.ZIP (32 KB)

内閣官房副長官補室(内政) 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第14回)を、来週30日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、1月13日に各省に送付いたしました資料は、法制局に持ち込むに至りませんでした。その後の検討を踏まえて、一部資料を除き、修文をいたしましたので、改めて30日持込資料の全体をこのメールに添付しております。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)
- 部長再説明資料: 12月16日に資料持込み
- 第12回: 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回: 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回: 1月30日に資料持込み(予定)

となっております。

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

条文素案の網掛け部分は、前回の条文素案の法制局持込み(12月16日各省送付資料)からの変更点となっております。(1月13日各省送付の条文素案からの変更点ではありませんのでご注意ください。)

なお、「別表事項の解説」につきましては、30日(月)での法制局持込みは予定しておりませんが、法制局からの審査の呼び込みがあった時点で持込む可能性もあります。特に気になる点等があれば、早めにご連絡いただければと思います。

「別表事項の解説」のうち、下線を引いて強調している箇所は、内調で検討したたたき台として記載しているものですので、各省におかれましては、確認、訂正や加筆等のご指摘をお願いいたします。

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線
(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第14回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年1月27日 18:24

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政送付資料.ZIP (57 KB); 別表事項の解説.ZIP (32 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第14回)を、来週30日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、1月13日に各省に送付いたしました資料は、法制局に持ち込むに至りませんでした。その後の検討を踏まえて、一部資料を除き、修文をいたしましたので、改めて30日持込資料の全体をこのメールに添付しております。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)
- 部長再説明資料: 12月16日に資料持込み
- 第12回: 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回: 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回: 1月30日に資料持込み(予定)

となっております。

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

条文素案の網掛け部分は、前回の条文素案の法制局持込み(12月16日各省送付資料)からの変更点となっております。(1月13日各省送付の条文素案からの変更点ではありませんのでご注意ください。)

なお、「別表事項の解説」につきましては、30日(月)での法制局持込みは予定しておりませんが、法制局からの審査の呼び込みがあった時点で持込む可能性もあります。特に気になる点等があれば、早めにご連絡いただければと思います。

「別表事項の解説」のうち、下線を引いて強調している箇所は、内調で検討したたたき台として記載しているものですので、各省におかれましては、確認、訂正や加筆等のご指摘をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第14回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年1月27日 18:24

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危送付資料.ZIP (57 KB); 別表事項の解説.ZIP (32 KB)

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第14回)を、来週30日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、1月13日に各省に送付いたしました資料は、法制局に持ち込むに至りませんでした。その後の検討を踏まえて、一部資料を除き、修文をいたしましたので、改めて30日持込資料の全体をこのメールに添付しております。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)
- 部長再説明資料: 12月16日に資料持込み
- 第12回: 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回: 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回: 1月30日に資料持込み(予定)

となっております。

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

条文素案の網掛け部分は、前回の条文素案の法制局持込み(12月16日各省送付資料)からの変更点となっております。(1月13日各省送付の条文素案からの変更点ではありませんのでご注意ください。)

なお、「別表事項の解説」につきましては、30日(月)での法制局持込みは予定しておりませんが、法制局からの審査の呼び込みがあった時点で持込む可能性もあります。特に気になる点等があれば、早めにご連絡いただければと思います。

「別表事項の解説」のうち、下線を引いて強調している箇所は、内調で検討したたたき台として記載しているものですので、各省におかれましては、確認、訂正や加筆等のご指摘をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第14回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年1月27日 18:25

宛先:

添付ファイル: 警察庁送付資料.ZIP (57 KB); 別表事項の解説.ZIP (32 KB)

警察庁警備局警備企画課 藤原様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第14回)を、来週30日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、1月13日に各省に送付いたしました資料は、法制局に持ち込むに至りませんでした。その後の検討を踏まえて、一部資料を除き、修文をいたしましたので、改めて30日持込資料の全体をこのメールに添付しております。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)
- 部長再説明資料: 12月16日に資料持込み
- 第12回: 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回: 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回: 1月30日に資料持込み(予定)

となっております。

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

条文素案の網掛け部分は、前回の条文素案の法制局持込み(12月16日各省送付資料)からの変更点となっております。(1月13日各省送付の条文素案からの変更点ではありませんのでご注意ください。)

なお、「別表事項の解説」につきましては、30日(月)での法制局持込みは予定しておりませんが、法制局からの審査の呼び込みがあった時点で持込む可能性もあります。特に気になる点等があれば、早めにご連絡いただければと思います。

「別表事項の解説」のうち、下線を引いて強調している箇所は、内調で検討したたたき台として記載しているものですので、各省におかれましては、確認、訂正や加筆等のご指摘をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第14回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年1月27日 18:26

宛先:

添付ファイル: 法務省送付資料.ZIP (57 KB); 別表事項の解説.ZIP (32 KB)

法務省 刑事局公安課 角田様、伊勢様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第14回)を、来週30日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、1月13日に各省に送付いたしました資料は、法制局に持ち込むに至りませんでした。その後の検討を踏まえて、一部資料を除き、修文をいたしましたので、改めて30日持込資料の全体をこのメールに添付しております。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)
- 部長再説明資料: 12月16日に資料持込み
- 第12回: 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回: 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回: 1月30日に資料持込み(予定)

となっております。

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

条文素案の網掛け部分は、前回の条文素案の法制局持込み(12月16日各省送付資料)からの変更点となっております。(1月13日各省送付の条文素案からの変更点ではありませんのでご注意ください。)

なお、「別表事項の解説」につきましては、30日(月)での法制局持込みは予定しておりませんが、法制局からの審査の呼び込みがあった時点で持込む可能性もあります。特に気になる点等があれば、早めにご連絡いただければと思います。

「別表事項の解説」のうち、下線を引いて強調している箇所は、内調で検討したたたき台として記載しているものですので、各省におかれましては、確認、訂正や加筆等のご指摘をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第14回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年1月27日 18:25

宛先:

添付ファイル: 公安庁送付資料.ZIP (57 KB); 別表事項の解説.ZIP (32 KB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第14回)を、来週30日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、1月13日に各省に送付いたしました資料は、法制局に持ち込むに至りませんでした。その後の検討を踏まえて、一部資料を除き、修文をいたしましたので、改めて30日持込資料の全体をこのメールに添付しております。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)
- 部長再説明資料: 12月16日に資料持込み
- 第12回: 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回: 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回: 1月30日に資料持込み(予定)

となっております。

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

条文素案の網掛け部分は、前回の条文素案の法制局持込み(12月16日各省送付資料)からの変更点となっております。(1月13日各省送付の条文素案からの変更点ではありませんのでご注意ください。)

なお、「別表事項の解説」につきましては、30日(月)での法制局持込みは予定しておりませんが、法制局からの審査の呼び込みがあった時点で持込む可能性もあります。特に気になる点等があれば、早めにご連絡いただければと思います。

「別表事項の解説」のうち、下線を引いて強調している箇所は、内調で検討したたたき台として記載しているものですので、各省におかれましては、確認、訂正や加筆等のご指摘をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第14回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年1月27日 18:22

宛先:

添付ファイル: 外務省送付資料.ZIP (57 KB); 別表事項の解説.ZIP (32 KB)

外務省 大臣官房総務課 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第14回)を、来週30日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、1月13日に各省に送付いたしました資料は、法制局に持ち込むに至りませんでした。その後の検討を踏まえて、一部資料を除き、修文をいたしましたので、改めて30日持込資料の全体をこのメールに添付しております。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)
- 部長再説明資料: 12月16日に資料持込み
- 第12回: 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回: 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回: 1月30日に資料持込み(予定)

となっております。

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

条文素案の網掛け部分は、前回の条文素案の法制局持込み(12月16日各省送付資料)からの変更点となっております。(1月13日各省送付の条文素案からの変更点ではありませんのでご注意ください。)

なお、「別表事項の解説」につきましては、30日(月)での法制局持込みは予定しておりませんが、法制局からの審査の呼び込みがあった時点で持込む可能性もあります。特に気になる点等があれば、早めにご連絡いただければと思います。

「別表事項の解説」のうち、下線を引いて強調している箇所は、内調で検討したたたき台として記載しているものですので、各省におかれましては、確認、訂正や加筆等のご指摘をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線
(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第14回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年1月27日 18:26

宛先:

添付ファイル: 海保庁送付資料.LZH (60 KB); 別表事項の解説.ZIP (32 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第14回)を、来週30日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、1月13日に各省に送付いたしました資料は、法制局に持ち込むに至りませんでした。その後の検討を踏まえて、一部資料を除き、修文をいたしましたので、改めて30日持込資料の全体をこのメールに添付しております。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)
- 部長再説明資料: 12月16日に資料持込み
- 第12回: 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回: 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回: 1月30日に資料持込み(予定)

となっております。

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

条文素案の網掛け部分は、前回の条文素案の法制局持込み(12月16日各省送付資料)からの変更点となっております。(1月13日各省送付の条文素案からの変更点ではありませんのでご注意ください。)

なお、「別表事項の解説」につきましては、30日(月)での法制局持込みは予定しておりませんが、法制局からの審査の呼び込みがあった時点で持込む可能性もあります。特に気になる点等があれば、早めにご連絡いただければと思います。

「別表事項の解説」のうち、下線を引いて強調している箇所は、内調で検討したたたき台として記載しているものですので、各省におかれましては、確認、訂正や加筆等のご指摘をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第14回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年1月27日 18:27

宛先:

添付ファイル: 防衛省送付資料.ZIP (57 KB); 別表事項の解説.ZIP (32 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第14回)を、来週30日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、1月13日に各省に送付いたしました資料は、法制局に持ち込むに至りませんでした。その後の検討を踏まえて、一部資料を除き、修文をいたしましたので、改めて30日持込資料の全体をこのメールに添付しております。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)
- 部長再説明資料: 12月16日に資料持込み
- 第12回: 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回: 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回: 1月30日に資料持込み(予定)

となっております。

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

条文素案の網掛け部分は、前回の条文素案の法制局持込み(12月16日各省送付資料)からの変更点になっております。(1月13日各省送付の条文素案からの変更点ではありませんのでご注意ください。)

なお、「別表事項の解説」につきましては、30日(月)での法制局持込みは予定しておりませんが、法制局からの審査の呼び込みがあった時点で持込む可能性もあります。特に気になる点等があれば、早めにご連絡いただければと思います。

「別表事項の解説」のうち、下線を引いて強調している箇所は、内調で検討したたたき台として記載しているものですので、各省におかれましては、確認、訂正や加筆等のご指摘をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tei 03-5253-2111 (内線
(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第14回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年1月27日 18:27

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (57 KB); 別表事項の解説.ZIP (32 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第14回)を、来週30日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、1月13日に各省に送付いたしました資料は、法制局に持ち込むに至りませんでした。その後の検討を踏まえて、一部資料を除き、修文をいたしましたので、改めて30日持込資料の全体をこのメールに添付しております。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)
- 部長再説明資料: 12月16日に資料持込み
- 第12回: 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回: 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回: 1月30日に資料持込み(予定)

となっております。

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

条文素案の網掛け部分は、前回の条文素案の法制局持込み(12月16日各省送付資料)からの変更点になっております。(1月13日各省送付の条文素案からの変更点ではありませんのでご注意ください。)

なお、「別表事項の解説」につきましては、30日(月)での法制局持込みは予定しておりませんが、法制局からの審査の呼び込みがあった時点で持込む可能性もあります。特に気になる点等があれば、早めにご連絡いただければと思います。

「別表事項の解説」のうち、下線を引いて強調している箇所は、内調で検討したたたき台として記載しているものですので、各省におかれましては、確認、訂正や加筆等のご指摘をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線
(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第14回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年1月27日 18:28

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (57 KB); 別表事項の解説.ZIP (32 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 斉藤様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第14回)を、来週30日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、1月13日に各省に送付いたしました資料は、法制局に持ち込むに至りませんでした。その後の検討を踏まえて、一部資料を除き、修文をいたしましたので、改めて30日持込資料の全体をこのメールに添付しております。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)
- 部長再説明資料: 12月16日に資料持込み
- 第12回: 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回: 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回: 1月30日に資料持込み(予定)

となっております。

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

条文素案の網掛け部分は、前回の条文素案の法制局持込み(12月16日各省送付資料)からの変更点になっております。(1月13日各省送付の条文素案からの変更点ではありませんのでご注意ください。)

なお、「別表事項の解説」につきましては、30日(月)での法制局持込みは予定しておりませんが、法制局からの審査の呼び込みがあった時点で持込む可能性もあります。特に気になる点等があれば、早めにご連絡いただければと思います。

「別表事項の解説」のうち、下線を引いて強調している箇所は、内調で検討したたたき台として記載しているものですので、各省におかれましては、確認、訂正や加筆等のご指摘をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel. 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

1 条文案

- 素案

2 論点ペーパー（案）（いずれも内調内検討済み・他省庁協議未了）

(1) 秘密の指定に関するもの

- 合議制の行政機関における特別秘密の指定及び管理について

(2) 罰則に関するもの

- 取扱業務者と業務知得者の区別について

3 その他

- 適性評価の代替的な措置について（法第8条第1項第2号関係）

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

（※傍線部は今後特に検討を要する部分）

（目的）

第一条 この法律は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものについて、その保護に関し必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、併せて我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に資する国際的な情報共有を促進し、もって国及び国民の安全その他の利益の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定め

る機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 この法律において、「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一 政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二 外国の利益を図る目的で行われる活動であつて、次に掲げるもの

イ 我が国の利益の維持のために秘匿を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ 大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であつて、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

3 この法律において、「安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一 安全保障

二 国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保全について外国政府（これに準ずるものを含む。以下同じ。）との間で生じている問題の解決

（特別秘密の指定）

第三条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関をいい、前条第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての別表各号に該当する事項であつて、公になっていないもののうち、我が国の防衛上、外交上又は公共の安全と秩序の維持上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を

化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

(指定の有効期間及び解除)

第四条 行政機関の長は、前条第一項の指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、前条第一項の指定の有効期間(この項の規定により延長した有効期間を含む。)が満了するときにおいて、当該指定に係る事項が同項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内でその有効期間を延長するものとする。

3 行政機関の長は、特別秘密として指定した事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

(指定の調整等)

第五条 行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項(以下この条において「共有事項」という。)

を特別秘密として指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（以下この条において「特定行政機関」という。）の長の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

2 行政機関の長（警察庁長官を除く。）は、都道府県警察との共有に係る事項（以下この条において「警察共有事項」という。）を特別秘密として指定しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

3 行政機関の長は、前二項の規定により意見を聴取した結果、なお当該共有事項又は警察共有事項を特別秘密として指定する必要があると認めるときは、指定を行うべき時期について、特定行政機関の長又は警察庁長官と協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が調ったときは、行政機関の長は、当該協議の結果に従って当該共有事項又は警察共有事項を特別秘密として指定するとともに、その旨を特定行政機関の長又は警察庁長官に通知しなければならない。

5 警察庁長官は、都道府県警察との共有に係る事項を特別秘密として指定したとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る前項の通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は

道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

6 第四項の通知を受けた特定行政機関の長又は前項の通知を受けた警察本部長は、その職員に当該通知に係る共有事項又は警察共有事項を特別秘密として取り扱わせるための措置として政令で定める措置を講じなければならない。

（他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務）

第六条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の長及び職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、警察本部長及び都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする

者をいう。次項及び第十条において同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4

行政機関の長は、前三項の規定により他の行政機関の長及び職員、**警察本部長及び都道府県警察の職員**

又は契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせようとする場合において、当該特別秘密が他の行政機関の長の指定に係るものであるときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。

（特別秘密の提供を受けることができる場合）

第七条 行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特別秘密の提供を受け、その職員に当該特別秘密を取り

扱わせることができる。

一 前条第一項の規定に基づきその職員が特別秘密の取扱いの業務を行うため、他の行政機関から当該特別秘密の提供を受ける必要がある場合

二 **刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定に基づき検察官が司法警察員から特別秘密に係**

る犯罪の捜査に係る書類及び証拠物の送致を受けるため、都道府県警察から当該特別秘密の提供を受ける必要がある場合

三 **前二号の場合を除くほか、当該行政機関の所掌事務の遂行のため他の行政機関から特別秘密の提供を**

受ける必要がある場合

2

警察本部長は、次に掲げる場合に限り、特別秘密の提供を受け、その職員に当該特別秘密を取り扱わせることができる。

一 前条第二項の規定に基づきその職員が特別秘密の取扱いの業務を行うため、警察庁から当該特別秘密の提供を受ける必要がある場合

二 特別秘密に係る犯罪の捜査のため行政機関又は他の都道府県警察から当該特別秘密の提供を受ける必要がある場合

(行政機関の職員の適性評価)

第八条 行政機関の長は、当該行政機関における特別秘密の取扱いについては、適性評価（次項から第十二項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた職員にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が、次に掲げる職を占める者である場合

イ 国務大臣

ロ 内閣官房副長官

ハ 副大臣

ニ 大臣政務官

ホ イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職

二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であつて、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。

2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

3 行政機関の長が、適性評価により適性を有すると認められた職員について、特別秘密を取り扱わせることができる期間は、第八項の規定による通知をした日から起算して五年を経過するまでの間とする。

4 適性評価は、対象職員について、次に掲げる事項を調査し、特別秘密を取り扱った場合においてこれを

漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価することにより行う。

- 一 特定有害活動との関係に関する事項
- 二 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 三 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- 四 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
- 五 薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）
- 六 精神作用物質の依存症その他の精神疾患に関する事項
- 七 飲酒についての節度に関する事項
- 五 行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものを調査するものとする。
- 6 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が前二項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならない。

- 7 行政機関の長は、第四項及び第五項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 8 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。
- 9 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
- 10 行政機関の長は、次に掲げる場合は、適性評価により適性を有すると認められた職員に対して再度適性評価を実施するものとする。
 - 一 第三項の期間の満了後引き続き行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとする場合
 - 二 行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認める場合

11 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかったとき又はその職員が適性を有しないと行政機関の長が認めるときは、第三項の期間内であっても、当該行政機関の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせないものとする。

12 第一項から前項までの規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

(都道府県警察の職員の適性評価)

第九条 前条の規定は、**警察本部長**が、**都道府県警察の職員**に特別秘密を取り扱わせるときについて準用する。この場合において、前条第一項中「行政機関の長は、当該行政機関における」とあるのは「**警察本部長**は、当該都道府県警察における」と、同項第二号中「当該行政機関の事務」とあるのは「特別秘密に係る犯罪の捜査」と、同号、同条第二項、第三項及び同条第五項から第十一項までの規定中「行政機関の長」とあるのは「**警察本部長**」とそれぞれ読み替えるものとする。

(契約業者の役員及び職員の適性評価)

第十条 行政機関の長は、第六条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該契約業者に、その役員及び職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせ

るようにするものとする。

2 第八条第二項から第十二項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち」とあるのは「契約業者の役員及び職員のうち当該契約業者が」と、同項、同条第四項、第六項、第七項及び第九項の規定中「対象職員」とあるのは「対象役職員」と、同条第三項中「職員について、」とあるのは「契約業者の役員又は職員について、契約業者が」と、「通知した日」とあるのは「行政機関の長が通知した日」と、同条第八項中「対象職員」とあるのは「契約業者及び対象役職員」と、同条第十項中「職員に対して」とあるのは「契約業者の役員又は職員に対して」と、同項第一号中「行政機関の長がその職員」とあるのは「契約業者がその役員又は職員」と、同条第十一項中「その職員」とあるのは「その役員若しくは職員」と、「当該行政機関の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせない」とあるのは「当該行政機関の長は、契約業者に当該役員又は職員に特別秘密を取り扱わせないようにする」とそれぞれ読み替えるものとする。

(適性評価の実施に当たって取得する個人情報利用及び提供の制限)

第十一条 行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たっ

て取得する個人情報を利用し、又は提供してはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第十二条 行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五号に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないように、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2 契約業者は、その職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(その他の保護措置)

第十三条 行政機関の長及び警察本部長は、第三条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十五条 特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2 前項に掲げる場合を除き、行政機関の長若しくは職員又は警察本部長若しくは都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以

下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

一 特別秘密を業務により知得した者を欺き、特別秘密を業務により知得した者に暴行を加え、又は特別秘密を業務により知得した者を脅迫する行為

二 特別秘密に係る文書、図画又は物件の窃取、特別秘密に係る文書、図画又は物件を保管する施設への侵入、特別秘密を記録した電磁的記録に係る不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特別秘密の管理を害する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第十七条 第十五条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2 第十五条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第十八条 第十五条第三項若しくは第十六条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十五条第一項、第二項若しくは第十六条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑

を減輕し、又は免除する。

2 前三条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

別表（第三条関係）

- 一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの
 - イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
 - ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
 - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- 二 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの

様、性能又は使用方法

リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの
の製作、検査、修理又は試験の方法

又 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 我が国の**安全保障等**に係る外交の構想

ロ 我が国の**安全保障等**に係る**外国政府**又は国際機関との交渉の方針又は内容

ハ 外交に関し収集した我が国の**安全保障等**に関する重要な情報

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 第二条第二項第一号に規定する行為その他の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に
対処するための計画又は研究

- ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

平成24年1月 日
内閣情報調査室

合議制の行政機関における特別秘密の指定及び管理について（案）

1 問題の所在

国の各行政機関が法令の定める任務・所掌事務に従って行政事務を分担管理し、それぞれ独自に情報の作成・取得を行っている現状を踏まえ、本法制では、特別秘密の指定及び管理の責任を各行政機関の長に負わせることとしている。

この点、行政機関の中には委員会のように合議制をとるものも存在するところ、このような機関においては、特別秘密の指定及び管理の責任を自然人たる当該機関の長に負わせるべきか、当該機関自体に負わせるべきかが論点となる。

【別紙】国の行政機関のうち合議制をとるもの

2 検討

(1) 合議制をとる行政機関は、その任務・所掌事務の内容に鑑み、その意思決定を構成員の全会一致又は多数決にかからしめ、その判断の適正化を図るものと考えられる。したがって、当該行政機関の任務・所掌事務に係る意思決定は、原則として当該行政機関自体が行うことが望ましいと考えられる。このような考え方は、現行法上、構造改革特別区域法第4条第8項のように、「行政機関の長」を定義するに当たり、「行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。）」などと規定して、合議制の行政機関については長ではなく当該行政機関自体が意思決定を行うことを明確化している例¹があることからもうかがわれる。

(2) 他方で、現行法の中には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）第3条のように、行政文書の開示を行う「行政機関の長」を定義するに当たり、構造改革特別区域法第4条第8項のような規定を置かず、合議制の行政機関についてもその長が意思決定主体である旨定める例²もある。

これは、合議制の行政機関の長に当該行政機関の事務の総理、統括等の権限が法令上認められており³、それらの権限に基づき長が掌理すべき事務に係る意思決定については、合議体ではなくその長に行わせることに合理性が認められるためと考えられ

*1 同様の例として、災害救助法第23条の2、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第13条第1項などが挙げられる。

*2 同様の例として、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第5条などが挙げられる。

*3 このような権限を規定する例として、「人事院総裁は、院務を総理し」（国家公務員法第11条第2項）、「各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について、これを統督する。」（国家行政組織法第10条、内閣府設置法第58条第1項）などが挙げられる。

る”。

(3) 以上を踏まえ、特別秘密の指定及び管理に係る意思決定を、合議制の行政機関自体とその長のいずれに行わせるべきかについて検討すると、

- 特別秘密の指定は、適切にその権限が行使されなければ国の存立の維持や国民の知る権利に悪影響を与える可能性があり、また、特別秘密の漏えい等に重罰を科す根拠となる行為であるため、適正な判断が求められる度合いが高いこと
- 特別秘密の管理のうち、適性評価については、対象職員のプライバシーを深く調査する制度であるが、このような権限を、事務の総理、統括等の権限しか有しない合議制の行政機関の長に認めることには、その職員、特に当該機関の他の構成員との関係で問題があると考えられること

といったことを踏まえ、合議制の行政機関自体に行わせることが適当と考えられる。

*4 情報公開法制定当時の旧総務庁作成に係る内閣法制局説明資料によると、「行政機関の長」の意義につき「行政機関が合議制機関である場合であっても、当該合議体ではなく、当該合議制機関の長を意味する。」とした上で、その理由について「合議体が決定すべき事務に係る文書については、合議体に開示・不開示の判断をさせることに合理性が認められるが、合議制機関の保有する文書としては合議制機関の長が掌理すべき事務に係る文書も少なくなく、このようなものについてまで合議体で開示・不開示を決する必要はない。そこで、合議体が決すべき文書については、必要に応じ、内部的な手続を取ることとし、合議制機関の長を開示・不開示の決定権者とする」と説明している。

【別紙】国の行政機関のうち合議制をとるもの

国の行政機関のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年五月一四日法律第四二号）第二条第一項に規定する各行政機関の単位において、合議^{*1}制をとるものは以下のとおり。

1 安全保障会議

○ 安全保障会議設置法（昭和六十一年五月二十七日法律第七十一号）

（組織）

第三条 会議は、議長及び第五条第一項各号に掲げる議員（同条第二項の規定により臨時に会議に参加する議員を含む。）で組織する。

（議長）

第四条 議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 （略）

（議事）

第九条 会議の議事に関し必要な事項は、議長が会議の議を経て定める。

2 人事院

○ 国家公務員法（昭和二十二年十月二十一日法律第二百十号）

（職員）

第四条 人事院は、人事官三人をもつて、これを組織する。

2～4 （略）

（総裁）

第十一条 人事院総裁は、人事官の中から、内閣が、これを命ずる。

2 人事院総裁は、院務を総理し、人事院を代表する。

3 （略）

○ 人事院規則二一一（人事院会議及びその手続）（昭和二十四年一月十五日人事院規則二一一）

人事院は、国家公務員法に基き、人事院会議及びその手続に関し次の人事院規則を制定する。

*1 合議体とは、複数（少なくとも3人以上）の人員をもつて組織し、その構成員の全会一致又は多数決により、その意思を決定する組織体をいう。合議体は、国、地方公共団体その他の法人の機関に多くの例がある。国の機関についていえば、国会を始めとして、内閣、裁判所（裁判官会議）、人事院、会計検査院、各種の委員会、審議会等があり、地方公共団体についても、議会、選挙管理委員会、教育委員会、人事委員会等多くの例がある。合議体の機関に対するものは、独任制の機関であって、1人をもつて機関を構成するものであり、国についていえば、各省大臣、各庁の長官等、地方公共団体についていえば、都道府県知事、市町村長等である。（「法令用語辞典 第9次改訂版」学陽書房）

1～4 (略)

5 会議は、人事官の過半数をもって定足数とする。議決又は動議の採決は、人事官の多数決を必要とする。

6～8 (略)

3 公正取引委員会

○ 昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）
（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）

第二十九条 公正取引委員会は、委員長及び委員四人を以て、これを組織する。

2～4 (略)

第三十三条 委員長は、公正取引委員会の会務を総理し、公正取引委員会を代表する。

2 (略)

第三十四条 公正取引委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 公正取引委員会の議事は、出席者の過半数を以て、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3・4 (略)

4 国家公安委員会

○ 警察法（昭和二十九年六月八日法律第百六十二号）
（設置及び組織）

第四条 内閣総理大臣の所轄の下に、国家公安委員会を置く。

2 国家公安委員会は、委員長及び五人の委員をもって組織する。
（委員長）

第六条 委員長は、国務大臣をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、国家公安委員会を代表する。

3 (略)

（会議）

第十一条 国家公安委員会は、委員長が招集する。国家公安委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。

2 国家公安委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 (略)

5 公害等調整委員会

○ 公害等調整委員会設置法（昭和四十七年六月三日法律第五十二号）
（組織）

第六条 委員会は、委員長及び委員六人をもって組織する。

2 (略)

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 (略)

(会議)

第十二条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4・5 (略)

6 公安審査委員会

○ 公安審査委員会設置法（昭和二十七年七月二十一日法律第二百四十二号）

(組織)

第四条 委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

(委員長)

第十条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 (略)

(会議)

第十一条 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 (略)

7 中央労働委員会

○ 労働組合法（昭和二十四年六月一日法律第七十四号）

(中央労働委員会の委員の任命等)

第十九条の三 中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十五人をもつて組織する。

2～6 (略)

(中央労働委員会の会長)

第十九条の九 中央労働委員会に会長を置く。

2 会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。

3 会長は、中央労働委員会の会務を総理し、中央労働委員会を代表する。

4 (略)

(会議)

第二十一条 (略)

2 労働委員会の会議は、会長が招集する。

3 労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各一人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによ

る。

8 運輸安全委員会

○ 運輸安全委員会設置法（昭和四十八年十月十二日法律第百十三号）

（組織）

第七条 委員会は、委員長及び委員十二人をもつて組織する。

2 （略）

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 （略）

（会議）

第十一条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び六人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 （略）

9 会計検査院

○ 会計検査院法（昭和二十二年四月十九日法律第七十三号）

第二条 会計検査院は、三人の検査官を以て構成する検査官会議と事務総局を以てこれを組織する。

第三条 会計検査院の長は、検査官のうちから互選した者について、内閣においてこれを命ずる。

第十条 検査官会議の議長は、院長を以て、これに充てる。

○ 会計検査院法施行規則（昭和二十二年五月三日会計検査院規則第四号）

第七条 次の事項は、院長の職権に属する。

一 会計検査院を代表すること

二 職員の栄典授与に関すること

三 検査官会議の議決又は検査官の合議を経た事項につき、その名を以て文書を発すること

四 顧問を委嘱すること

平成24年1月 日
内閣情報調査室

取扱業務者と業務知得者の区別について（案）

1 問題の所在

現行法上、我が国の防衛に関する重要な秘密の保護に関する法令においては、業務により秘密を知得して取り扱う者について、秘密を取り扱うことを業務とする者（以下「取扱業務者」という。）とそれ以外の者（以下「業務知得者」という。）に区別しているところ、本法制においてもこの区別を採用すべきかが問題となる。

2 現行法における区別とその理由

(1) 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（MDA秘密保護法）

MDA秘密保護法は、故意又は過失による特別防衛秘密の漏えいにつき、取扱業務者と業務知得者の間で法定刑に差を設けている。その理由は以下のとおり（町田充「防衛秘密保護法解説－日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法－」（以下「町田」という。）49頁）。

「広く『業務』といつても、元来防衛秘密^{*1}を取り扱うことを業務としている者と、たまたま担当事件に関する業務により防衛秘密を知得領有した者とを同一の刑をもって臨むのは適当でないと考えられた」²

(2) 自衛隊法

自衛隊法は、故意又は過失による防衛秘密の漏えいにつき、取扱業務者のみを処罰対象としている。その理由は以下のとおり（防衛秘密制度の創設に係る自衛隊法改正当時の防衛庁作成に係る内閣法制局説明資料（以下「自衛隊法改正資料」という。）。）。

「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者が当該防衛秘密を漏えいする行為を厳格に防止し、秘密の漏えいをその根元において制止すれば、通常、秘密は十分に保全されるものであり、また、刑罰法規の性質にかんがみ必要最小限度の規制を行うこととしたことから、正犯の対象を『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』としたものである。」

(3) 具体的な区別

MDA秘密保護法及び自衛隊法においては、取扱業務者又は業務知得者に該当する者として、具体的に以下の者が想定されている（○はMDA秘密保護法において、●は自衛隊法においてそれぞれ想定されている者）。

ア 取扱業務者

*1 MDA秘密保護法の特別防衛秘密は、平成14年の防衛秘密制度の創設に係る自衛隊法改正までは「防衛秘密」と呼称されていた。

*2 政府原案では取扱業務者と業務知得者を区別せず、業務により特別防衛秘密を知得領有した者による漏えい行為を一律に処罰することとしていたが、国会審議の過程においてこのような理由により議員修正された。

- 「防衛庁の防衛秘密を担当する職員、MSA供与兵器の修理業者等」(町田49頁)
- 「防衛庁若しくは自衛隊の職員であって、事実上継続的に防衛秘密を取り扱っている者を挙げ得るが、その他防衛秘密の製作修理をおこなっている工場で、継続的にその仕事に当たっている技術者や工員が考えられ、なお特許庁や通産省の職員の中にも該当するものがあるかも知れない。」(郡祐一「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法精義」(以下「郡」という。)94～95頁)
- 「①防衛庁の職員、②国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者、③防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者」(防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」71頁)

イ 業務知得者

- 「本法違反事件を担当する警察官、検察官、裁判官等の係官、弁護士等」(町田53頁)
- 「(イ)捜査官が本法違反事件の捜査にあたり防衛秘密を知得領有した場合(ロ)国会議員が秘密会で防衛当局の説明を聴取した場合(ハ)大蔵省主計官が防衛当局の予算の説明を聞く際知得領有した場合(ニ)本法違反被疑事件担当の弁護士が知得領有した場合(ホ)タイピストや謄写版の筆耕が防衛秘密事項のタイプや製版を依頼されて知得した場合等があろう。」(郡103頁)
- 「自衛隊の任務の遂行上全ての前提となる物的・人的防衛力の整備について予算査定等を得るために財務省に対して装備品、施設等に係る防衛秘密を、自衛隊の任務の遂行上不可欠な無線通信の電波周波数の割り当てについて承認等を得るために総務省に対して通信の方法(周波数)に係る防衛秘密を、日米共同技術研究の技術等の輸出について許可等を得るために経済産業省に対して日米共同技術研究のための日米間の合意事項を含む装備品等に係る防衛秘密を提供」する場合、「地方自治体に対して、防衛の用に供する施設を建設する場合において、建築主事等の事務等に関して、設計図面等、これに係る防衛秘密を提供」する場合、「司法作用を担う(例えば、防衛秘密漏えい事件が生じた際の)裁判官、検察官、警察官、弁護士等」、「立法作用を担う(例えば、秘密会において防衛秘密が提供された際の)国会議員」(自衛隊法改正資料)

3 検討

(1) 取扱業務者の意義

「業務」とは、判例・通説上、「人が社会生活上の地位に基づいて反復継続して行う事務」(最判昭和33年4月18日)をいい、社会生活上の行為として当該事務を継続して行う意思又は事実があれば「業務」に当たると解されている(大コンメンタール刑法第8巻285頁)。

よって、取扱業務者とは、特別秘密の取扱いを反復継続することが見込まれる者、すなわちその職務上特別秘密の取扱いが当然に予定されている者であり、それ故に特別秘密を厳格に保全することがその職務上、特に強く求められる者であると考えられる。他方、業務知得者とは、特別秘密の取扱いを反復継続することが見込まれない者、

すなわちその職務の遂行のため偶発的に特別秘密を取り扱うに至った者であると考えられる。

(2) 区別の合理性

ア 一般に、業務者による犯罪行為は、非業務者による場合と比べて、法益侵害の範囲が多岐にわたり、頻発のおそれが大きく、法益侵害の危険が高いために刑罰が加重されるものと考えられている³。

この点、特別秘密の取扱いを反復継続することが見込まれる取扱業務者は、それが見込まれない業務知得者に比べ、特別秘密に触れる程度や頻度が高くなるため、その漏えいによる法益侵害の範囲が多岐にわたり、頻発のおそれも大きく、法益侵害の危険が高くなることが考えられる。

イ 他方、取扱業務者は、その職務上特別秘密の取扱いが当然に予定され、それ故に特別秘密を厳格に保全することがその職務上、特に強く求められる者であるため、業務知得者に比べ、より厳格な秘密保全義務を負うものと考えられる。

また、取扱業務者は、そのような厳格な秘密保全義務を負うことを前提として、自己が所属する機関から特別に信頼されて当該職務に就いている者と考えられる。

このような取扱業務者による漏えいは、業務知得者による場合と比べ、非難可能性が大きいと考えられる。

ウ このように、取扱業務者による漏えいは、業務知得者による場合と比べ、法益侵害の危険が高く、また、非難可能性も大きいと考えられるため、より重く処罰すべきであって、両者を区別することに合理性はあると考えられる。

4 具体的当てはめ

本法制は、自衛隊法の防衛秘密制度を取り込み、保護すべき秘密の範囲及び規律の対象を拡大するものであるため、取扱業務者に該当する者として想定される者も自衛隊法から拡大されることになる。新たに想定される者としては、例えば、

- 外務省において、我が国の安全保障に係る外国政府等との交渉に従事する者や、外交に関し必要な情報の収集・分析に従事する者
- 警察庁・都道府県警察や公安調査庁において、テロ等の緊急事態に対処する者や、テロ対策等に関し必要な情報の収集・分析に従事する者

が特別秘密を取り扱う場合は、いずれも特別秘密の取扱いを反復継続することが見込まれ、取扱業務者に該当することになると考えられる。

*3 業務上横領罪（刑法第253条）を加重処罰する根拠として、「業務上占有する物に対する横領行為は、通常、多数の者との信任委託関係を破壊する点で単純横領行為の場合より法益侵害の範囲が広く、また、反復の可能性も大きいため、一般予防の見地から、単純横領罪より重く処罰されるのである。」（大コンメンタール刑法第13巻408頁）とされている点が参考になる。判例も「業務上横領罪ヲ…単純横領罪ヨリ区別シタルハ業務関係ニ依ル保管金品ノ不正領得カ個人的信用関係ヲ主トスル単純ナル保管金品ノ不正領得ニ比シ其ノ性質上法益侵害ノ範囲多岐ニ亘リ社会ノ信用ヲ害スルコト極メテ大ナルト比ノ種犯罪ハ頻発ノ虞極メテ多キヨリシテ一般警戒上法定刑ヲ重クシタ…」（大判昭和13年3月9日）としている。

他方、同じく警察庁・都道府県警察の職員であっても、特別秘密に係る犯罪の捜査に従事する者が特別秘密を取り扱う場合は、職務の遂行のため偶発的に特別秘密を取り扱うに過ぎず、業務知得者にとどまると解される。

適性評価の代替的な措置について（**法第8条第1項第2号関係**）（メモ）**1 通常の適性評価によらないで特別秘密を取り扱わせることができる仕組みを設ける必要性**

特別秘密の保護を徹底するためには、あらかじめ適性評価を実施し、適性を有すると認められた者のみに特別秘密を取り扱わせることが原則である。

一方で、通常、一連の適性評価のプロセスを完了するには数ヶ月程度の期間を要することが見込まれるため、例えば以下の場合には、この原則を適用することが現実的ではないと考えられる。

- (1) 特別秘密を実際に取り扱うことを予想することが困難な事務を所掌する行政機関又はその内部の特定の部局において、その職員に直ちに特別秘密を取り扱わせなければ事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるような場合
- (2) 特別秘密を取り扱うことが当然に予想される事務を所掌する行政機関又はその特定の部局であっても、職員数が特に大規模であるために大量の職員に対して特定の時期に適性評価を実施する場合又は事故により欠けた職員の補充として早急に他の職員に特別秘密を取り扱わせる場合

このため、このような場合には、例外的に、必要最小の期間に限り通常の適性評価を経ずに特別秘密を取り扱わせることを可能とする代替的な仕組みが必要と考えられる。

上記のように、特別秘密を取り扱うことが予想される事務を所掌しているかどうかにより代替的な仕組みを必要とする事情は異なり、それぞれごとに仕組みを検討する必要はあるものの、通常の適性評価を経ておらず適性の有無が明確ではない職員に特別秘密を取り扱わせる場合に対応する仕組みという点では共通する措置が多いと考えることから、以下、合わせて検討することとする。

2 代替的な仕組みとして考えられる措置

通常の適性評価を経ずに職員に特別秘密を取り扱わせる期間を必要最小限度とすることを前提とすると、特別秘密を取り扱うこととなる職員が外部から漏えいの働きかけを受ける事態は想定しにくいと、当該職員がこれを漏らす主な背景・理由としては、自発的なもの及び意図しないものが考えられる。したがって、通常の適性評価を経ておらず適性の有無が明確でない職員による漏えいのおそれを低減させるための代替的な仕組みは、まず、この2点に対応したものである必要があると考えられる。

(1) 検討の対象となり得る具体的な措置**ア 宣誓**

特別秘密の取扱いに先立ち、その保護上必要な各種の措置を関係法令等に従って講ずる旨や、漏らした場合には重罰に処せられることを認識している旨を宣誓させる措置は、特別秘密の保護に係る各種の措置を実践する意識や特別秘密を取り扱う上での注意力を向上させたり、漏らそうとする思いを抑止したりする効果があり、漏えいの防止に資すると考えられる。

イ 取扱者であることを示す徽章等の着用

徽章、腕章、胸章その他特別秘密を取り扱っている職員であることを示すものを付けさせる措置は、特別秘密の取扱者としてその保護に係る各種の措置を实践する意識や特別秘密を取り扱う上での注意力を継続させる効果が期待できるほか、特別秘密を取り扱っている職員を他人が識別できることで、取扱者とその保護に係る措置を適切に実践していない場合には他人が是正させる効果も期待できることから、漏えいの防止に資すると考えられる。

ウ 取扱状況の検査

特別秘密を取り扱うことを想定していなかった職員が、直ちに取扱わなければならないような場面で特別秘密を取り扱う場合には、本来の事務処理に注力する余り、特別秘密の保護に係る各種の措置の实践がなおざりになることも考えられる。このため、通常の適性評価を経ない職員に特別秘密を取り扱わせている期間においては、通常の適性評価により適性を有すると認められた者に特別秘密を取り扱わせる場合よりも頻繁に、行政機関の長又はその指名した者が特別秘密の取扱状況について検査し、なおざりになっている場合には是正のために必要な指導をする措置を講ずることは漏えいの防止に資すると考えられる。

エ 複数の職員による取扱い

複数の職員で特別秘密を取り扱うこととする措置は、特別秘密の保護に係る措置を適切に講じているかを職員各員が相互に確認しあうことで、取扱者が単独で特別秘密を取り扱うよりもこれを漏らすおそれを低減する効果があると考えられる。

オ 講習等

特別秘密の取扱いを予想することが困難な行政機関やその内部の特定の部局にあっては、恒常的に特別秘密を取り扱っている行政機関と異なり、漏えいに繋がり得る事態が生じた場合に組織的に対処する基盤が十分とはいえないことから、取扱いに先立ち特別秘密の保護に係る各種の措置のうち必要最小限度の内容について講習や指示により習得・周知する措置を講ずることは、特に当該規範の未習熟に起因する漏えいのおそれを低減する効果があると考えられる。

(2) 実践可能性等の検討

(1)に掲げた措置について、これらを実践することが現実的か及び代替的な措置として位置付けられるかを、

- ① 代替的な措置が必要な場面において本来の事務の遂行に過度の負担とならないこと。
 - ② 通常の適性評価を経た職員に講ずべき措置との差別化が図られること。
- の2つの観点から検討することとする。

ア 宣誓

直ちに特別秘密を取り扱わせなければならない状況であっても特別秘密を取り扱う事務の着手を妨げるほどの時間を要しない方法で実践することが可能な措置であり、また、現行の防衛秘密制度にはない措置であることから、①②のいずれも満たすと考えられる。

したがって、代替的な措置として位置付ける方向で検討することとする。

イ 取扱者であることを示す徽章等の着用

特別秘密の取扱いに着手する時点において取扱い中も特別秘密を取り扱う職員にほとんど負担をかけずに実践することが可能な措置であり、また、現行の防衛秘密制度にはない措置であることから、①②のいずれも満たすと考えられる。

したがって、代替的な措置として位置付ける方向で検討することとする。

ウ 取扱状況の検査

主として検査を行う行政機関の長又はその指名した者の負担は生じるものの、実際に特別秘密を取り扱っている職員の負担を軽微なものとする方法でも実践が可能な措置であり、①を満たすと考えられる。

また、取扱状況の検査という措置自体は、適性評価制度がない現行の防衛秘密制度においても導入されているところ、適性の有無が明らかでない職員に特別秘密を取り扱わせる期間に限って、通常の適性評価を経て特別秘密を取り扱わせている時よりも検査の頻度を高めることとすれば、適性の有無が明らかでない職員に対する固有の措置ともいえることから②を満たすと考えられる。

したがって、代替的な措置として位置付ける方向で検討することとする。

エ 複数の職員による取扱い

1 (1)に該当するものとしては捜査において特別秘密を取り扱う場合が考えられるが、その実務に照らせば常に複数の職員で取り扱うこととする措置は実践が困難な場合があるとの指摘が法務省等からあったことを踏まえると、特段の事由がある場合を除いて可能な限り複数の職員により特別秘密を取り扱う措置を講ずることとすれば、①を満たす余地はあると考えられる。

一方で、現行の防衛秘密制度においても通常の適性評価を経た者であっても漏えいのおそれを低減させる措置として一定の場合には複数の職員により取り扱わせる措置を既に講じている状況に鑑みると、適性の有無にかかわらず講ずるべき措置ともいえることから、②を満たすとはいえないとも考えられる。

したがって、代替的な措置として位置付けることができるのかなお慎重に検討する必要がある。

オ 講習等

講習等は、①の観点から簡潔な方法で実施することとすれば、通常の適性評価を経て特別秘密を取り扱うこととなる職員であっても、特別秘密の保護に係る各種の措置に未習熟な場合には、取扱いに先立ち実施するべきとの指摘があり得るところであり②を満たさなくなる一方で、②の観点から特別秘密を取り扱うことが予想できない行政機関やその特定の部局であることも念頭に十全の講習等を実施することとすれば、事務に迅速に着手できないとの指摘があり得るところであり①を満たさなくなる。

このように、①と②の観点を同時に満たすことが困難であることから、代替的な措置には位置付けないこととする。

3 代替的な仕組みに加えて何らかの形で適性の評価を行う必要性

およそ特別秘密を取り扱う場合には一定の保護措置が講じられることとなることを前提とすると、2(1)アからエまでの措置を代替措置として講ずるとしても、これらによ

って得られる保護水準の向上には限界があるため、これらの措置は通常の適性評価を経ない職員に特別秘密を取り扱わせることに伴って高まる漏えいのおそれを低減させる代替的な措置としては十分とはいえないことから、特別秘密を取り扱わせる職員の適性を全く評価しないまま特別秘密を取り扱わせる制度設計は適当ではないと考えられる。このことと通常の適性評価を行うことが現実的でないことを併せ考えると、通常の適性評価に代替する措置としては、簡易な方法等による適性の評価^{*1}と2(1)アからエまでの措置を組み合わせる方法が考えられる。

4 簡易な方法等による適性の評価

適性の有無が明確でない職員に直ちに特別秘密を取り扱わせなければならない事情は特別秘密を取り扱うことが予想される事務を所掌しているかどうかによって異なることや、適性の調査が深く実施できればできるほど漏えいのおそれを的確に評価できることとなるため取り扱わせることができる期間を相対的に長くとることができることを考慮すると、別紙のとおり、行政機関の職員に特別秘密を取り扱わせることの予見可能性、頻度、期間を考慮してそれぞれに応じた適切な代替措置を講ずることが考えられる。

具体的には、1(1)の場合には、事務の迅速性が強く要請され、通常の適性評価の調査事項を全て調査したり、関係者への質問や公私の団体への照会等を行ったりするいとまがないことや多くの職員は取扱いが一時的であることが想定されるため、調査事項を限定した上で調査票の記載内容に基づいて適性を評価することが考えられる。そして、この場合には、特に簡易な方法により適性を評価していることに鑑み、取扱い期間は、多くの職員にとって本来的な事務の遂行に区切りを付けられる期間を考慮して必要最小限度に限定することとする。

一方で、1(2)の場合には、通常の適性評価を終了するまでの時間的余裕はないものの、人事慣行を考慮しても調査に1～2週間の時間を充てられることが想定されることから、当該期間内においては、漏えいのおそれとの結び付きが特に強い事項については深みのある調査まで行うことが可能と考えられる。このような方法により適性を評価した場合には、適性の評価がある程度精緻に行うことができることから、取扱い期間は、通常の適性評価に要する期間を考慮して必要最小限度に限定することとする。

*1 諸外国の例を見ると、通常の適性評価の一連のプロセスが完了していない者に特に秘匿を要する情報を取り扱わせる場合には、犯歴の確認等何らかの手続を経ている。

代替措置（案）

	A型	B型 ※1
代替措置 の対象と なること が想定さ れる職員 (例)	行政機関の長が、当該行政機関の職員に特別秘密を取り扱わせることの 予見可能性、頻度、期間を考慮してA型、B型のうちから適切な代替措置 を講ずる。	
	特別秘密を取り扱わせる部署や時 期を予想することが困難な事務を所 掌している行政機関やその特定の部 局の職員にいわば偶発的に特別秘密 を取り扱わせる場合であって、その 取扱いが一時的であるとき（捜査 等）。	所掌事務上特別秘密の取扱いが当 然に予想される行政機関やその特定 の部局の職員に反復・継続して特別 秘密を取り扱わせる場合。 事故により欠けた職員を補充する 場合や適性評価を実施すべき職員が 大量にかつ特定の時期に集中して発 生する場合など真にやむを得ない事 情がある場合に適用。
簡易な 適性評価	○調査事項 第4項の7項目 ○調査方法 以下の方法で調査した限りにお いて適性を疑うべき特段の事情が なければ適性を有すると認める。 ・通常の適性評価の調査票を使用 する（第5項の3項目は記入不 要）。 ・調査票を担当者がチェックし、 必要に応じ、口頭で補足質問す る。 ・対象職員の所属機関の各種記録 との照合は行わない。 ・関係者への質問や公私の団体へ の照会を行わない。 ○その他の手続は通常の適性評価と 同様。	○調査事項 第4項の7項目と第5項の3項目 ○調査方法 以下の方法で調査した限りにお いて適性を疑うべき特段の事情が なければ適性を有すると認める。 ・通常の適性評価の調査票を使用 する（全て記入）。 ・特定有害活動、犯罪・懲戒の経 歴、情報の取扱いの非違の3項 目関係については、必要に応じ、 対象職員の所属機関の各種記録 との照合、関係者への質問や公 私への照会を行う。 ・経済状況、薬物の濫用・影響、 精神疾患、飲酒の4項目につい ては、調査票を担当者がチェッ クし、必要に応じ、口頭で補足 質問を行う。※2 ○その他の手続は通常の適性評価と 同様。

通常の 適性評価 との関係	移行しない。※3	行政機関の長が、更に調査を進め、 通常の適性評価に移行することが前 提。
適性の評 価以外の 措置	① 宣誓 ② 取扱者であることの明示 ③ 検査 (④ 複数の職員による取扱い)	① 宣誓 ② 取扱者であることの明示 ③ 検査 (④ 複数の職員による取扱い)
期間	2ヶ月以内	(P) 2～数ヶ月程度 ※4

※1 B型は、従前よりいわゆる「暫定措置」として検討してきたものである。

※2 B型において、照会権限を行使することも念頭においた制度とする場合には、政令のみでは規定できないことも考えられ、その場合には、法律において必要な規定を整備する必要がある。

※3 捜査等に携わる職員がA型の措置により特別秘密を取り扱い始めた後に、これが反復・継続する状況となった場合には、B型の措置を経て通常の適性評価を行うことも考えられる。

※4 B型の措置による取扱期間は、現行の特別管理秘密制度では2ヶ月であるが、防衛省に照会したところ、適性評価の実施時期の平準化に努めたとしても異動により新たに適性評価を実施することとなる者が相当数おり、しかも、異動時期が集中することから、当該期間を2ヶ月とすることが困難ではないかとの指摘があったところ、引き続き、防衛省と調整して当該期間を決定する必要がある。

なお、フランスにおいては、15日以内の調査により仮の適性評価を行った者に秘匿性の高い情報を取り扱わせることができる期間は6ヶ月とされている（各行政機関共通の訓令による。）。また、アメリカでは、最も秘匿性の高い情報を取り扱う者の適性評価の平均所要日数（上位90%）は73日である（2010年。連邦人事局資料による。）。

別表事項の解説（防衛に関する事項）

一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの

イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

- 1 「自衛隊の運用」とは、防衛出動や警戒監視活動等の任務を与えられた自衛隊が当該任務を遂行することをいう。「自衛隊の運用」の具体的内容としては、運用に係る命令、当該命令の実施状況、武器使用基準を含む対処要領、行動基準等が含まれる。
- 2 「自衛隊の運用に関する見積り若しくは計画」とは、直接侵略及び一定の間接侵略が生起した際における自衛隊の対処に関する計画、及び当該計画を作成するために必要又有用な内外の諸情勢その他の事項に関する分析評価又は予測をいう。具体的には、「年度の防衛、警備等に関する計画」（防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年訓令第8号）第16条）及びこの計画を作成するために実施される見積りを指す。
「自衛隊の運用に関する研究」とは、自衛隊の効率的かつ効果的な運用に資すること等を目的として行っている運用に関する各種の研究をいう。（具体的には、・・・が挙げられる。）
- 3 これらの事項が漏えいした場合、自衛隊の具体的な対処要領や活動状況等、直接侵略及び一定の間接侵略が生起した際の自衛隊の運用の態勢、関心事項等の手の内が明らかになることから、自衛隊による作戦行動等の円滑な遂行が困難になり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの

ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

- 1 「防衛に関し収集した重要な情報」とは、防衛に関して情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「防衛に関し収集した重要な情報」には、防衛を所掌する防衛省が収集した情報の他に、他の行政機関が収集した情報であって、防衛に資するものも含まれ得る。
- 2 「防衛に関し収集した電波情報」とは、防衛に関して収集した通信情報（COMINT）、電子情報（ELINT）及び宇宙飛翔体情報（TELINT）をいう。
具体的には、「通信情報」とは、通信の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報を、「電子情報」とは、レーダー波、航法用電波など通信以外の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報を、「宇宙飛翔体情報」とは、人工衛星や弾道ミサイルといった宇宙飛翔体から発射される電波を収集・処理して得られる情報をいう。
- 3 「防衛に関し収集した画像情報」とは、防衛に関して、人工衛星、航空機、ヘリコプター等を利用して地表面等の観測や撮像を行った結果として得た画像情報及び当該画像情報を処理・分析して得られる情報をいう。具体的には、自衛隊が収集・処理した画像情報の他に、内閣衛星情報センターが収集・処理した画像情報が挙げられる。
- 4 「防衛に関し収集したその他の重要な情報」とは、「電波情報」や「画像情報」と同等程度に重要と判断されるその他の情報をいい、具体的には、外国政府等からの提供情報や総合的な分析成果等が挙げられる。
- 5 これらの事項が漏えいした場合、
 - ① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手できなくなる
 - ② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手できなくなる
 - ③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、
 - ・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる
 - ・ 情報業務の間隙を衝かれることから、我が国を防衛するために適時に適切な対応をとることができず、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの
ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

1 「情報の収集整理」とは、「防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

2 「情報の収集整理の能力」とは、能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいい、具体的には、電波情報の場合には、自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な通信網やレーダーの周波数、画像情報の場合には、自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な地域、場所等が挙げられる。

「情報の収集整理の能力」には、防衛省の情報の収集整理に関する能力の他に、防衛省に防衛に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

3 これらの事項が漏えいした場合、

- ① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手できなくなる
- ② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手できなくなる
- ③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、
 - ・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる
 - ・ 情報業務の間隙を衝かれる

ことから、我が国を防衛するために適時に適切な対応をとることができず、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

- 一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの
- 二 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

1 「防衛力」とは、侵略を排除する国家の意思と能力を表すものとして、侵略を未然に防止し、万一侵略を受けた場合にはこれを排除する機能を有するものであり、自衛隊の部隊の規模や編成、装備品等の種類や数量等、我が国を防衛する上で必要な人的、物的その他の能力の総体をいう。

「防衛力の整備」とは、現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術等の動向等を踏まえ、我が国の安全を確保するために適切な防衛力を構築又は維持することをいう。

2 「防衛力の整備に関する見積り若しくは計画」とは、防衛力の整備を行うために作成する計画、及び当該計画を作成する際に必要又有用な内外の諸情勢等に関する分析評価又は予測をいう。具体的には、部隊の改編計画、装備品等の整備ペースや配備される部隊や時期等、防衛力の整備に関する細部計画の他に、当該計画を作成するにあたって行われる我が国の防衛力や国際情勢等に関する見積りが挙げられる。

3 「防衛力の整備に関する研究」とは、現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術の動向等に関する分析を踏まえた将来の防衛力の在り方の検討に資する研究をいう。(具体的には、・・・・・・が挙げられる。)

4 これらの事項が漏えいした場合、現在の我が国の防衛力の問題点に加えて、将来的な防衛力の方向性が明らかになり、相手国が我が国の防衛力の弱点をつく効果的な作戦の遂行や軍事力の構築を行うことが可能になることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの

ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量

- 1 「防衛」とは、直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国が実力をもって守ることをいい、直接的な作戦行動（戦闘行動）のみを指すのではなく、情報収集、物資の輸送・補給、装備品等の修理等の作戦行動を行うために必要不可欠又は密接な関連を有する諸活動を含む。

「防衛の用に供する」とは、自衛隊が直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国が実力をもって守るための作戦行動及び作戦行動に必要な不可欠又は密接な関連を有する諸活動（以下「作戦行動等」をいう。）に用いることを意味する。本別表は、漏えいした場合に我が国の防衛に極めて重大な支障を来す可能性のある事項の範囲を限定的に明示するものであることから、「防衛の用に供する物」は、防衛のために用いられる物件の全てではなく、自衛隊が直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を実力をもって守るための作戦行動等を行う際に使用されることを、その物の属性上若しくは用途上の本来的な目的とする物件等に限定され、具体的には、武器、弾薬、船舶、航空機その他に、戦車、装甲車等の車両等が挙げられる。

このため、「防衛」のために使用される可能性がある物件等のうち、自衛隊が使用する事務用機器等、当該物件の属性上又は用途上の本来的目的として、自衛隊が直接侵略及び間接侵略に対して我が国を実力をもって守るために用いるとは解されないものについては、本号の「防衛の用に供する物」には該当しない。

- 2 「防衛の用に供する物の種類又は数量」とは、各部隊等や各機関若しくは自衛隊が全体として保有している装備品等の種類又は数量をいう。

これらの事項が漏えいした場合、個別の部隊等又は自衛隊全体の戦闘能力や継戦能力等が明らかになり、相手国が自衛隊の部隊等の弱点を踏まえた作戦を実施することが可能となることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの
へ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

- 1 「防衛の用に供する通信網の構成」とは、自衛隊が直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を實力をもって守るために用いることを、その属性上若しくは用途上の本来的な目的とする通信網の拠点、経路又はその容量等をいう。(具体的には、・・・が挙げられる。)このため、一般業務用の通信網や基地内LANといったものは、「防衛の用に供する通信網の構成」には含まれない。
- 2 「防衛の用に供する通信の方法」とは、有線・無線を問わず自衛隊が発受する防衛の用に供する通信の方法をいい、具体的には、部隊等の使用する周波数、通信の方式（電波の送り方等）が挙げられる。
- 3 これらの事項が漏えいした場合、相手国が通信内容を傍受することが容易となり、自衛隊の作戦行動等の詳細が明らかになるおそれがあること、また、相手国が通信網を破壊することにより自衛隊の通信を妨害することが可能になることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

- 一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの
- ト 防衛の用に供する暗号その他口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号

1 「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「防衛の用に供する暗号」とは、自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上若しくは用途上の本来的な目的とする暗号を意味する。

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した自衛隊の通信内容を解読し、自衛隊の作戦行動等の詳細を知ること、また、収集対象となる情報に係る保全強化等を講じることが可能となることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

2 「口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号」とは、防衛に関し収集した重要な情報を伝達する際に用いられる暗号を意味し、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等を講じることが可能となることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの
チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの
の仕様、性能又は使用方法

- 1 「武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物」とは、自衛隊が作戦行動等を行う際に用いられることを、その属性上若しくは用途上の本来的な目的とする物件をいい、具体的には、武器、弾薬、船舶及び航空機その他に、戦車、装甲車等の車両等が挙げられる（詳細については、ホ号の解説を参照）。
- 2 「仕様」とは、装備品等の構造（内部的な組立て及び材質）、形状又は強度をいう。具体的には、潜水艦のプロペラの材質又は形状、戦車等の装甲厚等が挙げられる。
「性能」とは、装備品等がその目的に従って使用された場合に発揮する特性や能力をいう。具体的には、誘導弾の射程、潜水艦の潜航可能深度等が挙げられる。
「使用方法」とは、装備品等の物理的な操作方法のみならず、その装備品等の本来の目的にかなった最も有効適切な操作方法をいう。具体的には、機雷の敷設深度などが挙げられる。
- 3 これらの事項が漏えいした場合、装備品等が発揮し得る能力等が明らかになり、相手国が対抗措置を講じることが可能となるため、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。
- 4 研究開発段階にある装備品等についても、その仕様、性能又は使用方法が漏えいした場合、近い将来において自衛隊が作戦行動等に使用される蓋然性が高い装備品等が発揮し得る能力等が明らかになるため、装備品等とあわせて本号の対象と含めることとしている。

一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの
リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの、の製作、検査、修理又は試験の方法

- 1 「武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物」とは、自衛隊が作戦行動等を行う際に用いられることを、その属性上若しくは用途上の本来的な目的とする物件をいい、具体的には、武器、弾薬、船舶及び航空機の他に、戦車、装甲車等の車両等が挙げられる（詳細については、ホ号の解説を参照）。
- 2 「製作の方法」とは、装備品等若しくはそれに用いられる部品やシステム等を製作するために必要な知識又は技術をいう。具体的には、潜水艦の艦内配置等の設計や戦車の防弾鋼板などの製作の方法が挙げられる。
「検査の方法」とは、装備品等若しくはそれに用いられる部品やシステム等を検査するために必要な知識若しくは技術又は当該検査の評価基準若しくは結果として得られるデータをいう。具体的には、検査から得られるデータ等から性能や特性が明らかになる機雷、レーダー等の検査の方法などが挙げられる。
「修理の方法」とは、装備品等若しくはそれに用いられる部品やシステム等を修理するために必要な知識若しくは技術又は当該修理の結果として得られるデータをいう。具体的には、曳航式パッシブソナーや秘匿装置などの修理の方法が挙げられる。
「試験の方法」とは、装備品等もしくはそれに用いられる部品やシステム等の試験を行うために必要な知識若しくは技術又は当該試験の評価基準若しくは結果として得られるデータをいう。具体的には、試験から得られるデータ等から周波数等の特性が明らかになるレーダーの試験の方法などが挙げられる。
- 3 これらの事項が漏えいした場合、装備品等が発揮し得る能力等が明らかになり、相手国が対抗措置を講じることが可能となるため、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。
- 4 研究開発段階にある装備品等についても、その仕様、性能又は使用方法が漏えいした場合、近い将来において自衛隊が作戦行動等に使用される蓋然性が高い装備品等が発揮し得る能力等が明らかになるため、装備品等とあわせて本号の対象と含めることとしている。

- 一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの
ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

- 1 「防衛の用に供する施設」とは、自衛隊が作戦行動等を行う際に用いられることを、その属性上若しくは用途上の本来的な目的としている施設（土地、建物及びその付属施設をいう。建物及びその付属施設の用途に従って当然に存在する若しくはその効用を増す器材等、例えば電気回線、通信回線若しくは警備システム等を含む。）をいい、具体的には、作戦行動の際に指揮所として使用される施設が挙げられる。他方、自衛隊が所有している宿舍又は厚生施設等の施設は、「防衛の用に供する施設」には含まれない。
- 2 「設計」とは、防衛の用に供する施設の構造（内部的な組立て及び材質）又は当該施設に求められている強度をいう。具体的には、特定の区画が基地内若しくは建築物の内部のどこに存在するか、又は電気回線、通信回線若しくは警備システムの構成や配置を含む。
「性能」とは、防衛の用に供する施設がその用途に従って使用された場合に実際に発揮される特性、強度若しくは能力（施設の設計目的が達成されているか）をいう。（具体的には、・・・が挙げられる。）
「内部の用途」とは、防衛の用に供する施設の内部、例えば、ある区画（部屋）がいかなる目的で使用されているかをいう。
- 3 これらの事項が漏えいした場合、防衛の用に供する施設の防護能力等が明らかになり、自衛隊の作戦行動等に重大な支障を来す可能性があることから、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

別表事項の解説（外交に関する事項）

二 外交に関する事項であって、次に掲げるもの

イ 我が国の安全保障等に係る外交の構想

※（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において、「安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一 安全保障

二 国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保全について外国政府（これに準ずるものを含む。以下同じ。）との間で生じている問題の解決

1 外交は、国際社会において我が国の利益を確保する上で重要な活動であるが、安全保障、経済協力、文化交流等の広範多岐な分野で行われているため、外交に係る秘密を全て特別秘密の対象とすることは適当でない。このため、外交に関する事項については、主として安全保障又はこれに類するものに限定することとしている。

2 「安全保障」とは、国の平和・独立、領域、国民の生命・財産等を外部の脅威から守ることをいい、具体的には、実力をもって侵略を排除する防衛に加えて、日米安全保障体制の堅持等による我が国を取り巻く国際環境の安定確保等が挙げられる。

「国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保全について外国政府（これに準ずるものを含む。以下同じ。）との間で生じている問題の解決」とは、外国政府（我が国が承認していない国の当局を含む。）との間で生じている領有権の問題又は国民の生命若しくは身体に対する被害等の問題を解決することをいう。具体的には、北方領土問題の解決、北朝鮮による拉致問題の解決が挙げられる。

「安全保障」は、国の領域等の安全を保つことを意味するのに対して、「国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保全について外国政府（これに準ずるものを含む。以下同じ。）との間で生じている問題の解決」は、既に侵害されている国の領域等の保全を回復することを意味するが、いずれも国際社会の中で国の領域等の安全を実現することを内容とし、国の存立に深く関わる点で共通している。

3 「我が国の安全保障等に係る外交の構想」とは、我が国の安全保障等に係る外国政府又は国際機関との交渉において我が国が達成すべき利益及び構築すべき外交関係並びにそれらを実現するために交渉上準拠すべき基本的な原則又は指針をいう。（具体的には、・・・が挙げられる。）

4 これらの事項が漏えいした場合、

① 我が国の安全保障等に係る外交の構想の実現を阻止するため、関係国が対抗措置や妨害措置を講じることが可能となり、我が国の利益の実現や望ましい外交関係の構築

が困難になる可能性がある

- ② 我が国と同盟国等との間の安全保障等に係る協力・連携の具体的内容が明らかになることにより、同盟国等との信頼関係が損なわれ、その後の安全保障等に係る協力・連携が困難になる可能性がある

ことから、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

二 外交に関する事項であって、次に掲げるもの

- ロ 我が国の安全保障等に係る外国政府又は国際機関との交渉の方針又は内容

※ (定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において、「安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一 安全保障

二 国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保全について外国政府（これに準ずるものを含む。以下同じ。）との間で生じている問題の解決

- 1 「我が国の安全保障等に係る外国政府又は国際機関との交渉の方針」とは、我が国の安全保障等の実現のために外国政府又は国際機関との間で行うべき交渉のための対処方針をいい、具体的には、我が国との間で安全保障等について具体的な問題を生じている外国を相手国とする当該問題の解決のための交渉に際して作成される具体的な交渉方針などが挙げられる。

これらの事項が漏えいした場合、交渉における我が国の手の内が明らかになるため、望ましい交渉結果を得ることが困難になり、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

- 2 「我が国の安全保障等に係る外国政府又は国際機関との交渉の内容」とは、我が国の安全保障等の実現のために外国政府又は国際機関との間で行われる交渉の内容をいい、具体的には、安全保障等について我が国と共通の脅威を抱える同盟国等を相手国とする、両国が協力・連携して講ずべき安全保障等に係る措置についての交渉の内容などが挙げられる。

これらの事項が漏えいした場合、関係国が我が国及び同盟国等の手の内を踏まえて効果的な対抗措置や妨害措置を講じることが可能になり、また、同盟国等との信頼関係が損なわれることから、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

二 外交に関する事項であって、次に掲げるもの

ハ 外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報

※ (定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において、「安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一 安全保障

二 国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保全について外国政府（これに準ずるものを含む。以下同じ。）との間で生じている問題の解決

1 「外交に関し収集した重要な情報」とは、外交に関して情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「外交に関し収集した重要な情報」には、外交を所掌する外務省が収集した情報の他に、他の行政機関が収集した情報であって、外交に資するものも含まれ得る。

2 「外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報」の具体的内容としては、我が国の安全保障等を実現する上で脅威となり得る国の軍事動向等に関する内部情報、画像情報、外国政府等からの提供情報等が挙げられる。

3 これらの事項が漏えいした場合、

① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手できなくなる

② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手できなくなる

③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・ 情報業務の間隙を衝かれる

ことから、我が国の外交上必要な対応を適時にとることができず、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

- 二 外交に関する事項であって、次に掲げるもの
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

1 「情報の収集整理」とは、「外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

2 「情報の収集整理の能力」とは、能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいう。(具体的には、・・・が挙げられる。)「情報の収集整理の能力」には、外務省の情報の収集整理に関する能力の他に、外務省に安全保障等に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

3 これらの事項が漏えいした場合、

- ① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手できなくなる
- ② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手できなくなる
- ③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、
 - ・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる
 - ・ 情報業務の間隙を衝かれる

ことから、我が国の外交上必要な対応を適時にとることができず、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

二 外交に関する事項であって、次に掲げるもの

ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

1 「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「外交の用に供する暗号」とは、外交に必要不可欠若しくは密接な関連を有している諸活動の際に用いることを、その属性上若しくは用途上の本来的な目的とする暗号を意味し、具体的には、外務省本省と在外公館との間で情報を伝達するために用いられる暗号が挙げられる。

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、安全保障等に係る外交を含む我が国の外交の手の内等の詳細を知ることが可能となり、また、他国との信頼関係が損なわれることから、我が国の安全保障等に係る外交を含む外交全般に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

2 「ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」とは、外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号を意味し、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を外務省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等を講じることが可能となり、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

別表事項の解説（公共の安全と秩序の維持に関する事項）

- 三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であって、次に掲げるもの
- イ 第二条第二項第一号に規定する行為その他の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研究

※（定義）

第二条（略）

2 この法律において、「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

- 一 政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二（略）

3（略）

- 1 「公共の安全と秩序」とは、法規又は社会的慣習をもって確立している国家及び社会の公の安全秩序を意味し、その維持を主な任務とする行政機関としては、警察庁、公安調査庁及び海上保安庁（以下「治安機関」という。）がある。治安機関の所掌事務は多岐に及ぶが、本号は、それらのうち、国の存立に深く関わる緊急事態への対処に関する事項を規定するものである。
- 2 「第二条第二項第一号に規定する行為」、すなわち「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為」とは、いわゆるテロリズムのことであって、「特定有害活動」の一つとして位置付けられている行為を「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」に該当する端的なものとして例示している。（詳細についてはロ号にて説明。）
- 3 「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 24 条第 1 項に規定されているものである。当該緊急事態には、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態が含まれるが、本号は「公共の安全と秩序の維持に関する事項」であることから、いわゆるテロリズムのほか、同法第 25 条第 1 項に規定する緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの）を想定している。
- 緊急対処事態の具体例としては、
- (7) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃（原子力事業所、石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設、危険物積載船等への攻撃）、
- (イ) 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃（大規模集客施設、タ

- ミナル駅等に対する攻撃)、
- (ウ) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃 (放射性物質、生物剤、化学剤等による攻撃)、
- (エ) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃 (航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ)
- 等が挙げられる。

- 4 「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画」とは、緊急事態への適切な対処を確保するため、警察及び海上保安庁がとるべき措置の手順等をまとめた計画をいい、具体的には、重大テロ (※) が発生した場合の警察及び海上保安庁における対応要領が挙げられる。

「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための研究」とは、緊急事態への効率的かつ効果的な対処に資すること等を目的として行う研究をいい、具体的には、緊急事態発生時における諸外国の対応要領を踏まえた研究が挙げられる。

※ 「重大テロ」とは、国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズムをいう (平成 10 年 4 月 10 日閣議決定「重大テロ等発生時の政府の初動措置について」)。

- 5 これらの事項が漏えいした場合、緊急事態に対処する治安機関の能力、態勢又は関心事項が明らかになり、テロ組織等が治安機関の手の内を踏まえた効果的な攻撃を実施することが可能となるため、国及び国民の安全に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

【参照条文】

- 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律 (平成 15 年法律第 79 号)

(その他の緊急事態対処のための措置)

第二十四条 政府は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、次条から第二十七条までに定めるもののほか、武力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に的確かつ迅速に対処するものとする。

2 (略)

(緊急対処事態対処方針)

第二十五条 政府は、緊急対処事態 (武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 (後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)) で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。以下同じ。) に至ったときは、緊急対処事態に関する対処方針 (以下「緊急対処事態対処方針」という。) を定めるものとする。

2～12 (略)

- 三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であって、次に掲げるもの
- ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報

※ (定義)

第二条 (略)

2 この法律において、「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

- 一 政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動
- 二 外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの
 - イ 我が国の利益の維持のために秘匿を要する情報を不当な方法により取得する活動
 - ロ 大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

3 (略)

1 「公共の安全と秩序の維持に関し収集した重要な情報」とは、公共の安全と秩序の維持に関して、情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理・分析した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「公共の安全と秩序の維持に関し収集した情報」には、治安機関が収集した情報の他に、他の行政機関が収集した情報であって、公共の安全と秩序の維持に資するものも含まれ得る。

2 治安機関は「公共の安全と秩序の維持」に関する事項について様々な情報収集活動を行っているが、それらによって得られる情報を全て特別秘密の対象とすることは適当でない。このため、本号においては、国の存立に深く関わる「特定有害活動」に関する重要な情報のみを規定している。

3 「特定有害活動」については、我が国にとって有害な活動のうち、我が国の存立に影響を及ぼし得る程度のもので、第一にいわゆるテロ活動を、第二に、いわゆる対日有害活動、すなわち外国が組織的に行う我が国にとって有害な活動のうち、その有害性の程度が特に高いものを規定している。

(1) 「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動」とは、国内外の組織によるいわゆるテロ活動をいう。

本規定は、平成 13 年の米国同時多発テロを受けて創設された自衛隊の警護出動に関する規定（自衛隊法第 81 条の 2 第 1 項）を参考としているが、警護出動が大規模テロを想定していることから「多数の人を殺傷し」と規定しているところ、本法においては、いわゆる要人テロを含む必要があることから、単に「人を殺傷し」としてい

る。また、テロリズムは国際的な脅威として国際的な取組により撲滅することが必要であることを踏まえ、我が国をターゲットとする活動に限定せず、また、活動を行う者の国籍、活動の場所について限定していない。

- (2) 「外国の利益を図る目的で行われる活動」であって、「我が国の利益の維持のために秘匿を要する情報を不当な方法により取得する活動」とは、いわゆる諜報活動のことであり、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持の観点のみならず、我が国の経済や科学技術等の維持発展の観点から秘匿すべき情報を、社会通念に照らして妥当とは認められない方法で収集する活動をさす。本号の「秘匿を要する情報」は、必ずしも政府の保有する情報に限定されず、民間が保有する機微な情報で他の法令で保護されているものも含み得る。

「大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動」とは、大量破壊兵器（核兵器、生物兵器及び化学兵器）及びその運搬手段としてのミサイル並びにその関連物資の国際的な取引のうち、国際的枠組みに反するものをいう。具体的には、外国政府機関等の職員又は外国政府機関等による工作を受けた者が特定の外国のために行う場合を想定している。

また、「その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動」とは、「大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動」と同程度に、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制の平穏な状態を著しく害し、又は害するおそれがある活動をいい、現時点においては、例えば、外国政府機関等による日本人の拉致が挙げられる。

なお、これらの活動は、外国が組織的に行うものであることから「外国の利益を図る目的で行われる活動」として規定しており、外国とのつながりを有しないブラックジャーナリスト等による不当利得のみを目的とした活動は含まない。

- 5 「公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報」の具体内容としては、国内外の組織によるテロ活動、我が国に対する外国情報機関等の諜報活動等に関する内部情報、画像情報、外国政府等からの提供情報等が挙げられる。

- 6 これらの事項が漏えいした場合、

- ① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手できなくなる
- ② 情報の提供国等との信頼関係を損なうため、じ後必要な情報を入手できなくなる
- ③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、
 - ・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる
 - ・ 情報業務の間隙を衝かれる

ことから、テロ活動等の特定有害活動を抑止するために適時に適切な対応をとることができず、国及び国民の安全等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

【参照条文】

○自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）

（自衛隊の施設等の警護出動）

第八十一条の二 内閣総理大臣は、本邦内にある次に掲げる施設又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができる。

一 自衛隊の施設

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域（同協定第二十五条の合同委員会において自衛隊の部隊等が警護を行うこととされたものに限る。）

2・3 （略）

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であって、次に掲げるもの
ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

1 「情報の収集整理」とは、「公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

2 「情報の収集整理の能力」とは、能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいう。(具体的には、・・・が挙げられる。)「情報の収集整理の能力」には、治安機関の情報の収集整理に関する能力の他に、治安機関に公共の安全と秩序の維持に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

3 これらの事項が漏えいした場合、

- ① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手できなくなる
- ② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手できなくなる
- ③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、
 - ・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる
 - ・ 情報業務の間隙を衝かれる

ことから、テロ活動等の特定有害活動を抑止するために適時に適切な対応をとることができず、国及び国民の安全等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

- 三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であって、次に掲げるもの
- ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号

1 「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号」とは、公共の安全と秩序の維持に必要不可欠若しくは密接な関連を有している諸活動の際に用いることを、その属性上若しくは用途上の本来的な目的とする暗号をいい、具体的には、警察又は海上保安庁がテロ等の緊急事態に対処する際に用いる暗号、警察庁と都道府県警察の間等において特定有害活動に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号が挙げられる。

これらの事項が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、テロ等の緊急事態に対処する治安機関の活動等の詳細を知ることが可能となり、また、収集対象となる情報に係る保全強化等を講じることが可能となることから、国及び国民の安全等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

2 「口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号」とは、公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号をいい、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を治安機関に伝達する際に用いられる暗号が挙げられる。

これらの事項が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等を講じることが可能となり、国及び国民の安全等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(公安庁)Re:【ご連絡】 秘密保全法制資料「別表事項の解説」の法制局持込みについて

送信日時: 2012年1月31日 17:41
宛先: 内閣職員107(内閣情報調査室)
CC: [Redacted]
添付ファイル: 別表事項の解説について.jtd (17 KB)

内閣情報調査室
様

お世話になっております。公安調査庁の[Redacted]です。別表事項の解説について、別紙のとおり気づきの点をお伝えします。

お忙しいところお手数かけて申し訳ありませんが、よろしくお願いします。

〒100-0013
東京都千代田区霞ヶ関1-1-1
公安調査庁総務部総務課審理室
室長補佐 [Redacted]
Tel 03-3592-5711 (Ex [Redacted]
[Redacted] 直通)
Fax [Redacted]
e-mail [Redacted]

[Redacted] wrote:

- > 関係省庁等担当各位
- >
- >
- > お世話になっております。
- >
- > 先週照会させていただいた「別表事項の解説」ですが、来週はじめにとりあえずのもの（内調内検討済み）として法制局に持ち込むことで考えております。
- >
- > これまでと同様、法制局持込後もコメント等を受け付けますが、具体例の加除修正のほか、表現ぶりについて更なる検討を要する箇所等特段のコメント等があれば、今週中にいただければと思います。
- >
- > 週明けに法制局に持ち込む際には、関係省庁に確認していただきたい箇所に付した下線をとる予定です。
- >
- > 週明けの法制局持込後、いつ呼ばれるかは不明ですが、法制局説明には関係省庁の方にご同席いただくことも考えております。詳細については、追ってご相談させていただきたいと思っております。
- >
- > お忙しいところ恐縮ですが、引き続き宜しくお願いいたします。

> *****
 > 内閣官房内閣情報調査室総務部
 > [Redacted]
 > [Redacted]
 > Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])
 > [Redacted] (直通)
 > Fax 03-3592-2307
 > *****=

平成24年1月31日
公安調査庁

別表事項の解説（公共の安全と秩序の維持に関する事項）について

<提案>

解説中、具体例の書きぶりについて、「具体的には、〇〇〇が挙げられる」等の表現となっているところ、それらを次のような表現のいずれかとする方が好ましいと思料。

「例えば、〇〇〇が挙げられる」

「具体例としては、〇〇〇が挙げられる」

「具体的には、〇〇〇等が挙げられる」

<理由>

現状の表現は、事例について解説中に示したものに限定する趣旨ではないと了解するものの、純粹に表現として見た場合、「具体的には、〇〇〇が挙げられる」は、意図に反して事例を限定列挙しているようにとらえられるおそれがあるとみられる。

実際には、解説中に示した事例以外のものについても、別表各号に該当するものがあると考えられることから、「例えば、〇〇〇が挙げられる」のような表現に統一する方が限定列挙との誤解を招くことが少なく、実情に照らしてより好ましいと思料。

以 上